

西宮市次世代育成支援行動計画

(後期計画)

～子育てするなら 西宮～

西宮市次世代育成支援行動計画 (後期計画)



西宮市

西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)

平成22年(2010年)3月
西宮市 健康福祉局 こども部
子育て企画・育成グループ

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号
TEL: 0798-35-3749
FAX: 0798-34-5465

平成22年(2010年)3月
西宮市

はじめに



西宮市では、平成 17 年 3 月に、「子どもが輝くまち・人にやさしいまち 西宮へ」を基本理念に「西宮市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、地域での子育て支援や保育サービスの充実、子どもの教育環境の充実など次世代育成支援に取り組んでまいりました。

わが国では、人口減少が既に始まっており、少子高齢化が着実に進行しております。本市におきましても、就学前児童に関しては、減少傾向が見え始めており、少子高齢化の流れは例外ではございません。本市はこれまで一貫して文教住宅都市としての優れた特性を活かしたまちづくりを進めてまいりました。この取り組みは、快適性豊かなまちとしての評価を高め、人口増をもたらし、賑わいと活力あるまちに発展を遂げてきたものでございます。このことは、本市が子育て世代にとって、魅力的なまちであることを示しているものと考えております。

そのような中、保育所の待機児童数は急激に増加しており、昨今の経済情勢を背景とした共働きを希望する家庭の増加とあいまって、保育サービスを利用したいというニーズは今後も増えていくものと考えられます。また、地域に目を向けますと、地域のつながりの希薄化や核家族化の進行は、「子どもの安全」や「家庭の養育力」にも影響を及ぼしており、子どもの健全育成は現在も重要な課題となっております。

そうした現状や課題を踏まえ、この度「西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。この計画は、平成 22 年度からの 5 年間、「子育てするなら 西宮」といえるまちづくりを進めるため、前期計画を引き継ぐ、後期の行動計画として策定したものです。今後は、この計画に基づきまして、市民の皆様のご理解とご協力を得ながら、取り組みを推進してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりニーズ調査等にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただき、計画のご審議をいただきました策定委員会の委員の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。

平成 22 年（2010 年）3 月

西宮市長 山田 知

- 目 次 -

第1編 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	3
第2編 子育てを取り巻く西宮市の現状	5
1. 人口の動向	5
2. 世帯(家族)や就労の状況	8
3. 保育等の状況	11
4. その他の状況	14
5. ニーズ調査からみる子育ての状況	15
6. 前期計画を振り返って	25
7. 後期計画に向けて	28
第3編 計画の基本的な考え方	31
1. 基本的な視点	31
2. 基本理念	32
3. 基本目標	32
4. 計画の体系	34
第4編 計画の内容	37
1. 目標事業量の設定	37
2. 重点施策と事業	38
3. 基本目標ごとの計画内容	60
基本目標1：地域における子育てを支えるまちづくり	61
1章 子育て支援サービスの充実	61
2章 子どもを健やかに育む環境づくり	65
3章 経済的な支援の充実	69
基本目標2：母と子の健康を支えるまちづくり	70
1章 子どもや母親の健康の確保	70
2章 食育の推進	72
3章 思春期保健対策の充実	74
4章 小児医療の充実	76

基本目標 3：子育てと仕事の両立を支えるまちづくり	77
1章 保育サービスの充実	77
2章 仕事と生活の調和の実現	80
基本目標 4：教育環境の充実と健全育成のまちづくり	82
1章 次代の親の育成	82
2章 子どもの生きる力の育成	83
3章 家庭や地域の教育力の向上	88
基本目標 5：子育て家庭にやさしいまちづくり	90
1章 良好な住宅・住環境の整備	90
2章 安全で安心な移動空間の確保	91
基本目標 6：子どもの権利と安全を守るまちづくり	93
1章 子どもの権利擁護の推進	93
2章 子どもを取り巻く有害環境や課題解決への取り組み	96
3章 子どもの安全の確保	98
第5編 計画の推進に向けて	101
1．計画の推進体制と推進にかかる経費	101
2．計画の進行管理	102
(1) 進行管理の体制	102
(2) 評価指標の設定	102
第6編 資料編	107
1．計画の策定経過	107
2．市内企業のワーク・ライフ・バランスの取り組み事例	108
3．西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）推進事業一覧	110
4．計画策定関係要綱集	140
(1) 西宮市次世代育成支援行動計画策定委員会設置運営要綱	140
(2) 西宮市次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿	141
(3) 西宮市次世代育成推進会議設置要綱	142
5．後期計画策定のためのニーズ調査の概要	146
6．パブリックコメントの概要	146

第1編 計画の策定にあたって

1．計画策定の趣旨	・・・	1
2．計画の位置づけ	・・・	2
3．計画の期間	・・・・・・	2
4．計画の策定体制	・・・	3

第1編 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国の総人口は、平成16年にピークを迎え、出生数はその30年も前の昭和48年をピークに減少し続けています。国は、急速に進む少子高齢化の流れを変えるため、平成15年7月に「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び企業に対して、次世代育成支援対策を集中的・計画的に進めるため、行動計画を策定することを義務づけました。本市においてもこの法律に基づき、平成17年3月に、平成17年度から平成21年度までの5年間を前期の計画期間とする「西宮市次世代育成支援行動計画」を策定し、「子どもが輝くまち・人にやさしいまち 西宮へ」を基本理念に、地域における子育て支援や保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実など、施策の展開を図ってきました。

しかしこの間、平成17年に合計特殊出生率が過去最低の1.26を記録するなど、急速な少子高齢化がさらに進行し、その後、平成20年には1.37と少し持ち直したものの、継続的に人口が減少する社会が到来しています。仮に現在の合計特殊出生率のままだと、日本の総人口は、平成58(2046)年には現在の1億2769万人から1億人を割り込むと推計されています。

このような動向を踏まえ、国においては、国民が希望する結婚や出産、子育てを実現できる環境づくりを進めるため、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本重点戦略」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がとりまとめられ、「就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきである」とし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者が果たすべき役割を掲げています。さらに、平成22年1月には、少子化社会対策基本法の大綱として「子ども・子育てビジョン」を策定し、「社会全体で子育てを支える」「希望がかなえられる」という2つの基本的な考え方にに基づき、子ども手当の創設や保育サービスなどを含めた今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンを示しました。そうした中、児童虐待相談件数の急増や、妊娠・出産に関する安全性、食に対する信頼性が問われる事件が起こるなど、近年、顕在化した社会問題もあります。

本市は、平成7年1月に阪神淡路大震災を経験し、その後の復興とともに文教住宅都市として、転入超過による人口増加が現在も続いているものの、就学前児童は本市においても減少傾向を示しつつあります。世帯の小規模化やそれに伴う子育てに不安を抱える保護者への対応、また、保育所などの待機児童や子どもの安全確保など、子どもや子育て家庭を取り巻く諸問題への対応を図っていくことが引き続き必要となっています。

このように、少子化社会や次世代育成支援にかかる一連の流れ、及び、本市における諸問題や課題に対し、総合的・一体的な施策の展開を今後もより一層図るため、後期の行動計画を策定するものです。

合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

2. 計画の位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく市町村行動計画として、国の定めた「行動計画策定指針」に即して策定するとともに、平成17年3月策定の「西宮市次世代育成支援行動計画（以下、「前期計画」という。）」の後期計画として、本市が今後進めていく集中的・計画的な少子化対策及び次世代育成支援対策の方向性や目標を、包括的に定めたものです。

また、この計画は、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、「第4次西宮市総合計画（平成21年3月）」など既存計画との整合性を図ったものとします。

3. 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」では、市町村が定める行動計画の期間は、平成17年度から平成21年度までの5年を前期計画とし、前期計画に関する必要な見直しを平成21年度に行った上で平成22年度から平成26年度までの5年間の後期計画を定めることとされています。

そのため、この計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

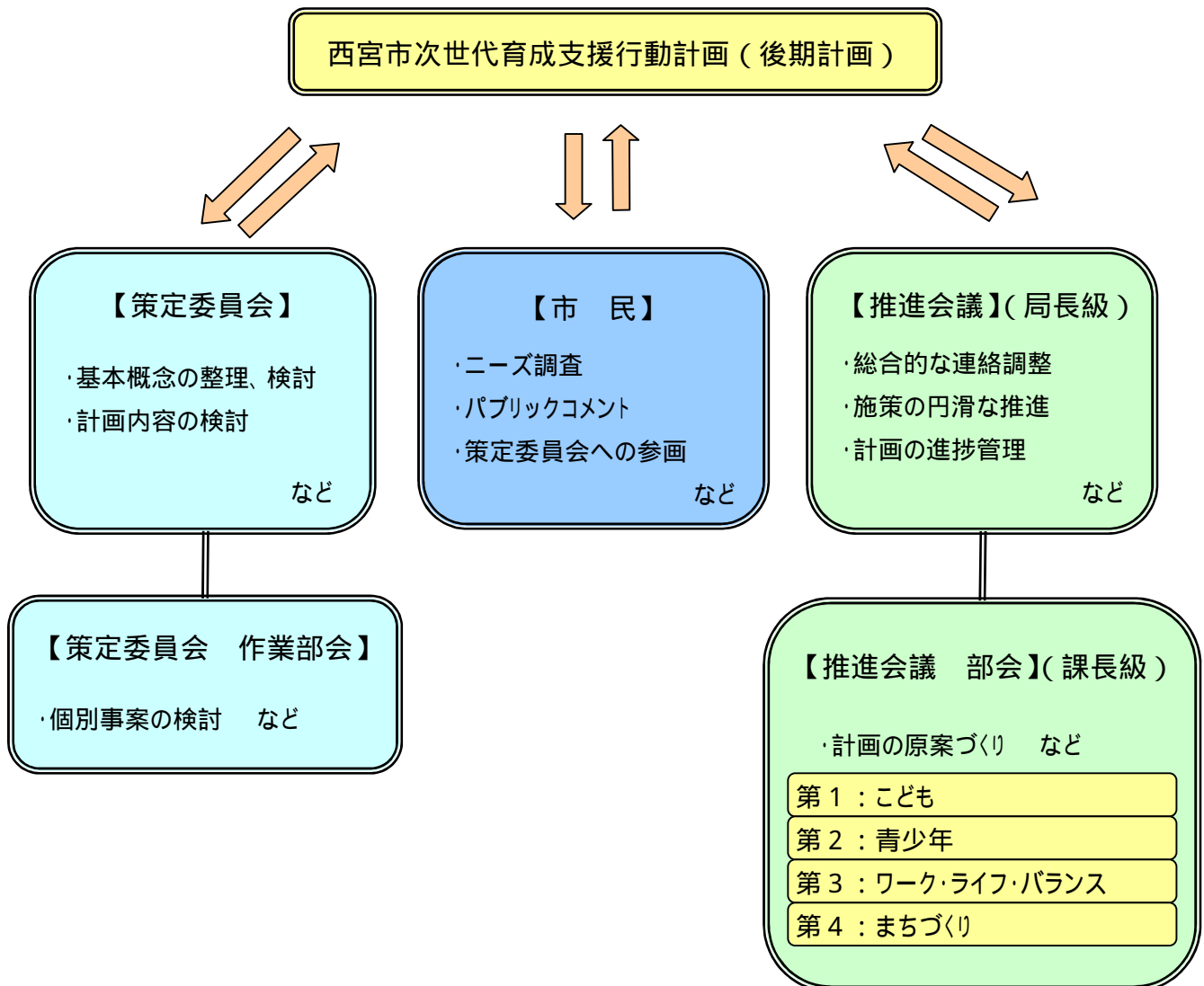
平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
● 次世代育成支援対策推進法 ●										
← 前期期間（前期計画） →					← 後期期間（後期計画） →					
⇔ 前期計 画策定					⇔ 後期計 画策定					

4 . 計画の策定体制

後期計画の策定にあたっては、学識経験者、関係団体等の代表者、公募市民などからなる「西宮市次世代育成支援行動計画策定委員会(以下、「策定委員会」という。)」を設置するとともに、その策定委員会の下部組織として、「策定委員会 作業部会」を設置して、具体的・個別的事案の審議や計画内容の検討を行いました。

また、計画策定の連絡調整や施策の円滑な推進のため全庁的な組織として「西宮市次世代育成推進会議(以下、「推進会議」という。)」その下部組織として、計画の原案づくりなどを行う「推進会議 部会」を設置しました。

さらに、市民の意見を計画に反映するため、「西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定のためのニーズ調査(以下、「ニーズ調査」という。)」を平成20年12月～平成21年2月に実施し、子育ての実態やニーズの把握に努め、策定委員会においては委員の公募による市民参画を図りました。また、計画素案ができた段階においてはパブリックコメントを実施しました。



第2編 子育てを取り巻く西宮市の現状

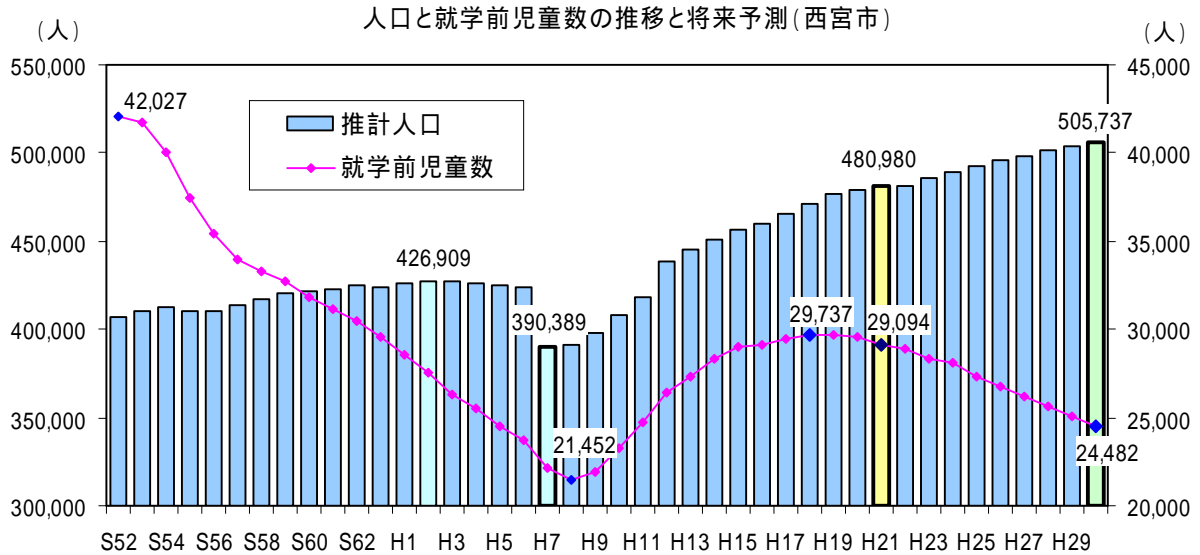
1．人口の動向	5
（1）人口の推移と将来予測	5
（2）出生の動向	7
（3）婚姻の動向	8
2．世帯（家族）や就労の状況	8
（1）世帯の動向	8
（2）就労状況等	9
3．保育等の状況	11
（1）保育需要と幼稚園入園率の推移	11
（2）年齢別就学前児童の居場所	12
（3）認可外保育施設の利用状況	12
（4）保育所の待機児童と留守家庭 児童育成センターの利用状況等	13
4．その他の状況	14
5．ニーズ調査からみる子育ての状況	15
（1）家族の状況	15
（2）子育てに関する悩み	16
（3）地域の子育て環境	17
（4）子育てと仕事の両立	18
（5）小学生の過ごし方と安全	19
（6）子どもへのしつけ	20
（7）子育て全般	21
（8）高校生の結婚や子育てに対する意識	23
6．前期計画を振り返って	25
7．後期計画に向けて	28

第2編 子育てを取り巻く西宮市の現状

1. 人口の動向

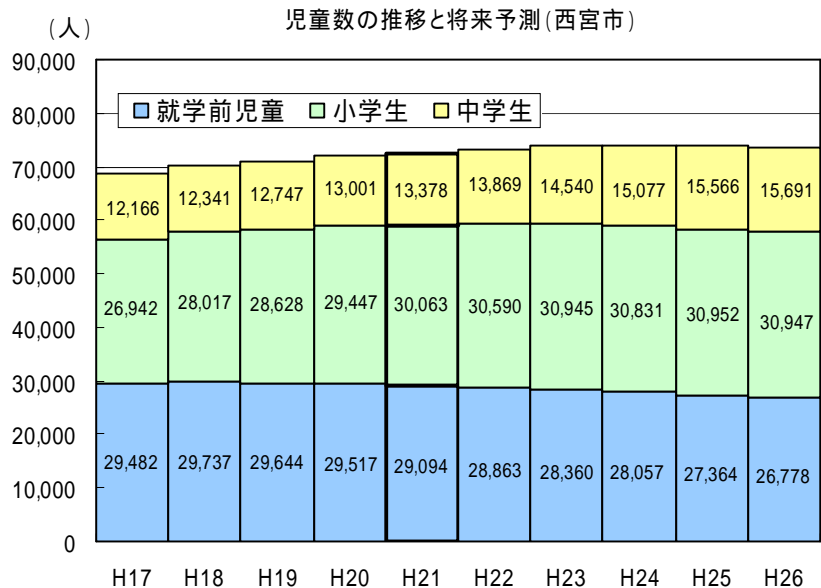
(1) 人口の推移と将来予測

本市の人口の推移と将来予測をみると、「推計人口」は平成8年以降増加しており、平成21年では480,980人となっています。一方、「就学前児童数(0～5歳児)」は平成19年以降再び減少しており、平成21年では29,094人となっています。平成19年に行った将来人口推計によると、本市の人口は平成30年まで増加する一方、就学前児童は24,482人まで減少すると予測されています。



資料：総人口「西宮の統計」(平成21年まで)、「西宮市将来人口推計(平成19年6月)」(平成22年以降)
 就学前児童「教育委員会資料」(平成21年まで)、「西宮市将来人口推計(平成19年6月)」(平成22年以降)

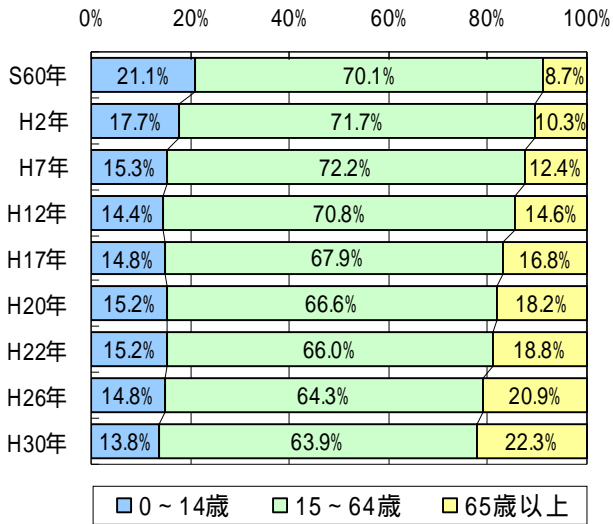
本市の児童数の推移と将来予測をみると、「小学生」及び「中学生」は今後も増加が予測されていますが、「就学前児童」は平成18年をピークに今後も減少し続けると予測されています。



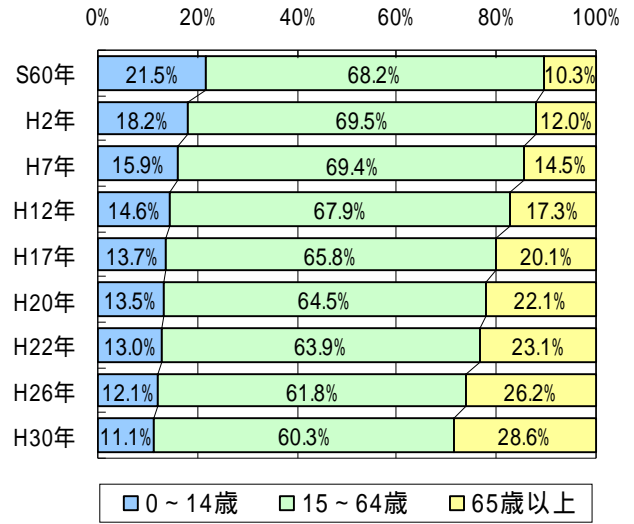
資料：「教育委員会資料」(平成21年まで)、「西宮市将来人口推計(平成19年6月)」(平成22年以降)

本市の年齢別の人口の推移をみると、「0～14歳」の人口割合の減少スピードは全国と比較すると遅く、平成7年から平成26年まではほぼ横ばいの状態です。しかし、65歳以上の高齢者は年々増加しており、全国と同様に少子高齢化が進んでいくことがうかがえます。

年齢別の人口の推移(西宮市)



年齢別の人口の推移(全国)

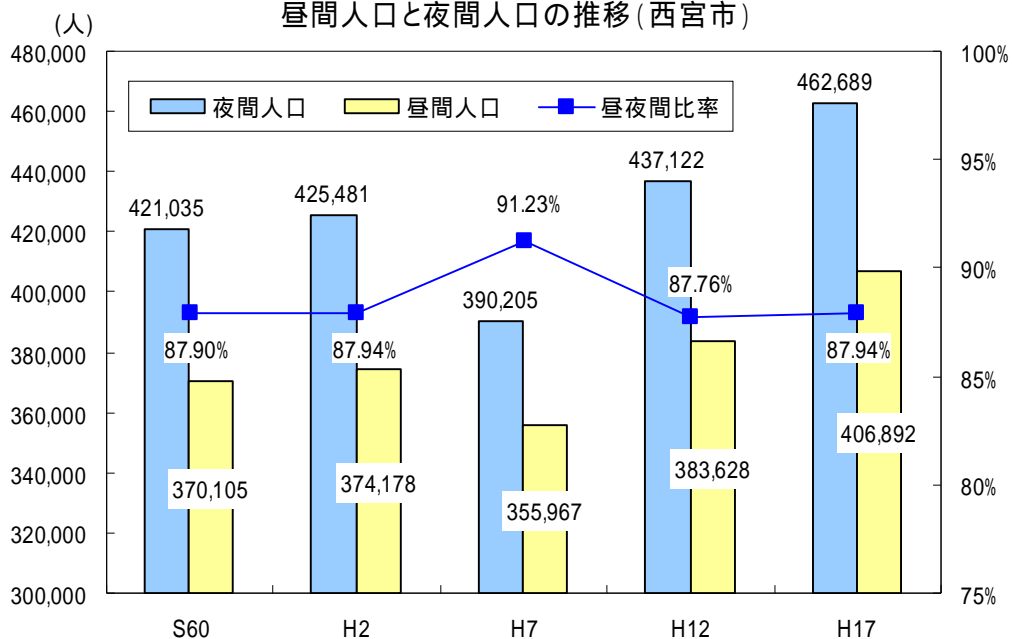


資料：国勢調査（平成17年まで）
 「住民基本台帳・外国人登録人口（9月末）」（平成20年）
 「西宮市将来人口推計（平成19年6月）」（平成22年以降）

資料：国勢調査（平成17年まで）
 「総務省統計局 推計人口（10月1日）」（平成20年）
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（平成22年以降）

本市人口の昼夜間比率の推移をみると、震災の影響で平成7年には一旦増加したものの、昭和60年以降、ほぼ横ばいの状態にあり、平成17年には87.94%となっています。

昼間人口と夜間人口の推移(西宮市)

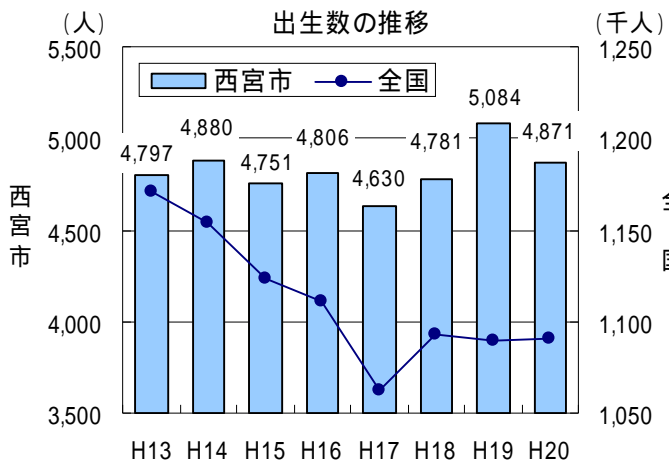


昼夜間比率：夜間人口を1とした時の昼間人口の割合

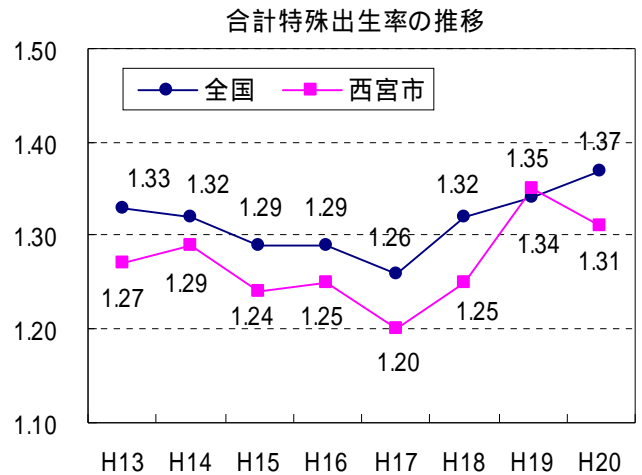
資料：国勢調査

(2) 出生の動向

本市の出生数の推移をみると、増減はあるもののほぼ横ばいの状態が続いており、平成20年には4,871人となっています。また、本市の合計特殊出生率の推移をみると、全国より低い数値で推移し、減少傾向にありましたが、平成18年、19年は増加に転じ、平成20年には1.31となっています。

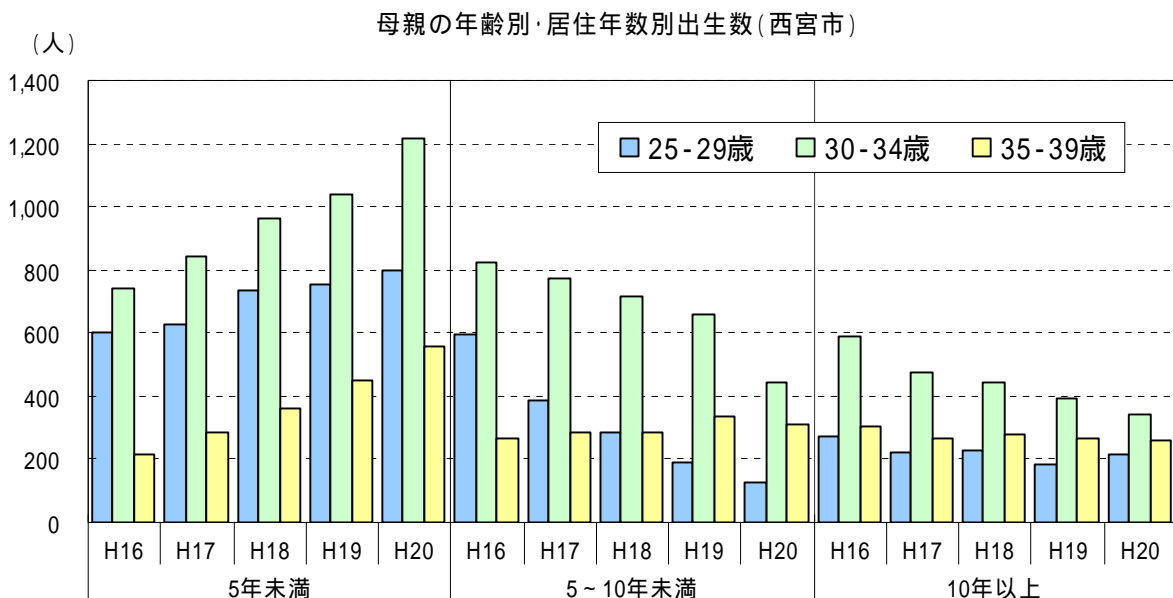


資料：西宮市「西宮の統計」
全国「人口動態統計(厚生労働省)」



資料：西宮市保健所

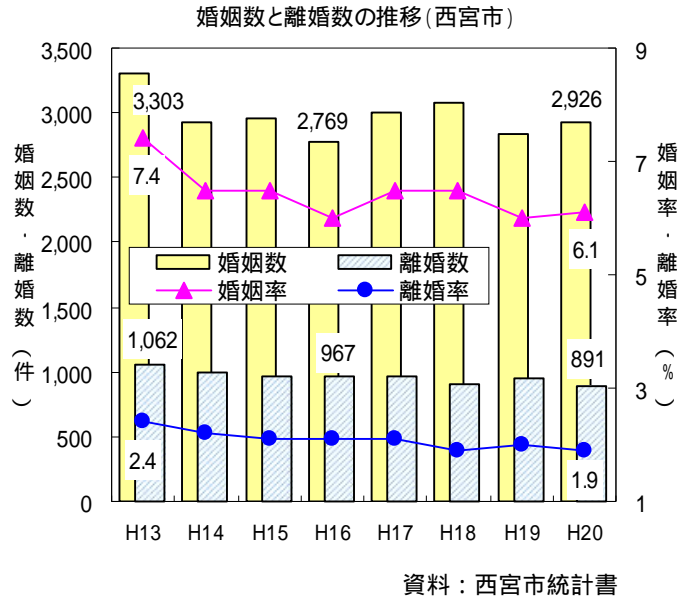
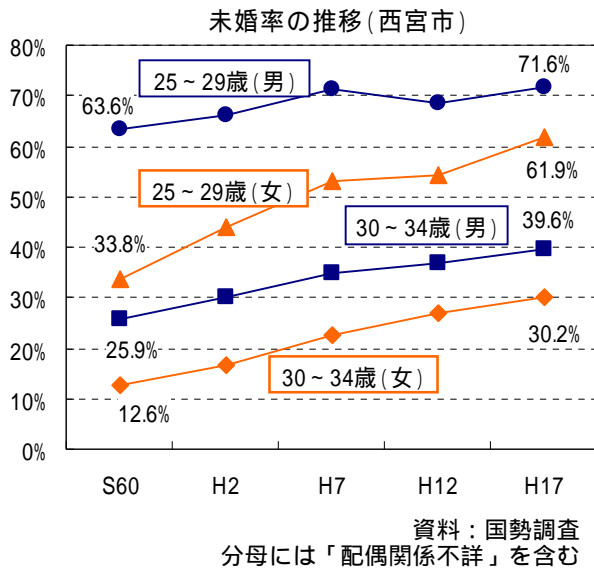
本市の母親の年齢別・居住年数別出生数をみると、居住年数が「5年未満」ではすべての年齢層で平成16年以降増加していますが、「5～10年未満」「10年以上」では年度を追うごとに減少する傾向となっています。年齢別で比較すると、すべての居住年数で「30～34歳」の出生数が最も高くなっています。このことから、いわゆる子育て世帯が転入し、その後、間もなく妊娠・出産を行っていることがうかがえます。



資料：西宮市健康福祉局こども部

(3) 婚姻の動向

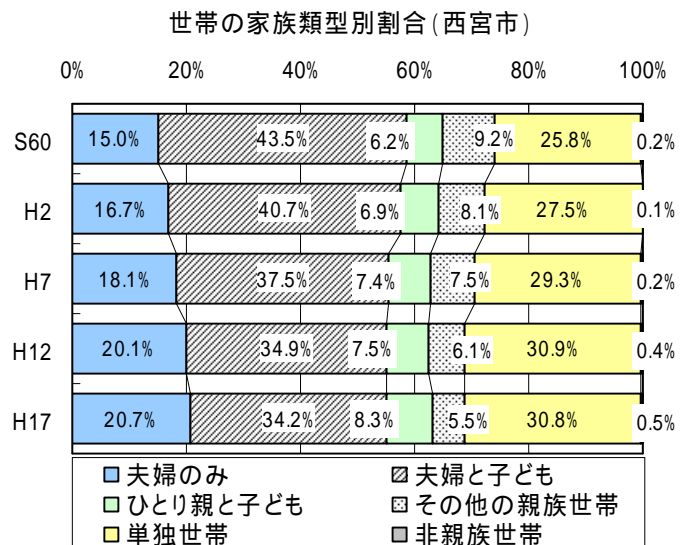
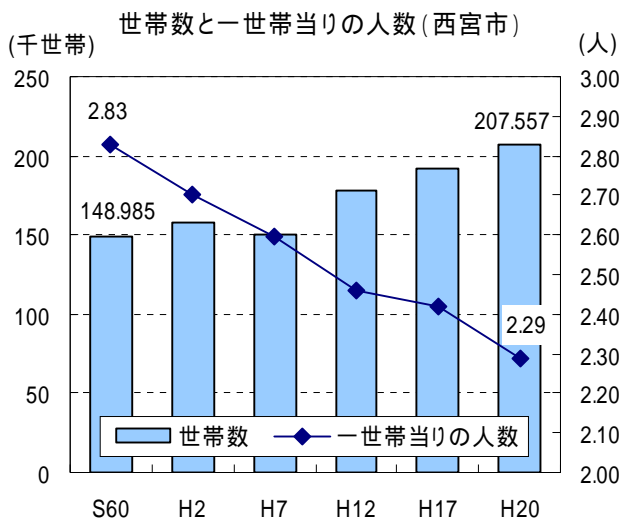
本市の未婚率の推移をみると、男女ともに年々上昇しています。特に「25～29歳の女性」ではこの20年間で28.1ポイントも上昇しており、未婚化や晩婚化が急速に進んでいることがうかがえます。次に、本市の婚姻数と離婚数の推移をみると、婚姻数は年による増減があるものの、ともに減少傾向を示しています。



2. 世帯(家族)や就労の状況

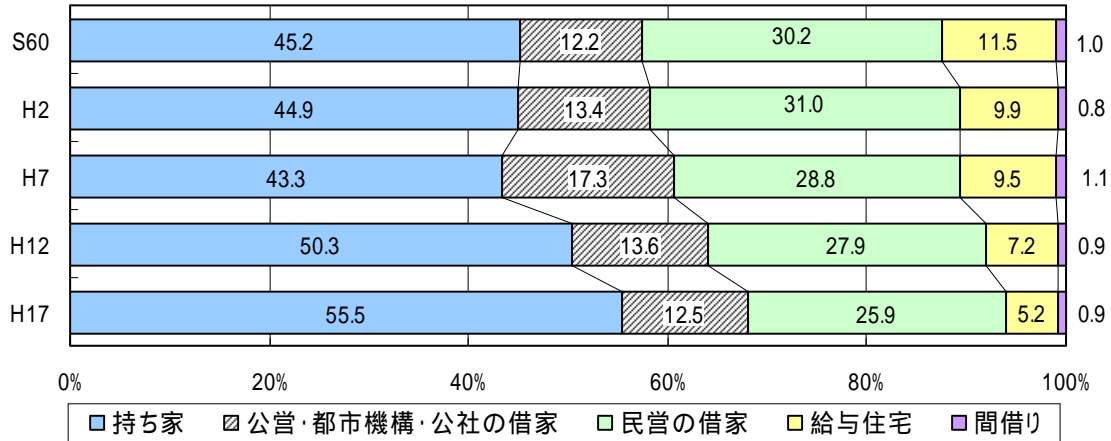
(1) 世帯の動向

本市の世帯数と一世帯当りの人数をみると、「世帯数」は平成7年を底に増加しています。一方、「一世帯当りの人数」は減少し続けています。また、本市の世帯の家族類型別割合をみると、「夫婦のみ」「ひとり親と子ども」「単独世帯」で増加傾向となっています。このことから、いわゆる、世帯の小規模化や核家族化が進んでいることがうかがえます。



本市の住宅所有の関係別推移をみると、平成7年を底に「持ち家」率が大きく上昇しています。一方、「給与住宅（いわゆる社宅）」、「民間の借家」に住む世帯比率は低下しています。

住宅の所有の関係別の推移（西宮市）

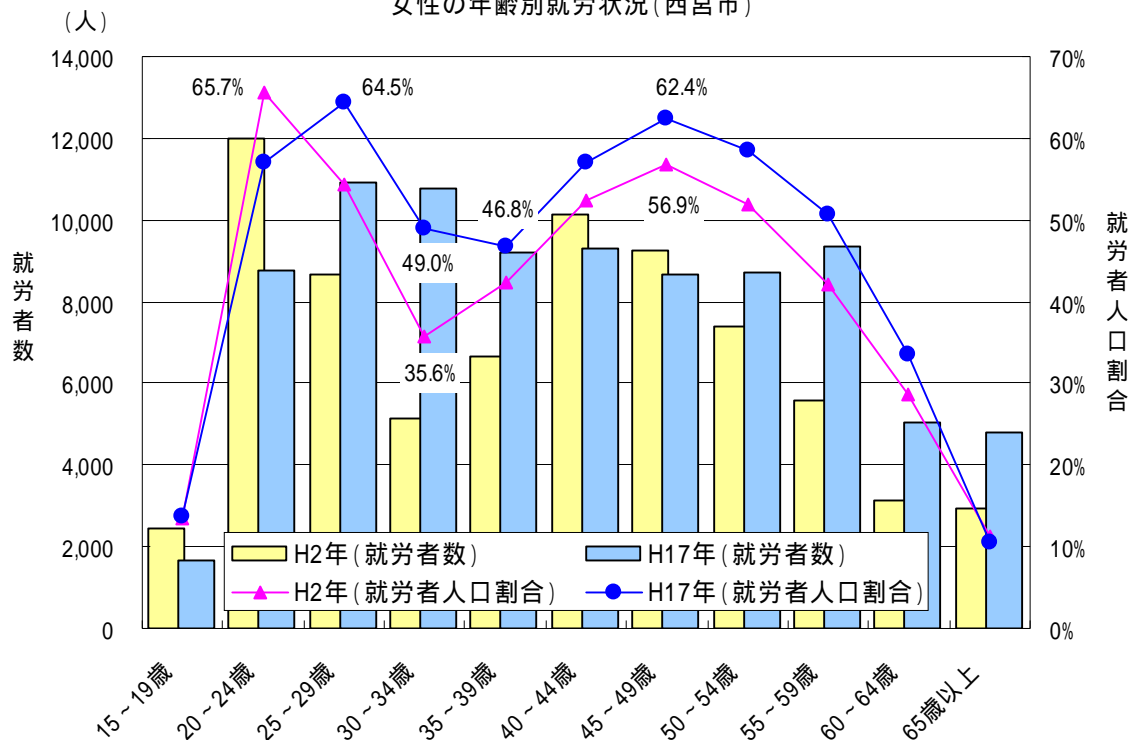


資料：国勢調査

（2）就労状況等

本市の女性の年齢別就労状況をみると、「20～24歳」を除く区分で就労者の人口割合は、平成17年が平成2年を上回っており、この15年間で就労者数自体は増加しているものの、30代で一旦低くなるいわゆるM字カーブを描いています。このことから、本市においても、結婚や出産、育児のために仕事を退職する女性が多いことがうかがえます。

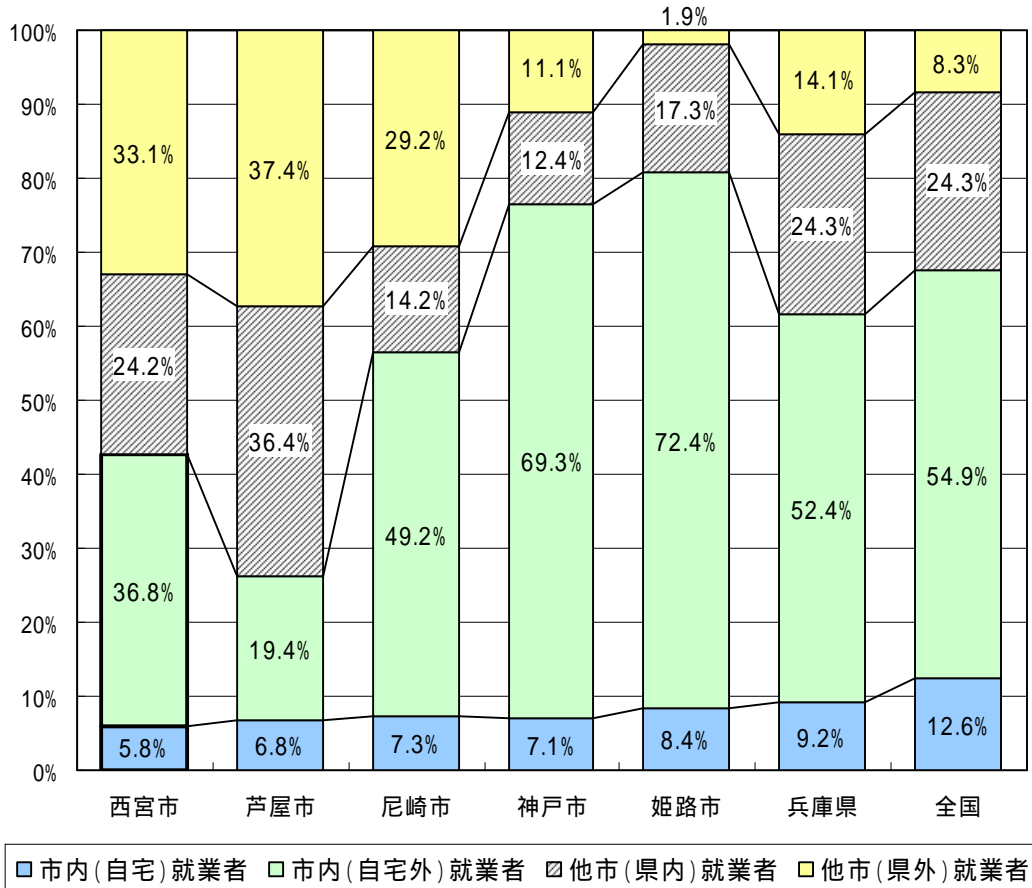
女性の年齢別就労状況（西宮市）



資料：国勢調査

就業者の従業地比較をみると、本市では約4割が市内で働き、6割弱が市外で働いているという結果が出ています。また、近隣市等で比較してみると、市によって大きな違いがあり、市内就業者の割合が8割を超えている市がある一方、3割に満たない市もあり、その市の特性が反映された結果といえそうです。

就業者の従業地比較 (H17年国勢調査)

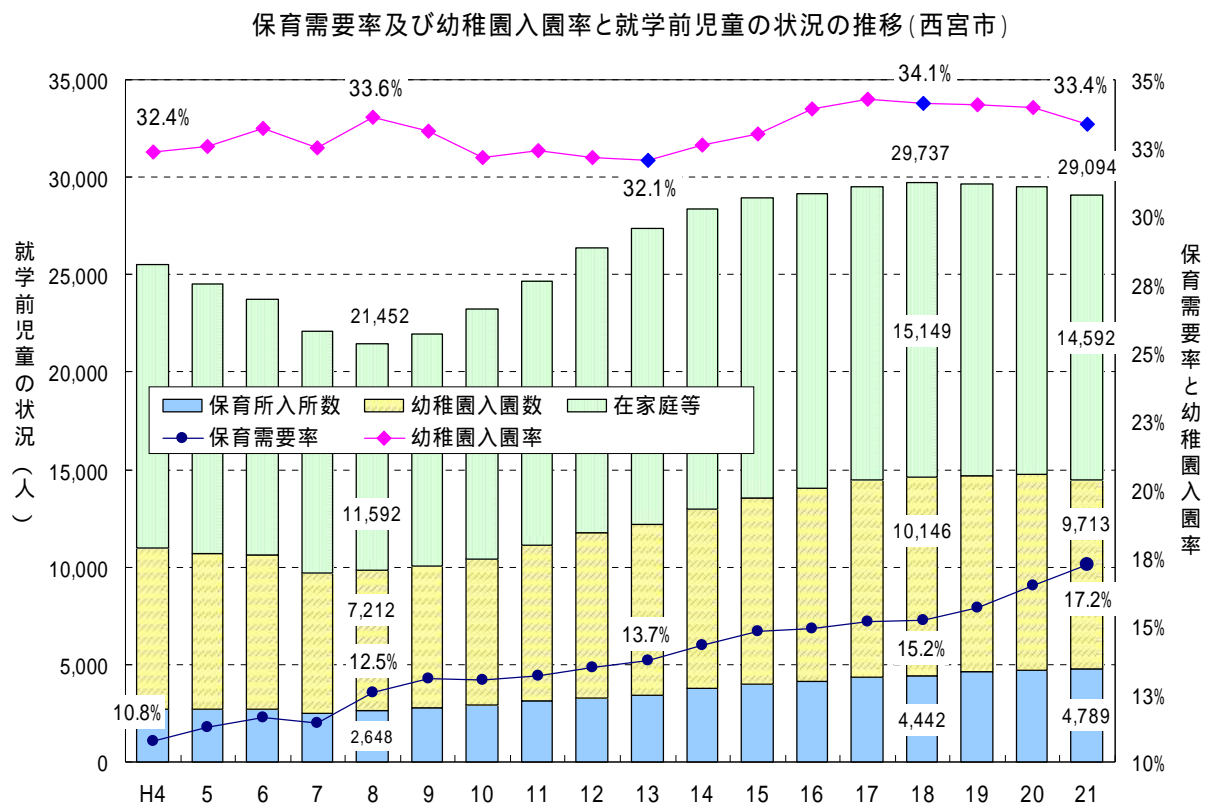


資料：国勢調査

3. 保育等の状況

(1) 保育需要と幼稚園入園率の推移

本市の就学前児童の状況をみると、在家庭等（認可保育所や幼稚園に通う児童以外を示し、認可外保育施設等の利用者を含む）が約半数となっています。また、「保育所入所数」及び「保育需要率¹」はともに増加し続けていますが、「幼稚園入園率²」は、多少の増減はあるもののほぼ横ばいとなっています。



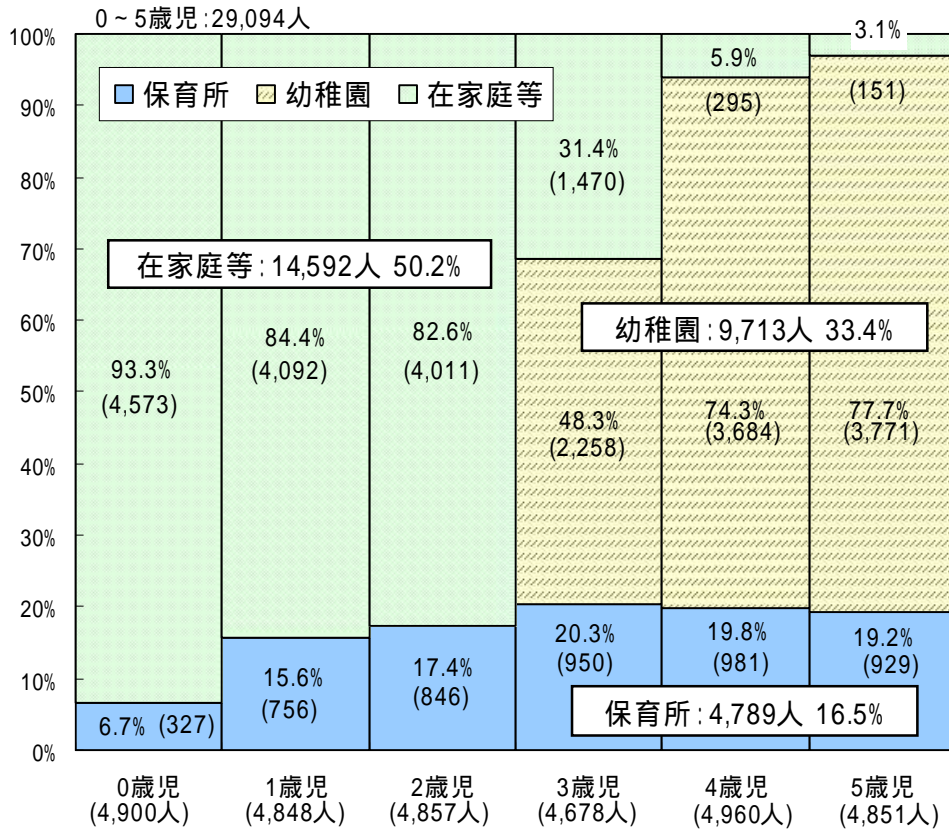
資料：西宮市健康福祉局こども部「保育所入所数」(4/1 現在)
西宮市教育委員会「幼稚園入園数」「就学前児童数」(5/1 現在)

- 1 保育需要率：「保育需要数（保育所入所数＋待機児童数）」÷「就学前児童数」×100
- 2 幼稚園入園率：「幼稚園入園数」÷「就学前児童数」×100

(2) 年齢別就学前児童の居場所

年齢別にみると、0～2歳児では8割が「在家庭等」にいる一方、3～5歳児になると、7割弱が「幼稚園」の利用者となり、0～2歳児と3～5歳児で大きな差があることがよく分かります。ただし、ここでの「在家庭等」には、認可外保育施設等の利用者を含んでいます。

年齢別就学前児童の居場所(西宮市)(平成21年度)



資料：西宮市健康福祉局こども部「保育所入所数」(4/1現在)
西宮市教育委員会「幼稚園入園数」「就学前児童数」(5/1現在)

(3) 認可外保育施設の利用状況

入所児童数は年度や時期によって違いがありますが、ここ数年は、おおよそ、900人前後で推移しています。この認可外保育施設の利用者には、一部、待機児童も含まれています。

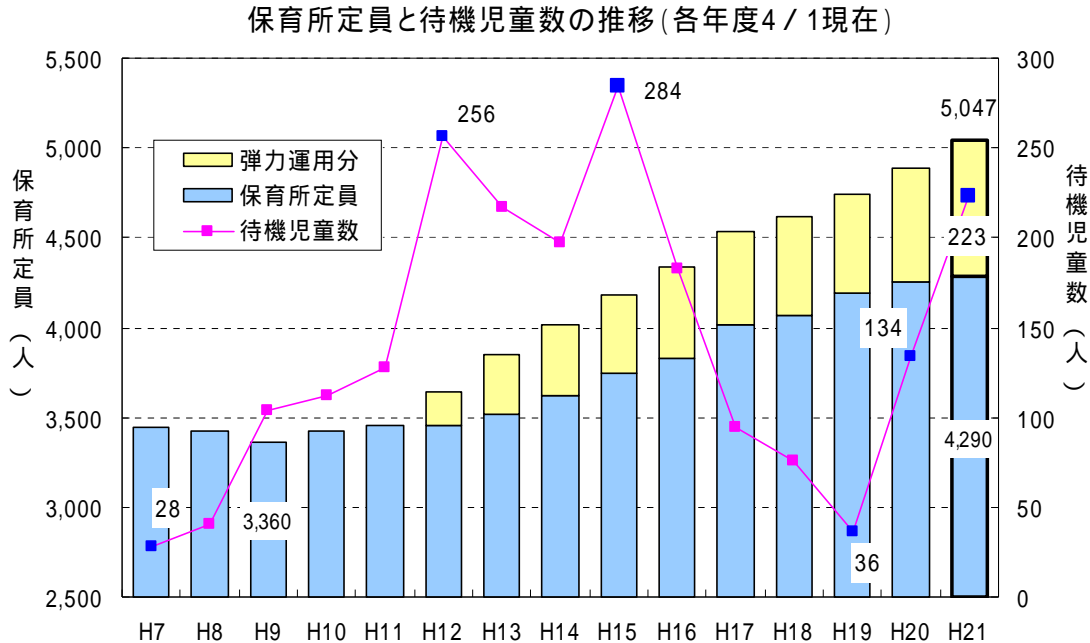
年度	0～2歳児	3～5歳児	合計
20	348	495	843
21	496	463	959

本市が中核市になった平成20年度以降の数値

資料：西宮市健康福祉局こども部「認可外保育施設入所数」(4/1現在)

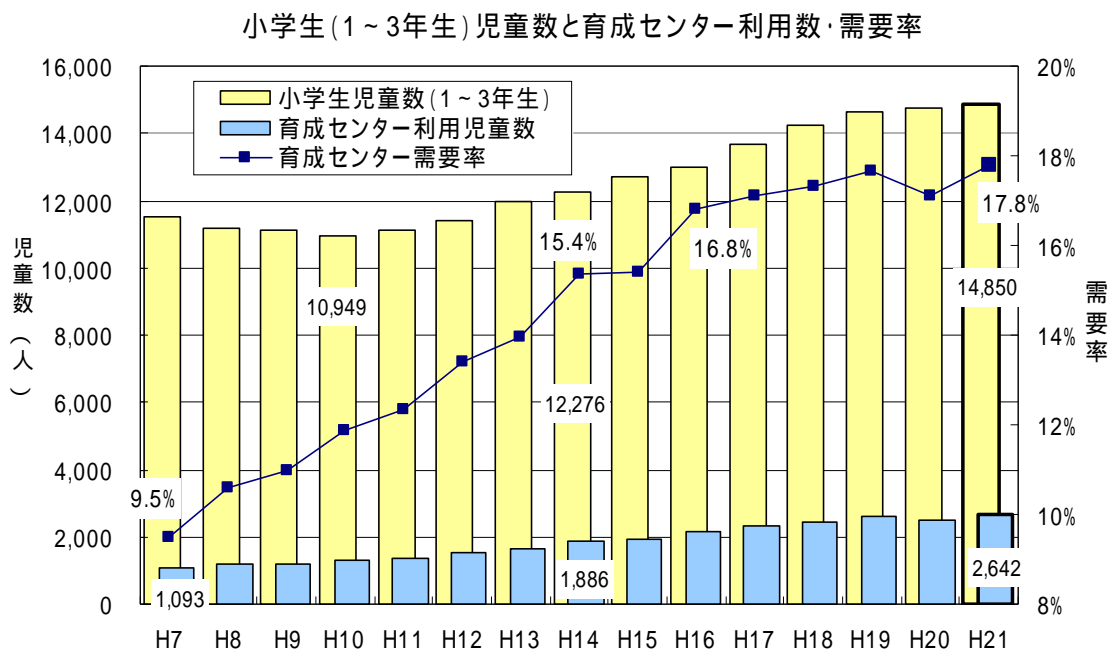
(4) 保育所の待機児童と留守家庭児童育成センターの利用状況等

本市の保育所定員と保育所の待機児童数の推移をみると、「保育所定員」及び「弾力運用分」の受け入れ枠は、平成10年以降、毎年増加しているものの、「待機児童数」は平成20年以降、再び急激に増加しており、平成21年4月1日現在では223人となっています。



資料：西宮市健康福祉局こども部

市立小学校1～3年生の児童数と留守家庭児童育成センター利用数・需要率をみると、「小学生児童数(1～3年生)」「育成センター利用児童数」「育成センター需要率」ともに増加していますが、需要率はここ数年伸びが鈍化しており、平成21年には17.8%となっています。



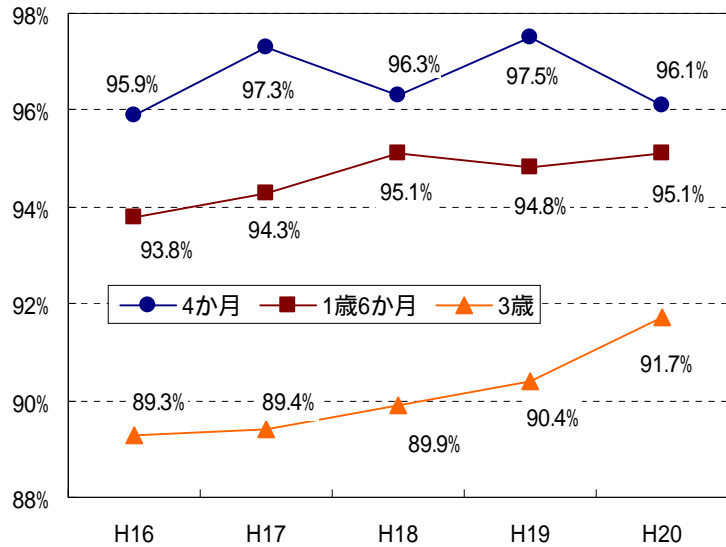
資料：西宮市健康福祉局こども部

育成センター需要率：「育成センター需要数(利用児童数+待機児童数)」÷「小学生児童数(1～3年生)」×100

4. その他の状況

本市の乳幼児健診受診率の推移をみると、「4か月」では多少の増減はあるもののほぼ横ばい、「1歳6か月」「3歳」では緩やかな増加傾向となっています。

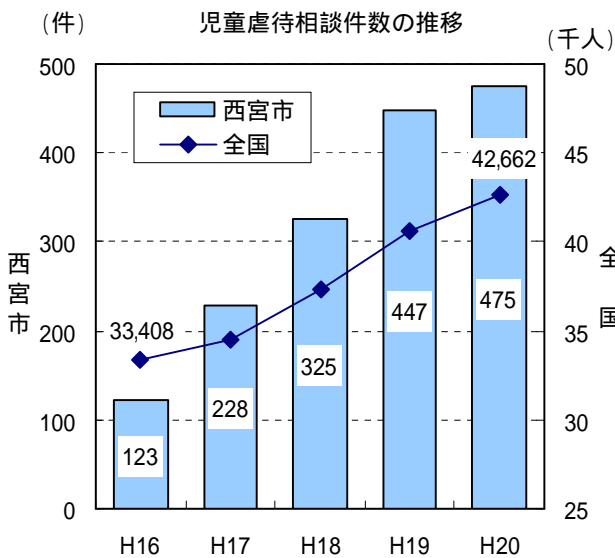
乳幼児健診受診率の推移(西宮市)



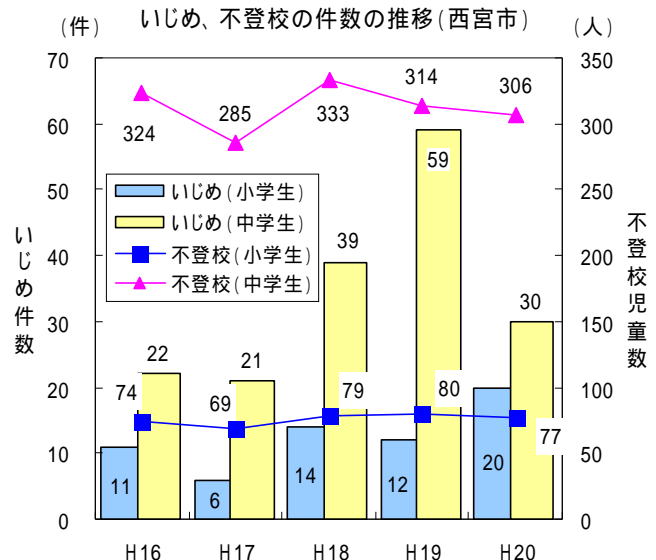
資料：西宮市保健所

本市の児童虐待相談件数の推移をみると、市に児童相談の窓口が設置された平成17年以降、年々増加し続け、平成20年には475件となっています。

いじめ、不登校の件数の推移をみると、いじめでは「小学生」で多少の増減があるものの増加傾向にあり、「中学生」では増加傾向にありましたが、平成20年では減少しています。不登校では「小学生」「中学生」とともに増減があるもののほぼ横ばいとなっています。また、「小学生」と「中学生」で比較をすると、いじめ、不登校ともに「中学生」の方が、件数が多くなっています。



資料：西宮市健康福祉局こども部



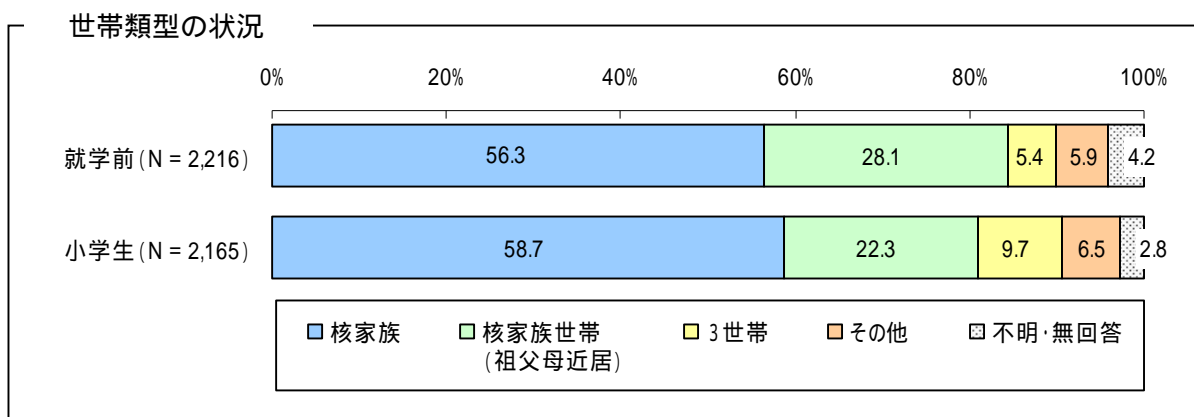
資料：西宮市教育委員会

5. ニーズ調査からみる子育ての状況

調査の名称	西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定のためのニーズ調査
調査の目的	本調査は、西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定するにあたり、本市における子育て支援に関するご意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。
調査設計	<p>調査対象者：就学前児童 / 平成 20 年 4 月現在、西宮市に住んでいる就学前児童の保護者から無作為に抽出</p> <p>小学生 / 平成 20 年 4 月現在、西宮市に住んでいる小学生の保護者から無作為に抽出</p> <p>高校生 / 平成 20 年 12 月現在、市立西宮高等学校、市立西宮東高等学校に在学している高校生 1、2 年生</p> <p>調査期間：平成 21 年 1 月 23 日～平成 21 年 2 月 5 日(就学前児童、小学生) 平成 20 年 12 月 15 日～平成 21 年 1 月 9 日(高校生)</p> <p>調査方法：調査票による本人記入方式 郵送による配布・回収調査（高校生はホームルーム等で実施）</p>

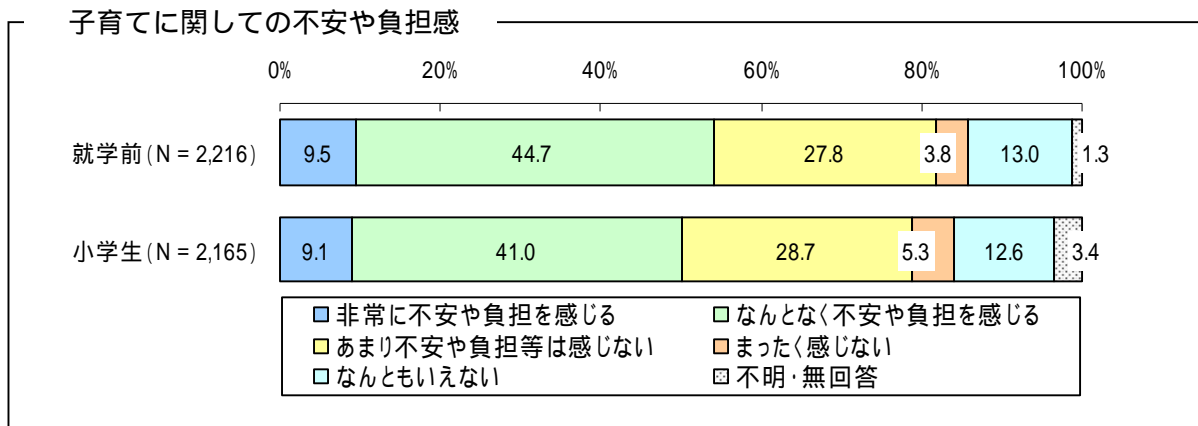
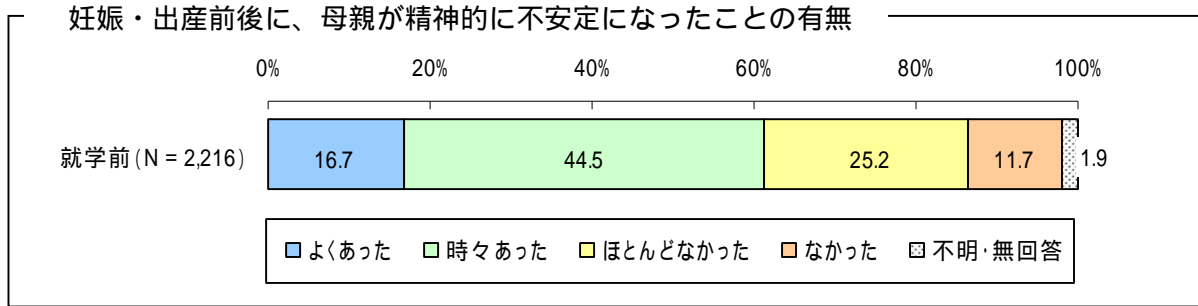
(1) 家族の状況

世帯類型の状況をみると、「就学前」「小学生」ともに「核家族（祖父母近居を含む）」が8割以上となっています。

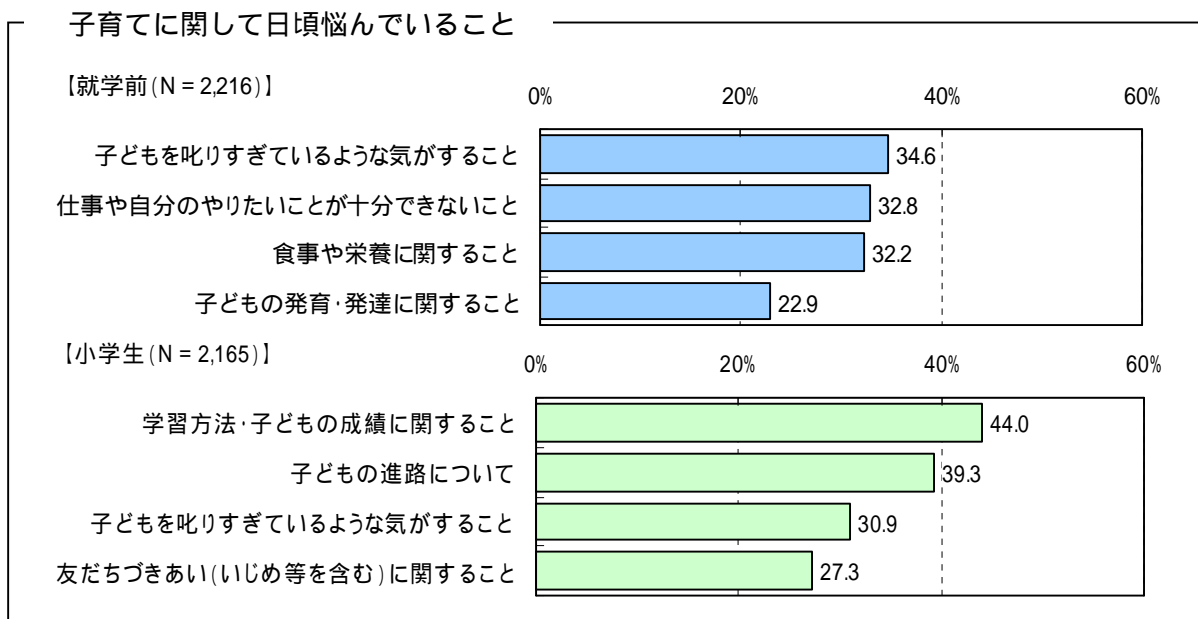


(2) 子育てに関する悩み

妊娠・出産前後に精神的に不安定になったことのある母親は6割(「よくあった」「時々あった」の合計) また、子育てに関しての不安や負担を感じるという保護者は「就学前」「小学生」とともに5割(「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」の合計)を占めています。



子育てに関して日頃悩んでいることでは、「就学前」「小学生」とともに「子どもを叱りすぎているような気がする」とのほかに、「就学前」では「自分のやりたいことができない」や「子どもの食事や発育」など、「小学生」では「子どもの成績や進路」や「友だちづきあいやいじめ」などで、その違いがみられます。

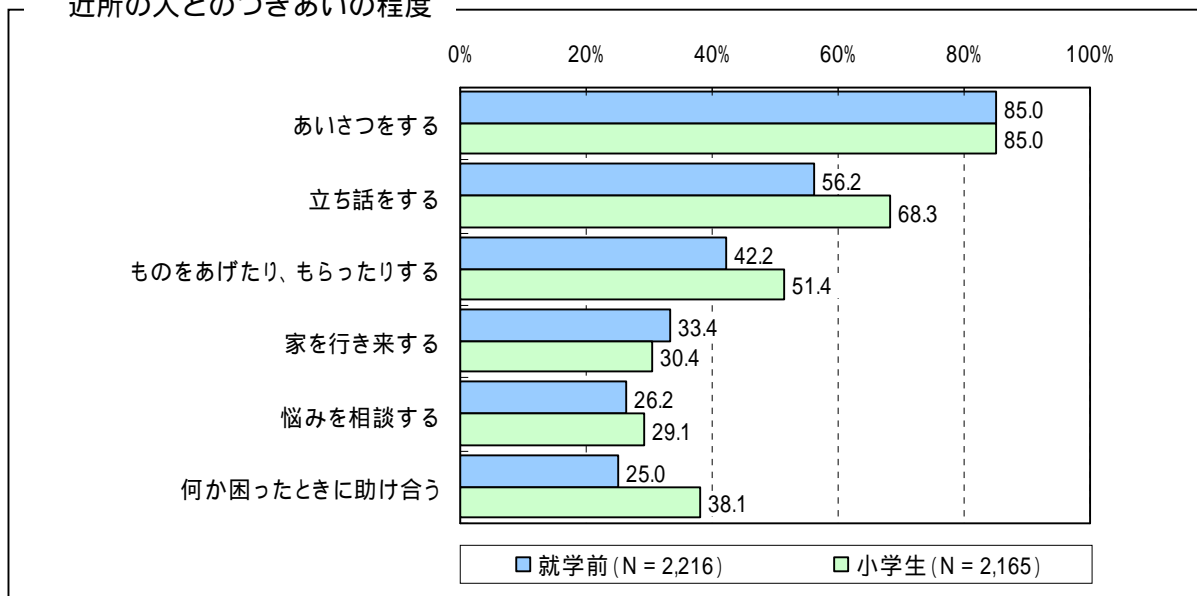


(3) 地域の子育て環境

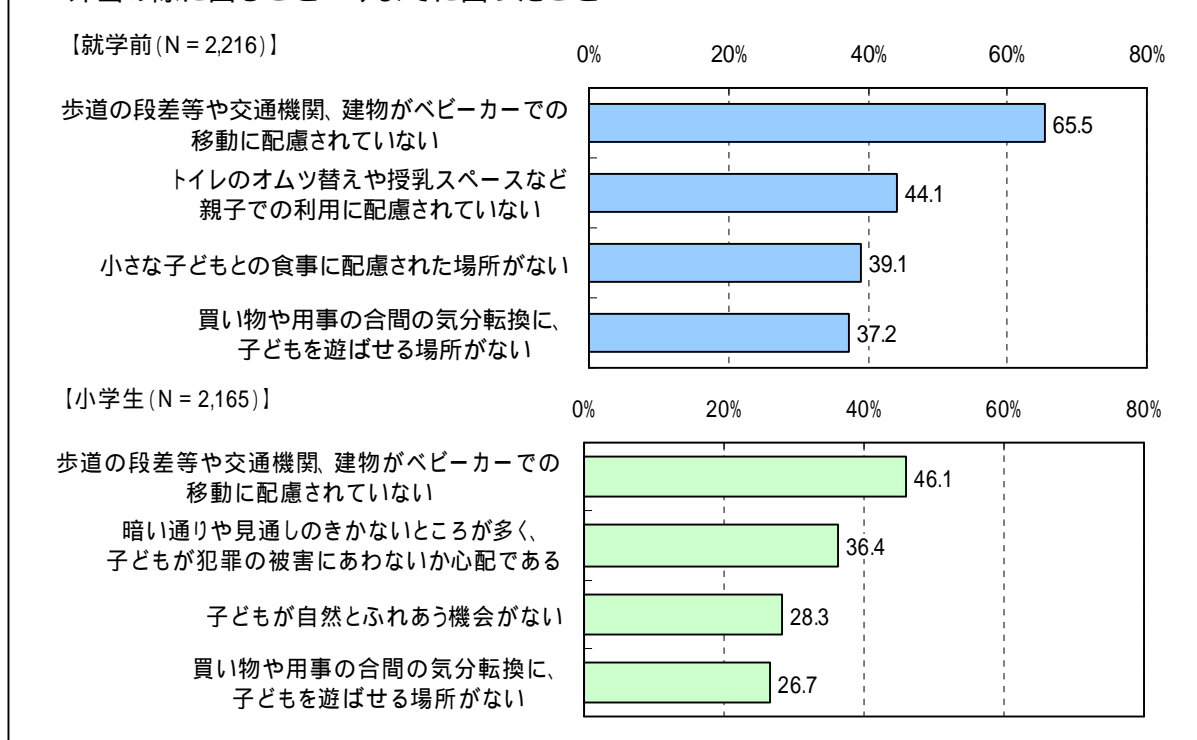
近所の人とのつきあいの程度をみると、「悩みを相談する」「何か困ったときに助け合う」の割合が「就学前」ではそれぞれ約25%となっており、近所づきあいを通して助けを求める保護者が「小学生」より少ないという結果が出ています。

また、外出の際に困ること・今までに困ったことでは、「生活環境のバリアフリーの促進」のほかに、「就学前」では「子どもと一緒に利用するために配慮された環境整備やスペースの確保」、
「小学生」では「子ども自身が安心・安全に行動できる環境整備の確保」を求めていることがうかがえます。

近所の人とのつきあいの程度

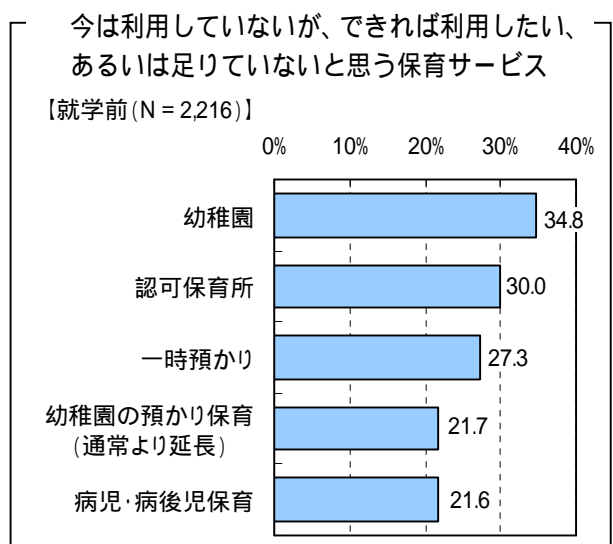
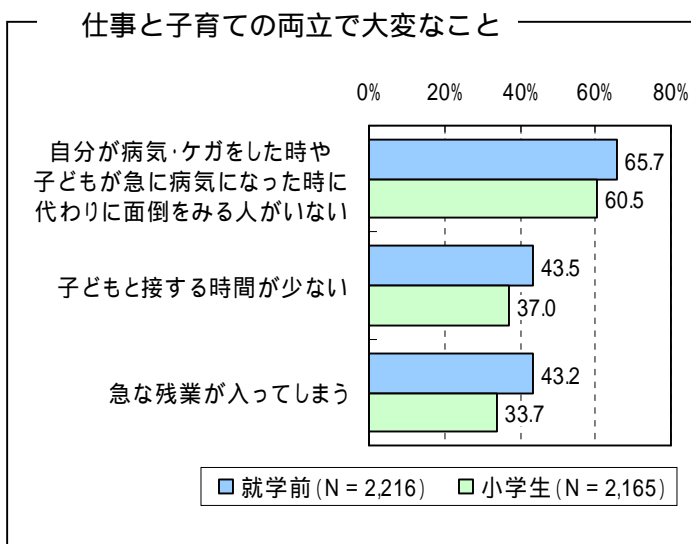
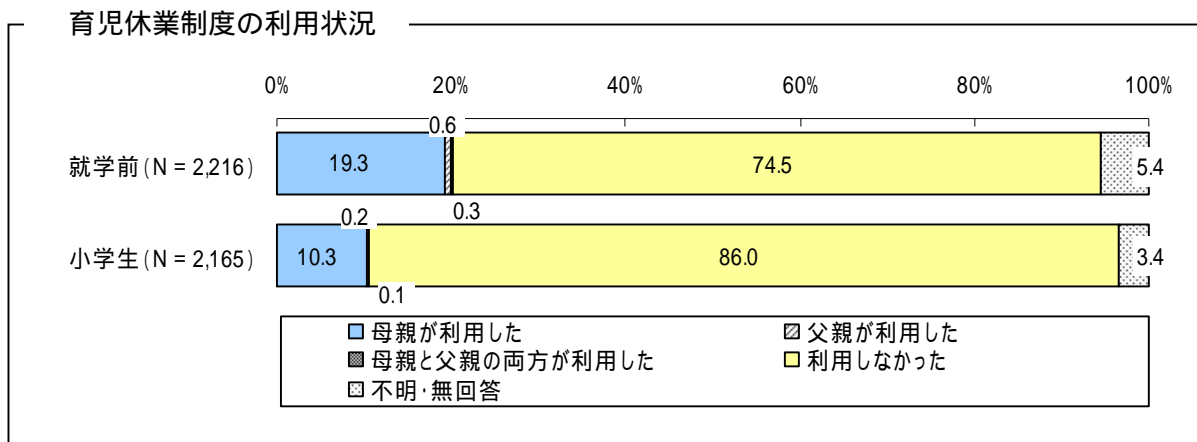
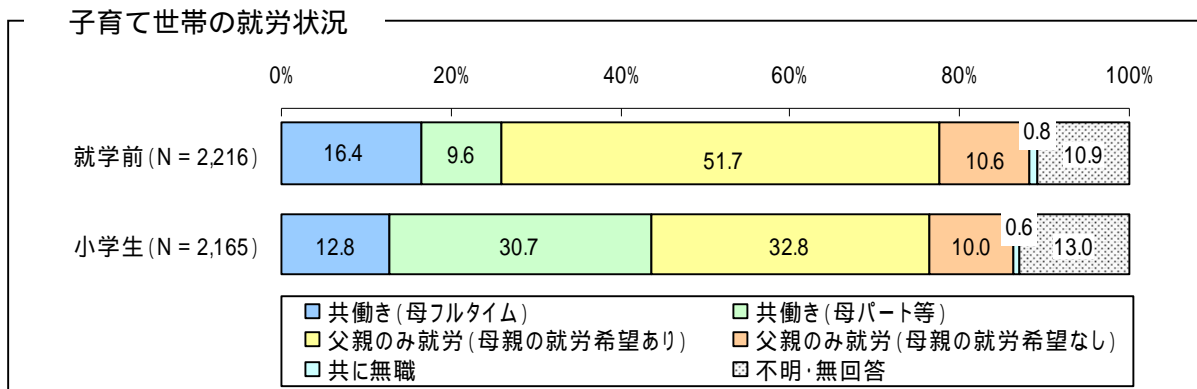


外出の際に困ること・今までに困ったこと



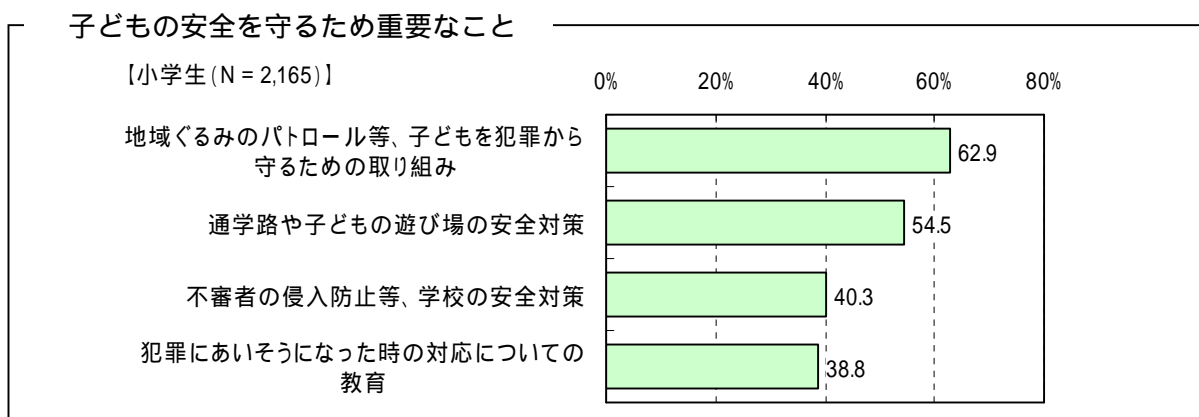
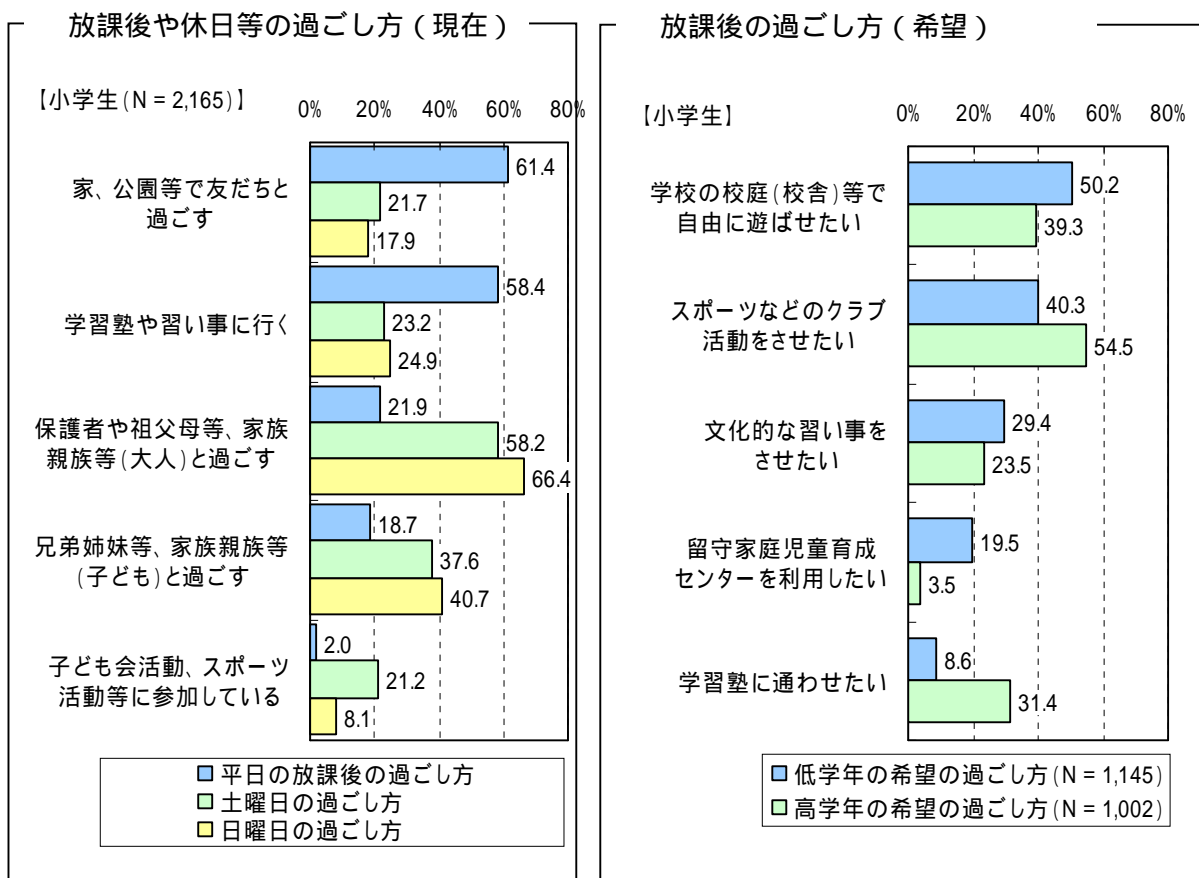
(4) 子育てと仕事の両立

子育て世帯の就労状況をみると、「共働き」と「父親のみ就労（母親の就労希望あり）」を合わせると「就学前」「小学生」とともに7割以上を占め、仕事と子育ての両立を希望する世帯が多いことがうかがえます。子育てと仕事の両立については、「自分が病気・ケガをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」の割合が6割を占めています。また、利用したい保育サービスでは、「幼稚園」と「幼稚園の預かり保育」を合わせると56.5%と高くなっており、認可保育所の通常保育以外にも多様なサービスが望まれています。



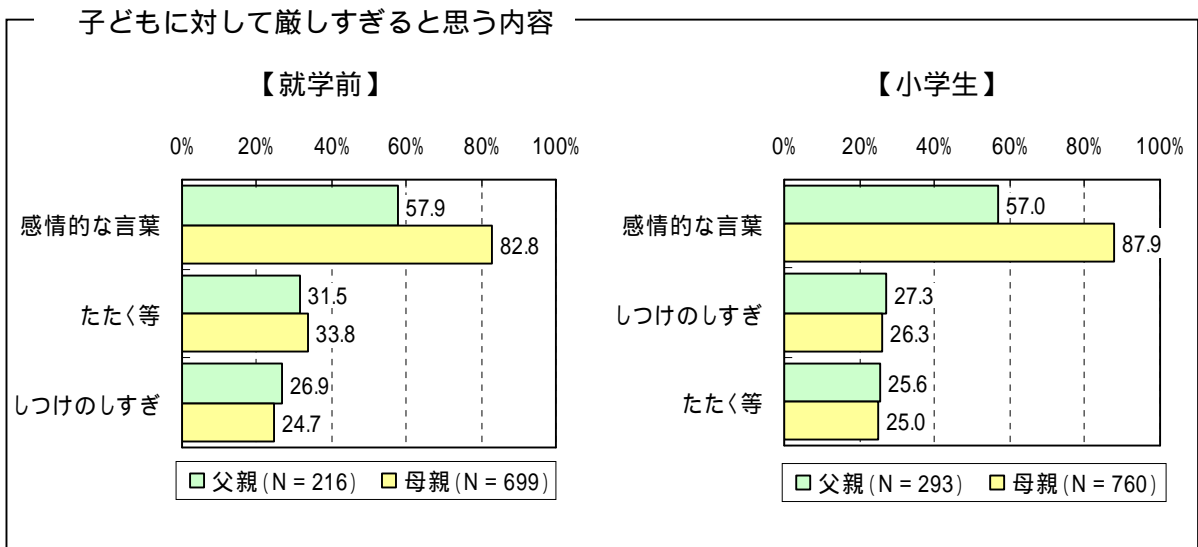
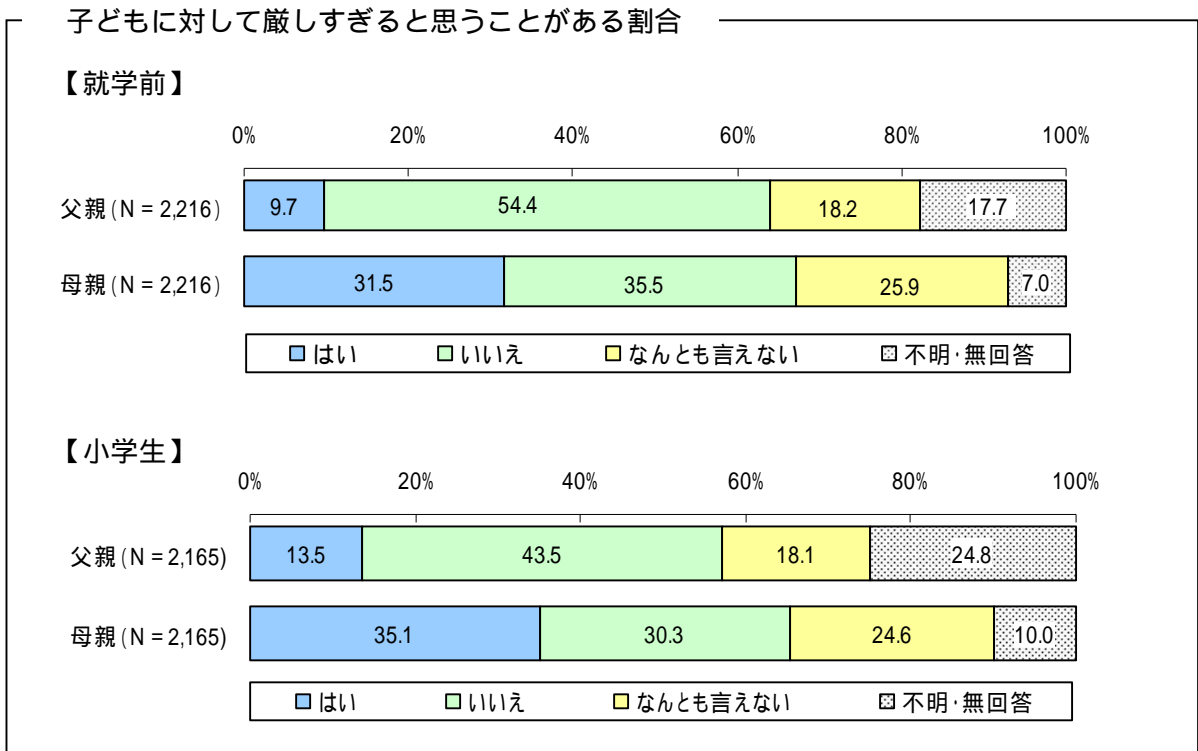
(5) 小学生の過ごし方と安全

小学生の放課後の過ごし方の希望として、低学年では「学校の校庭(校舎)等で自由に遊ばせたい」、高学年では「スポーツなどのクラブ活動をさせたい」が5割を超えており、子どもが安全に遊べる場所を求めていることがうかがえます。また、子どもの安全対策では、「不審者等による被害防止を目的とした地域による見守り」や「通学路や遊び場の安全対策の強化を進めていくことが重要である」という結果が出ています。



(6) 子どもへのしつけ

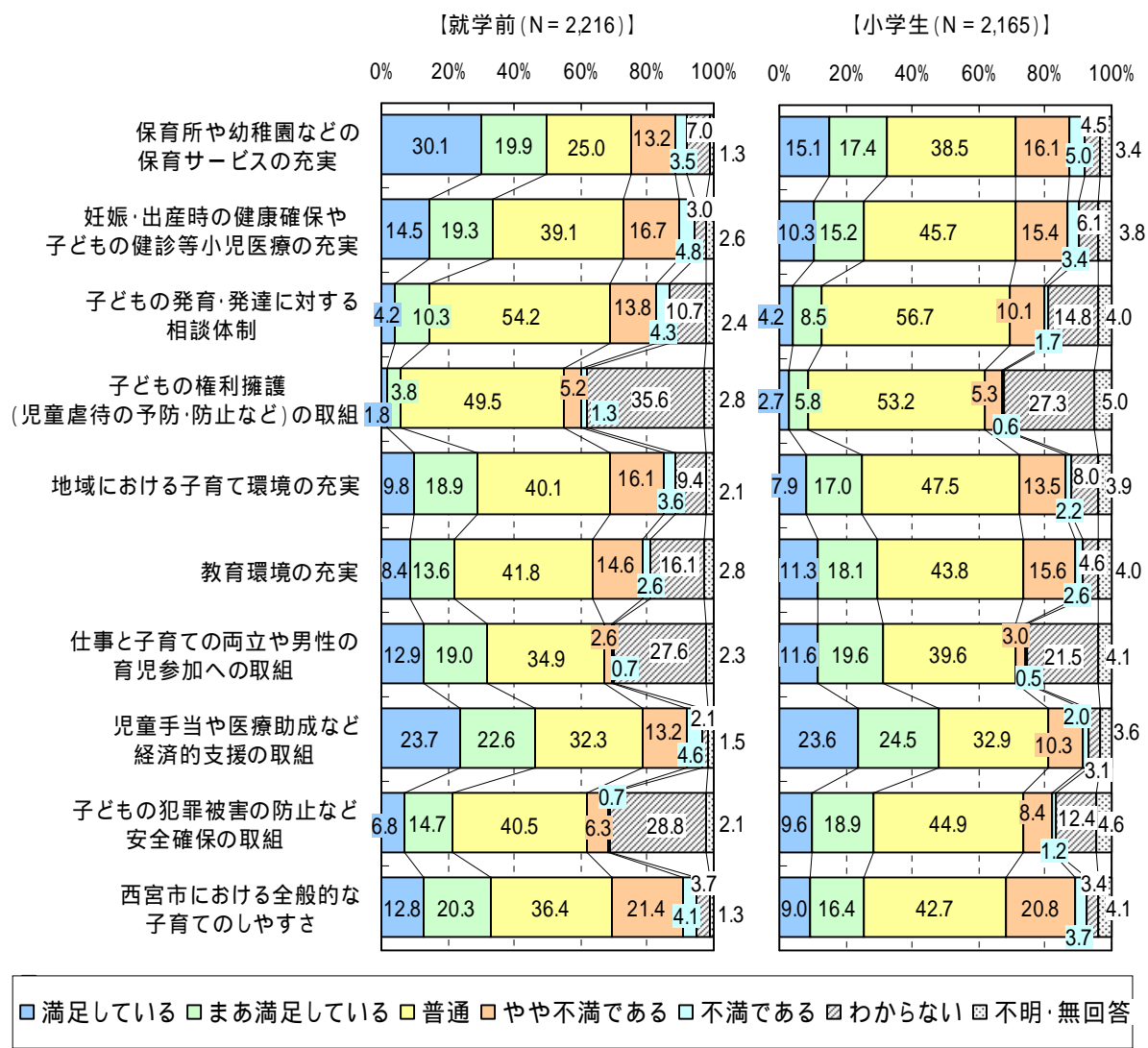
子どもへのしつけについて、子どもに対して厳しすぎると思うことがある割合は、「就学前」「小学生」ともに「父親」よりも「母親」の方が高く、また、子どもに対して厳しすぎる内容については、「感情的な言葉」が最も多くなっており、「就学前」「小学生」ともに「父親」よりも「母親」の方がその割合が高くなっています。



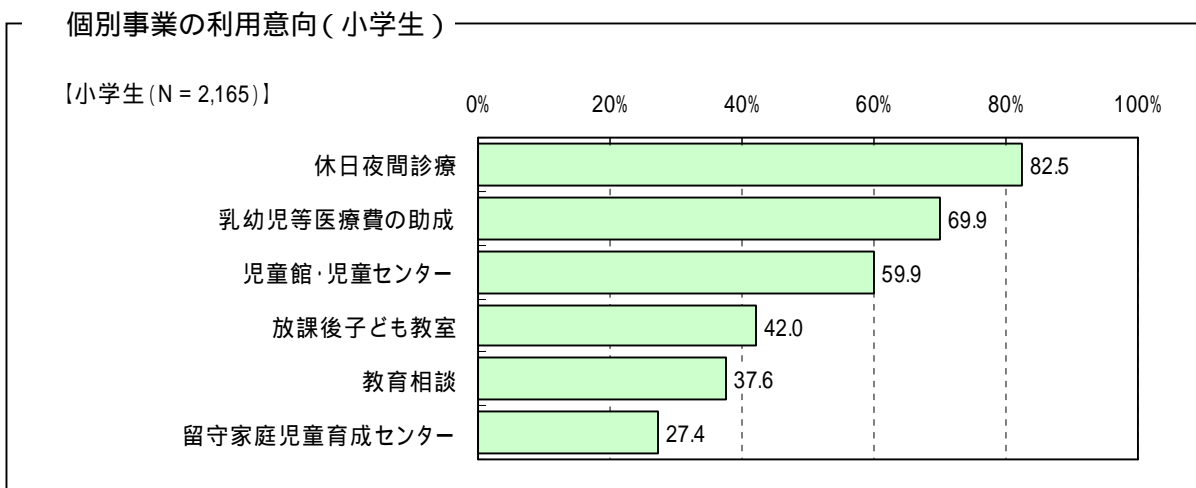
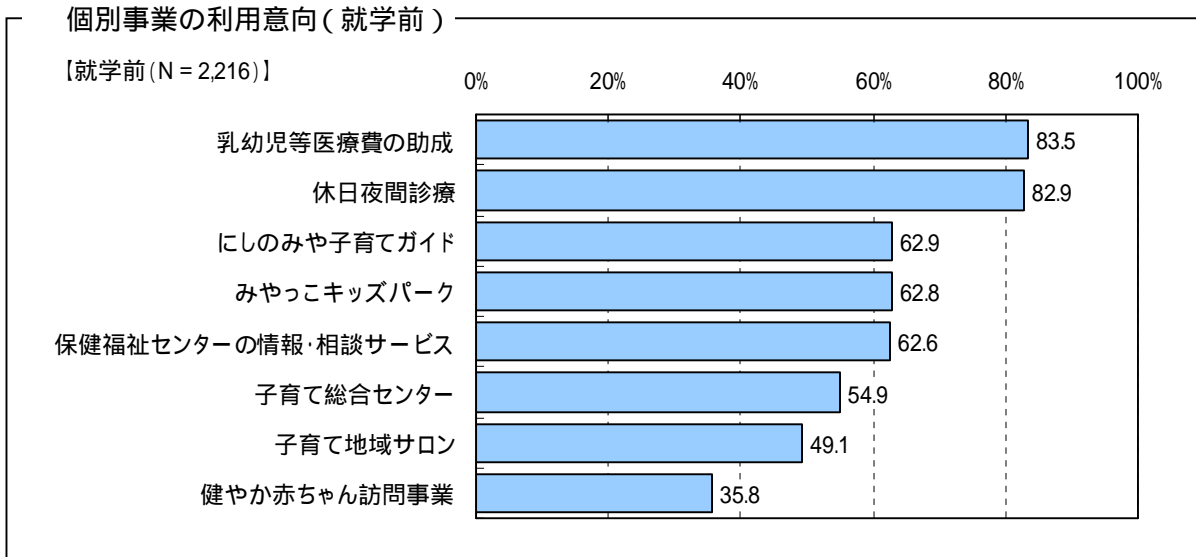
(7) 子育て全般

子育ての各分野における市民満足度をみると、「就学前」では「保育所や幼稚園などの保育サービスの充実」、「児童手当や医療助成など経済的支援の取組」、「小学生」では「児童手当や医療助成など経済的支援の取組」の満足度(「満足している」と「まあ満足している」の合計)の割合が5割前後となっており、他の項目に比べて高くなっています。一方、「就学前」「小学生」とも「子どもの権利擁護の取組」、「仕事と子育ての両立や男性の育児参加への取組」、さらに「就学前」では「子どもの犯罪被害の防止など安全確保の取組」について、「わからない」が他の項目と比較すると多くなっています。

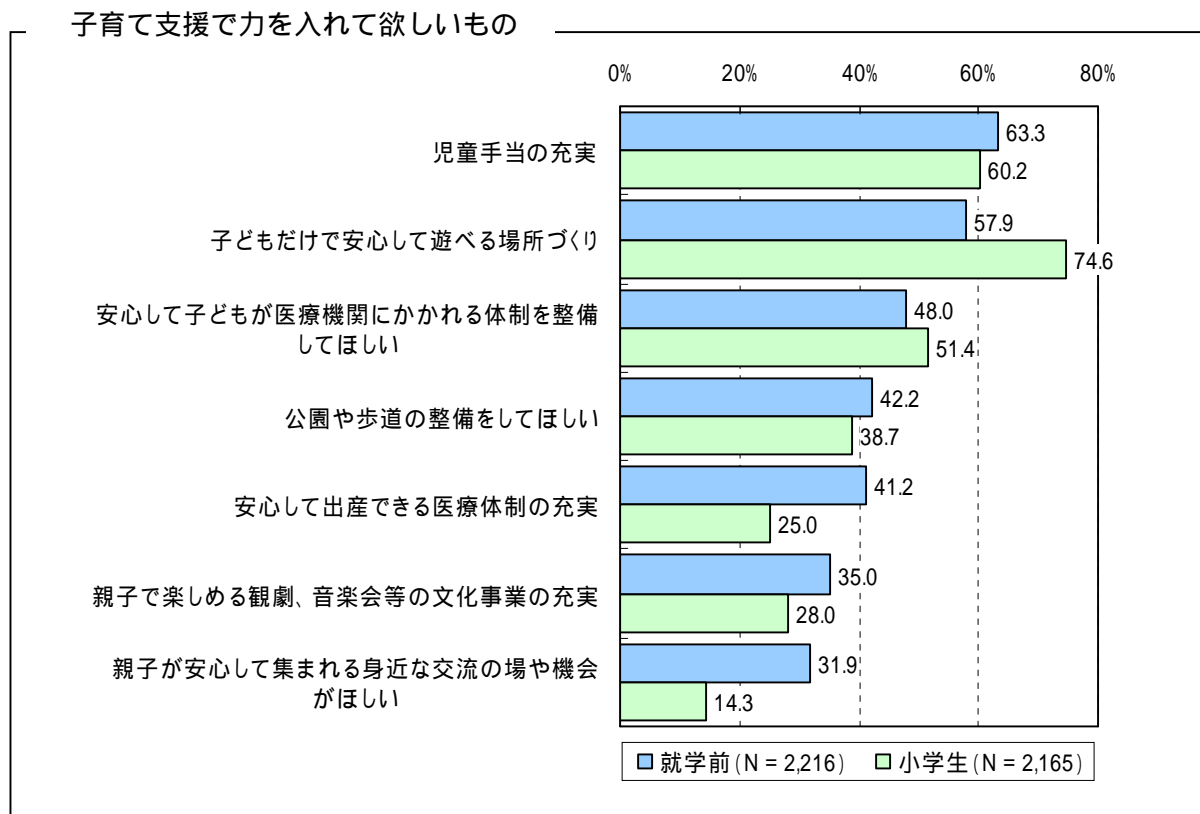
子育ての各分野における市民満足度



個別事業の利用意向をみると、「就学前」「小学生」ともに「乳幼児等医療費の助成」、「休日夜間診療」が非常に高く、そのほかに、「子どもの遊び場や居場所」へのニーズが高く、また、「就学前」では「子育てに関する情報や相談体制」のニーズが高くなっています。

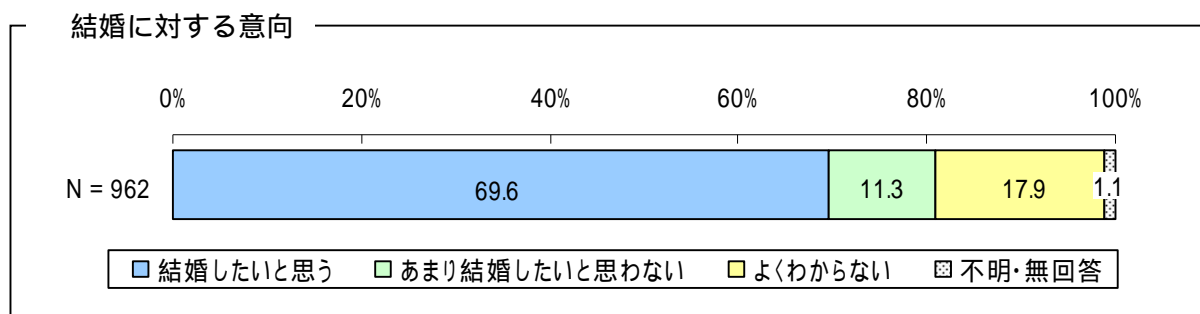


子育て支援で力を入れて欲しいものについて、「就学前」「小学生」とも、「経済的な支援や医療体制の充実」のほかに、特に「小学生」では、「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が高くなっています。また「就学前」では、「安心して出産できる医療体制」、「親子が集まれる身近な交流の場や機会」について、「小学生」と比較すると高いことが分かります。

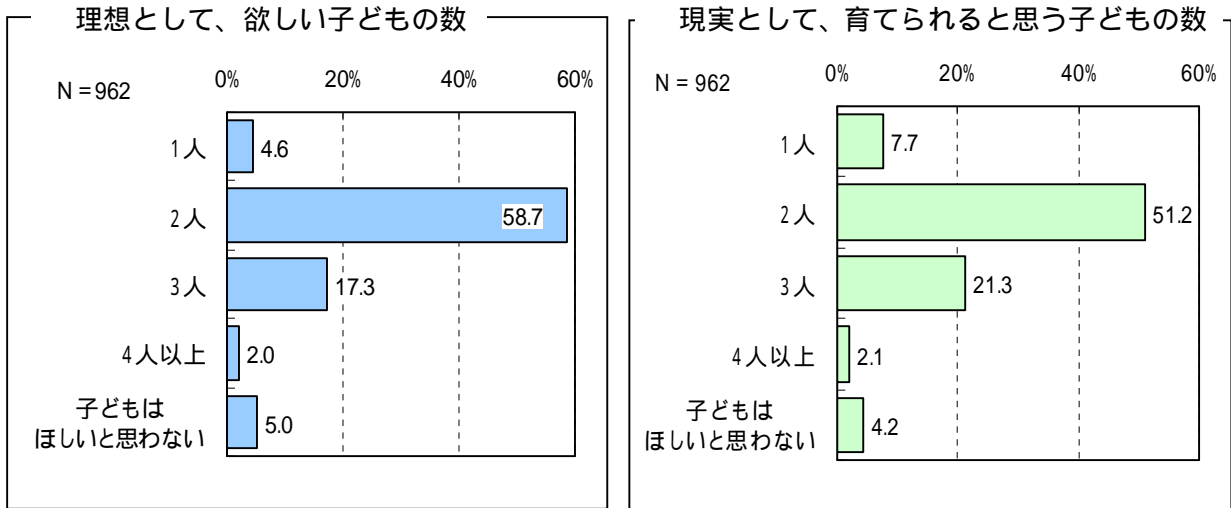


(8) 高校生の結婚や子育てに対する意識

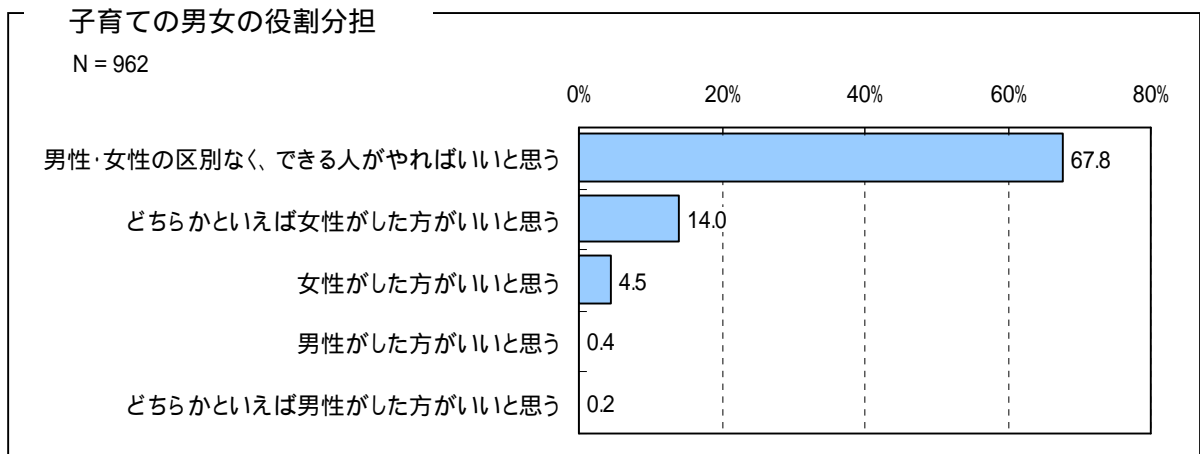
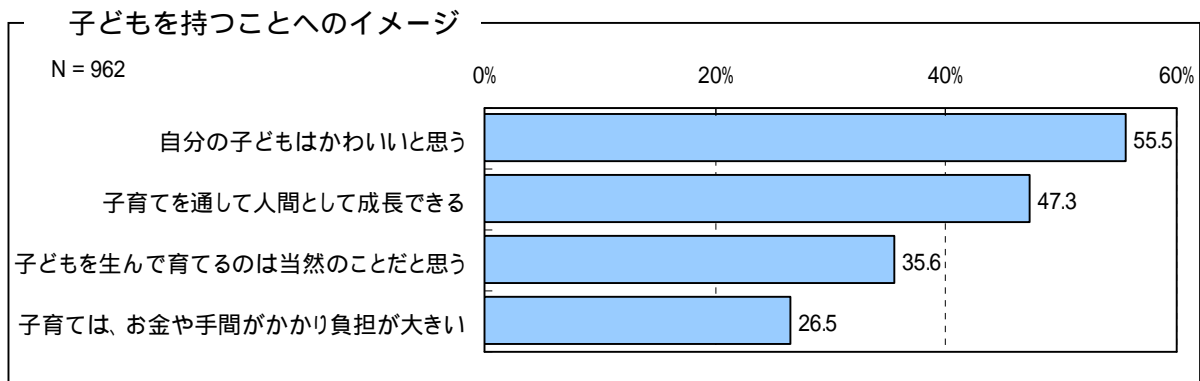
結婚に対する意向では「結婚したいと思う」割合が約7割となっています。



理想として欲しい子どもの数と、現実として育てられると思う子どもの数では、それぞれ「2人」と答えた割合が最も高く5割となっています。



子どもを持つことへのイメージでは、「自分の子どもはかわいいと思う」「子育てを通して人間として成長できる」の割合が5割前後、子育ての男女の役割分担では、「男性・女性の区別なく、できる人がやればいいと思う」の割合が7割弱となっています。前述の内容と合わせて考えると、結婚や子どもを持つこと、子育てに対して、前向きで柔軟な考えを持っていることがうかがえます。



6 . 前期計画を振り返って

前期計画の取り組み内容についてみると、まず、国に報告する特定事業の進捗状況（詳細はP26参照）は、「休日保育」「病後児保育（施設型）」「一時預かり」「子育てショートステイ」の4項目以外については、目標達成率が95%を超えており概ね目標が達成されています。しかし、「休日保育」については、保育所新設の際に、事業者に協力依頼を行ってきましたが、安定した利用者が見込めないといった運営上の問題や、保育所の待機児童解消が優先すべき課題として生じていたため実現できていません。また、「病後児保育（施設型）」については、「病後（病気の回復期）」の児童しか受け入れをしていなかったこともあり、事業の稼働率が低いという運営上の問題や、また、事業を新たに開始する上では、施設・設備面での課題もあります。今後、「病児（病気の児童）保育」へのニーズの高まりを考慮しつつ事業の充実を検討する必要があります。さらに、保育所の待機児童については、平成21年に223人と急増しており、保育需要率についても右肩上がりの状況が続く中、「通常保育」についてもさらなる受け入れ枠の拡大が必要と考えられます。

また、個別事業の進捗状況（詳細はP27参照）についてみていくと、平成20年度末の実績で事業数（実数）は240事業に上っており、その内訳は、新規実施：15事業、拡充：55事業、継続：147事業、その他：23事業となっています。そのうち、当初目標を達成できていない事業数（実数）は、11事業（新規：1、拡充：6、継続：4）となっており、目標達成率は約95%となっています。このことから、前期計画における個別事業の進捗状況は、一部を除き、概ね当初目標を達成しているといえます。ただし、これは個別の事業の進捗状況であり、その事業を実施したことによる効果について、どのように評価していくのかという課題があります。

次に、前期計画期間の状況を統計的なデータやニーズ調査等からみていくと、前期計画期間（平成17年～平成21年度）における西宮市の出生数等の経年変化では、平成20年の出生数は4,871人、平成20年の合計特殊出生率は1.31と、それ程高い上昇ではないものの、いずれも、平成16年時点（出生数：4,806人 合計特殊出生率：1.25）より増加しています。また、西宮市における全般的な子育てのしやすさについての市民満足度についても、概ね満足が不満を上回る結果となっています。さらに、母親の年齢別・居住年数別出生数の状況をみると、居住歴が短い「5年未満」の出生数が年々増加し続け、平成20年度にはその傾向がより顕著になってきています。

このことから近年、転入して間もない女性の出産が特に多くなっていることがうかがえ、市民満足度にみられる全般的な子育てのしやすさに対する評価と合わせて考えると、これから子育てをしようと考えている世帯の転入が増加した結果、近年の出生数と合計特殊出生率を引き上げているものと考えられます。

一方、震災後に本市の人口が急増したことにより、マイナスの影響が出ているのも事実です。象徴的なのは、保育所や留守家庭児童育成センター（学童保育）の待機児童や小学校における教室不足などです。加えて、幼稚園においても、希望するすべての児童の受け入れや幼児教育の充実、また、幼稚園にも保育所にも属さない概ね0～2歳児の乳幼児を対象とした在家庭向けの子育て支援や、地域や家庭における子育て力の向上も大きな課題となっています。

また、近年、発達障害に代表されるように、従前の障害児支援にとどまらない発達や発育、育児に対する支援ニーズも増大しており、今後、市としての相談体制や支援体制の確立が求められています。さらに、年々増加している児童虐待や、教育現場では不登校やいじめなど、社会的に擁護を必要とする児童等への対応も重点的に取り組むべき課題です。

その他にも、医師不足による産科や小児科医療の体制確保や昨今の経済不況による経済的困窮者への支援、有配偶率が低い要因の一つともいわれている若年層における雇用環境、特に非正規労働者の増加や若年層の長時間勤務など周辺環境にも社会問題が山積しています。また、子育てと仕事の両立支援においては、保育サービスの充実と両輪をなす「仕事と家庭生活の調和を実現するための働き方の見直し」、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取り組みなど、企業等との連携も必要です。

これらは、一自治体だけの取り組みでは解決が困難な課題も多くありますが、今後、国、都道府県、市町村、企業、地域、家庭などがそれぞれの役割を明確に意識した上で、相互に補完しながら、総合的な少子化対策として実行していく必要があります。

また、市の財政状況からも、限られた財源をどの施策や事業に重点的に配分するのかといった優先度をつけた上で、施策や事業を実施していく必要があります、そういったことを明確にしていくことがより効果的な対策につながると思われます。

【国に報告する特定事業の進捗状況】

子育て支援サービス事業名		H16年度 (計画当初)	H21年度 (実績見込)	H21年度 目標値	達成率
通常保育	か所数	42か所	49か所	51か所	96.1%
	定員	3,824人	4,290人	4,304人	99.7%
低年齢児保育	定員	1,437人	1,636人	1,648人	99.3%
延長保育	か所数	13か所	22か所	22か所	100.0%
	定員	252人	539人	546人	98.7%
休日保育	か所数	-	-	2か所	0.0%
	定員	-	-	20人	0.0%
病後児保育(施設型)	か所数	-	1か所	2か所	50.0%
	定員	-	2人	6人	33.3%
放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童育成センター)	か所数	41か所	40か所	41か所	97.6%
	定員	2,420人	2,860人	2,600人	110.0%
地域子育て支援拠点事業ひろば型 (旧:つどいの広場事業)	か所数	-	10か所	2か所	500.0%
地域子育て支援拠点事業センター型 (旧:地域子育て支援センター)	か所数	1か所	1か所	1か所	100.0%
一時預かり (旧:一時保育)	か所数	3か所	10か所	12か所	83.3%
	定員	30人	73人	120人	60.8%
子育てショートステイ	定員	5人	6人	8人	75.0%
ファミリーサポートセンター	か所数	1か所	1か所	1か所	100.0%

【前期計画の実施状況について】

基本目標別事業数の推移(平成20年度末)

基本目標	年 度				
	計画当初 (H16)	H17	H18	H19	H20
1 すべての家庭の子育てを支えるまちづくり	129 (13)	134 (14)	133 (14)	131 (14)	135 (14)
2 母と子の健康を支えるまちづくり	37 (2)	38 (2)	38 (2)	37 (2)	38 (2)
3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり	31 (8)	31 (8)	31 (8)	31 (8)	31 (8)
4 ゆとりある教育の実現と健全育成のまちづくり	55 (20)	58 (20)	59 (19)	58 (19)	57 (19)
5 子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり	25 (5)	25 (5)	26 (5)	27 (5)	27 (5)
計	277 (48)	286 (49)	287 (48)	284 (48)	288 (48)
実 数	229	237	239	236	240

()は再掲事業内数

基本目標別事業の進捗状況(平成20年度末)

前期計画目標 (H21年度)	実施 ¹		拡充		継続		その他 新規事業 ²	合計
	達成	未達成	達成	未達成	達成	未達成		
基本目標							-	-
1 すべての家庭の子育てを支えるまちづくり	7		31		83		14	135
	7	0	28	3	81	2		
2 母と子の健康を支えるまちづくり	1		15		18		4	38
	1	0	13	2	17	1		
3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり	5		9		17		0	31
	4	1	9	0	16	1		
4 ゆとりある教育の実現と健全育成のまちづくり	1		11		39		6	57
	1	0	10	1	36	3		
5 子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり	3		2		20		2	27
	3	0	2	0	20	0		
合 計	17		68		177		26	288 ³ (240)
	16	1	62	6	170	7		
実数合計	15		55		147		23	240
	14	1	49	6	143	4		

1...計画策定時には実施していない事業で、H21年度までには新たに実施すると目標に掲げた事業。

2...計画書には記載されていないが、前期計画期間中に新たに実施された事業。

3...288事業のうち、48事業は、基本目標などをまたがって再掲載されている。

7. 後期計画に向けて

出生数、合計特殊出生率の変動には、様々な要因が考えられるものの、5年前と比べ僅かですが増加しています。また、解決すべき課題は様々ありますが、ニーズ調査の市民満足度の結果と合わせて考えると、前期計画の取り組みが一定の評価を受けているものと考えられます。加えて、この計画の全体期間が10年間であることから、「基本的な視点」、「基本理念」については、大きく変更する必要はないものと考えます。ただし、「基本目標」や「計画の体系」、また、取り組むべき課題などを考える際には、昨今の社会状況を考慮して修正または追加していく必要があります。

以上の状況から取り組むべき課題を整理すると次の6点に集約されます。

[1] 「地域における子育て支援の充実」

子育て家庭においては、心理的・肉体的な不安感や負担感、経済的な負担感を強く感じており、特に保育所や幼稚園に通わず在宅で子育てをしている家庭においては、男性の育児参加の不足や核家族化の進行、地域とのつながりが希薄化したことなどにより母親が家庭において孤立したり、また、社会から疎外感を感じる人が多いといわれています。子育てが本来持つ“楽しさ”や子どもの成長にふれる“喜び”を感じられるよう家庭、地域、行政等が一体となって、子育ての交流や相談の場、また、情報収集や情報提供を進めていき、全般的な子育て支援サービスの充実や地域や家庭における子育て力の向上などをめざす必要があります。

[2] 「母子保健の充実や母と子の健康確保」

妊娠期から出産期において、安心して安全に子どもを妊娠・出産できる環境づくりが必要です。出産後は慣れない育児などでストレスを感じる事が多々あります。そのため、男女がともに協力して生み育てる意識を育むとともに、妊婦同士の仲間づくりなどが求められています。

また、子どもの発育・発達に関する事は、乳幼児を持つ保護者にとって大きな関心事です。乳幼児健診などによる育児・発育・発達に関する相談・支援体制の充実、妊娠期や乳幼児期を安心して迎えられるような体制づくり、さらに、妊産婦の正しい食事や食の安全面、「食」から子どもの健全育成をめざす「食育の推進」や「小児医療の充実」などの取り組みも必要となります。

[3] 「子育てと仕事の両立」

結婚や出産、育児のために仕事を退職する女性が、まだまだ多いのが実情です。いわゆるM字カーブの谷の部分の指しますが、本市でも、経済状況の悪化などに伴って、働きながら子育てをする家庭も増えてきています。男女がともに子どもを生み育てるため、また、子育てと仕事の両立のためには、保育サービスの充実とワーク・ライフ・バランスの実践が欠かせない視点です。そのため、保育所の待機児童の解消や多様な働き方に対応した保育サービスの充実、また、育児休業の取得促進や育児休業後の円滑な職場復帰、子育て中の家庭が働きやすい職場環境など企業においても子育て中の家庭を応援するような意識改革が必要です。

[4] 「教育環境の充実と子どもの健全育成」

子どもの教育やしつけは、思春期に入る子どもを持つ親にとって大きな悩みの一つです。そのため、子どもを学校、家庭、地域全体で育てることが求められています。教育現場においては、全体的な学力の向上や特別支援教育の充実、小学校の教室不足に象徴されるような教育環境の改善や整備、また、就学前児童の教育・保育を一体的に提供するための幼児教育のあり方や幼稚園に入園を希望するすべての子どもの受け入れといった課題もあります。そうした中で、子どもは次代を担う親であるという視点から子どもの健全育成が必要です。地域の人との異年齢交流や乳幼児、妊産婦とふれあうことにより、命の大切さや子どもを生み育てることの意義を次代の親となる子どもに伝えていくことも教育現場で求められています。

[5] 「子育て家庭に配慮したまちづくり」

妊産婦や子育て家庭が乳幼児を連れて気軽に外出し、不自由なく移動できる環境づくりが求められています。そのためには、ユニバーサルデザインの考えに基づいたまちづくりや移動の円滑化に向けた取り組みが必要となります。具体的には、歩道の段差解消や公共施設などにおけるバリアフリー化、住環境の改善などハード面での子育て家庭に配慮したまちづくりが求められています。また、ハード面のみではなくソフト面でも、人が人にやさしく接する心のバリアフリーといった考え方もあり、ハード・ソフトそしてハートへ、多面的なバリアフリー化が必要です。

[6] 「すべての子どもの権利を守る体制づくり」

虐待やいじめ、不登校への対応や障害児施策、ひとり親家庭への支援、犯罪などから子どもを守るための取り組みが必要です。つまり、社会的に養護を必要とする子どもへの支援策が求められており、特に虐待等によって命を落とすといった痛ましい事件が後を絶たないなど、すべての子どもの権利と安全を保障する体制づくりが求められています。また、従前の障害児施策の枠組みでは対応できない発達障害に対する支援体制などについても、近年クローズアップされてきています。

上記[1]～[5]は、前期計画と同様に大きな柱として浮かび上がってきます。加えて、[6]が後期計画における新たな柱として追加が必要と考えられます。そこで、後期計画では、基本目標を5本から6本に再設計して第3編において具体的な基本目標とその内容を示します。

また、後期計画策定における特徴として、「評価指標の設定」が国の指針において示されています。これは、個別事業や施策単位で評価指標を設定することにより、計画全体の評価をする際に、役立てていくというものです。前期計画の際には、個別事業ごとの目標設定を3段階（実施・拡充・継続）で行っていたものの、その具体的な内容が不明確なものも含まれており、進行管理や計画の評価を行っていくという問題もありました。また、5年前の前期計画策定時は、施策レベルでの評価指標の設定を実施していなかったため、事業レベルのみの進行管理では、施策レベルや計画全体の評価を行うのが困難でした。

これを踏まえて、後期計画においては、事業レベルでは、原則、アウトプット（実施状況）、施策レベルではアウトカム（成果指標）をできるだけ設定することにより、計画全体の進行管理と評価を実施していきます。

このほか、前期計画では、基本目標をまたぐような形で個別の事業を「再掲」するという形態をとっていたため、計画書に重複記載されていた事業が多数あり、計画体系上の位置づけが不明確なものもありました。また、計画体系についても、本市独自で設定しましたが、時代の変遷を受けて、現状の施策目標や施策展開が事業に合致していないものも出てきているため、再編成を行う必要があると考えています。

以上、このような点に留意しながら後期計画を策定しました。

第3編 計画の基本的な考え方

1．基本的な視点	・・・	31
2．基本理念	・・・	32
3．基本目標	・・・	32
4．計画の体系	・・・	34

第3編 計画の基本的な考え方

1. 基本的な視点

[1] 子どもの幸せを第一に考えます

次代を担うべき子どもが自身の幸せを実感できるよう、子どもの幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。

また、子どもが健やかに成長できるよう、子どもの権利や利益を尊重し、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。

[2] 子育てが楽しく思えるまちをめざします

子育て世代が感じる精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さなど、結婚や子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、それらの要因を取り除き、家庭を持つこと、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。

また、子どもの成長にふれる喜びを伝え、子育ての楽しさを実感できるまちづくりを福祉、教育、保健、医療など幅広い分野で進めていきます。

[3] まち全体で子どもを育みます

子育てについての第一義的な責任はその保護者にあることを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子どもの成長をともに喜び、安心して子育てができる環境づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。

また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、相互に補完することにより、まち全体で子どもを育みます。

この計画書における「子育て世代」とは、これから結婚しようとする人や子育て中の家庭などを含んだ世代を指します。

2 . 基本理念

子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ
～ 子育てするなら 西宮 ～

子どもや子育て世代の思いや意見を尊重するまち、子育て家庭を支えるまちは、子どもの輝く笑顔につながります。わたしたちは、子どもの笑顔があふれるよう、“子どもの笑顔がいきいきと輝くまち にしのみや”をめざします。

また、地域全体で子どもを見守り、支えあう心温かなまち、子育て家庭にやさしいまちは、高齢者や障害のある人などすべての人にとって暮らしやすいまちにつながります。あらゆる人がいきいきと輝けるよう、“すべての人にやさしいまち にしのみや”をめざします。

3 . 基本目標

基本目標1：地域における子育てを支えるまちづくり

子育てについての悩みや精神的な不安、肉体的・経済的な負担などの軽減に向けた取り組みを子育て支援サービスの充実により各方面から進めます。また、世代間交流やふれあい事業等を通して人と人とのつながりが深まっていくよう、子育てサークルなど地域における自主的な活動を支援し、活性化を図るとともに、地域の子育てネットワークの構築をめざします。

基本目標2：母と子の健康を支えるまちづくり

妊娠及び出産が希望に沿った形で安全に安心して行えるよう取り組みを進めるとともに、男女がともに協力して生み育てる意識を育みます。また、出産後の育児不安を軽減し、自信とゆとりを持ち安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できるよう、母子保健事業をはじめ食育の推進や小児医療の充実などに努めます。

基本目標3：子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

男女がともに協力して子育てをしながら働くことができるよう、社会の就労環境の変化や多様な就労形態に配慮しつつ、保育サービスの充実を図ります。また、仕事と家庭生活の調和がとれるよう働き方の見直しを行う、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の推進を企業等とともに進め、働きながら安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

基本目標4：教育環境の充実と健全育成のまちづくり

人間関係の希薄化や規範意識が低下する中で、次代を担う子どもたちが、いのちを大切に、人権を尊重する意識を高め、確かな学びを身につけるよう、学校教育と社会教育の連携を強化し、教育環境の充実に努めます。また、家庭や地域の子育て力を高めるため、幅広い情報と学習機会の提供に努めます。

基本目標5：子育て家庭にやさしいまちづくり

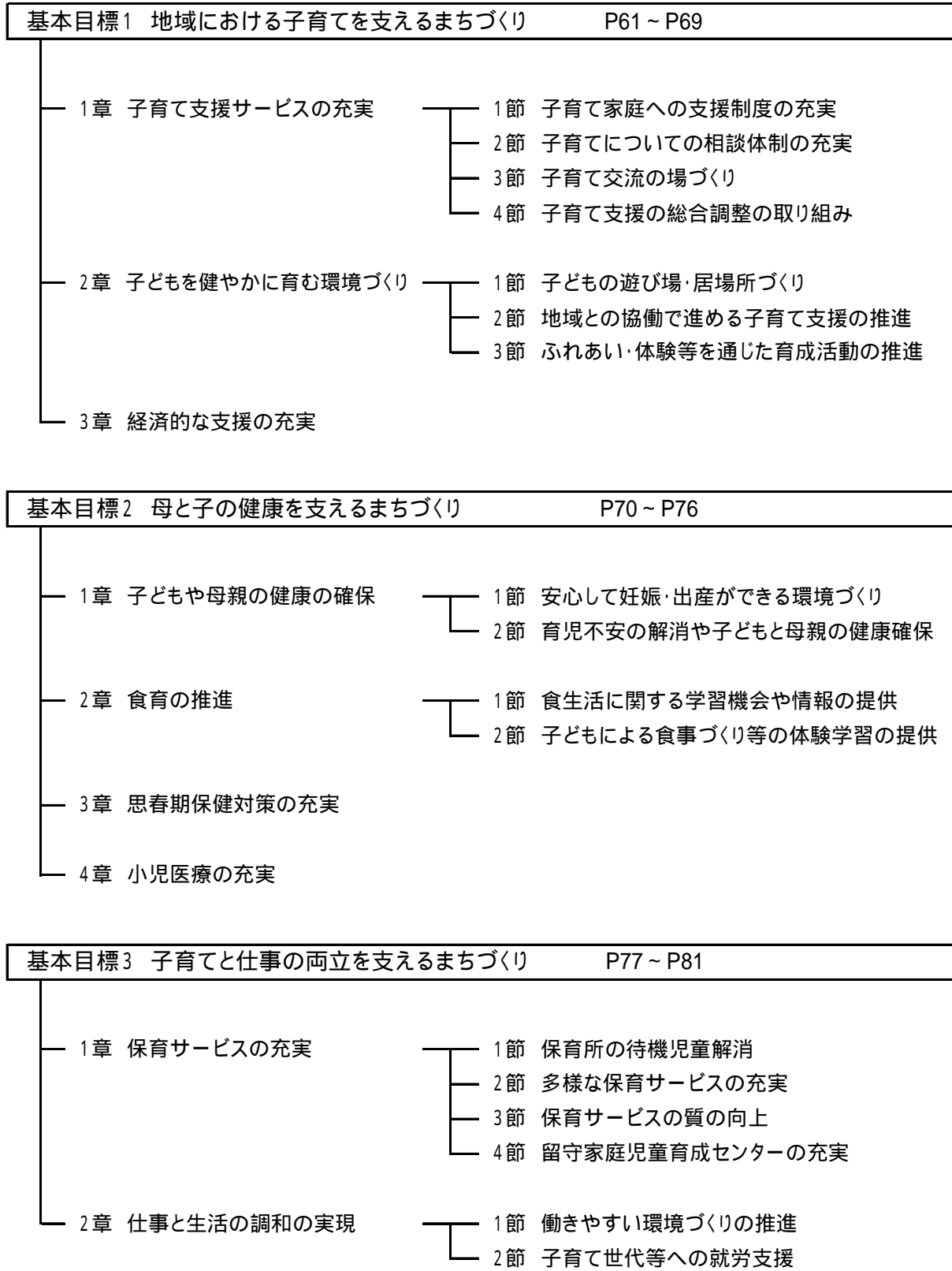
子どもや妊産婦、乳幼児連れの子育て家庭をはじめ、だれもが安全・安心・快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた住まい・まちづくりの誘導、施設整備を進めるとともに、道路や公共交通機関のバリアフリー化などの推進に取り組みます。

基本目標6：子どもの権利と安全を守るまちづくり

子どもの最善の利益が尊重されるように、虐待、いじめ、不登校などの解消に積極的に取り組むとともに、子どもを犯罪や事故等の被害から守るための安全対策を進めます。さらに、子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、自らを守る力を養うことができるよう取り組みを進めます。

また、障害児施策とりわけ発達障害や、ひとり親家庭への対応など、社会的養護を必要とするすべての子どもへの支援を行います。

4 . 計画の体系



基本目標4 教育環境の充実と健全育成のまちづくり P82～P89

- 1章 次代の親の育成
- 2章 子どもの生きる力の育成
 - 1節 確かな学力の向上
 - 2節 豊かな心と健やかな体の育成
 - 3節 信頼される学校づくり
 - 4節 教育環境の整備
 - 5節 幼児教育の充実
 - 6節 特別支援教育の充実
- 3章 家庭や地域の教育力の向上
 - 1節 家庭教育への支援の充実
 - 2節 地域社会における教育力の向上

基本目標5 子育て家庭にやさしいまちづくり P90～P92

- 1章 良好な住宅・住環境の整備
- 2章 安全で安心な移動空間の確保
 - 1節 安全な道路交通環境の整備
 - 2節 安心して外出できる環境の整備

基本目標6 子どもの権利と安全を守るまちづくり P93～P99

- 1章 子どもの権利擁護の推進
 - 1節 児童虐待防止への取り組み
 - 2節 ひとり親家庭等への支援
 - 3節 障害児施策の充実
- 2章 子どもを取り巻く有害環境や課題解決への取り組み
 - 1節 課題を抱える子どもへの支援体制の整備
 - 2節 有害環境対策の推進
- 3章 子どもの安全の確保
 - 1節 子どもの交通安全の確保
 - 2節 子どもを犯罪等の被害から守るための取り組み
 - 3節 被害に遭った子どもへの支援体制の充実

第4編 計画の内容

1. 目標事業量の設定	37
2. 重点施策と事業	38
3. 基本目標ごとの計画内容	60
基本目標1：地域における子育てを支えるまちづくり	61～69
1章 子育て支援サービスの充実	61
2章 子どもを健やかに育む環境づくり	65
3章 経済的な支援の充実	69
基本目標2：母と子の健康を支えるまちづくり	70～76
1章 子どもや母親の健康の確保	70
2章 食育の推進	72
3章 思春期保健対策の充実	74
4章 小児医療の充実	76
基本目標3：子育てと仕事の両立を支えるまちづくり	77～81
1章 保育サービスの充実	77
2章 仕事と生活の調和の実現	80
基本目標4：教育環境の充実と健全育成のまちづくり	82～89
1章 次代の親の育成	82
2章 子どもの生きる力の育成	83
3章 家庭や地域の教育力の向上	88
基本目標5：子育て家庭にやさしいまちづくり	90～92
1章 良好な住宅・住環境の整備	90
2章 安全で安心な移動空間の確保	91
基本目標6：子どもの権利と安全を守るまちづくり	93～99
1章 子どもの権利擁護の推進	93
2章 子どもを取り巻く有害環境や課題解決への取り組み	96
3章 子どもの安全の確保	98

第4編 計画の内容

1. 目標事業量の設定

目標事業量とは国が指定した次の特定 12 項目について各自治体で今後 5 年間に整備する目標を具体的な数値で設定して、整備等を推進していくものです。

番号	事業名	掲載 P	単位	平成 21 年度実績(見込)	平成 26 年度目標事業量	備考
	通常保育事業 (認可保育所)	78	箇所数 定員	49 箇所 4,290 人	61 箇所 5,405 人	待機児童の解消 認可保育所の整備
	低年齢児保育(0~2歳児)	124	定員	1,636 人	2,122 人	通常保育事業の内数
	特定保育事業	-	-	-	-	-
	延長保育事業	78	箇所数 定員	45 箇所 1,254 人	57 箇所 1,554 人	保育所の新設にあわせた増設をめざす
	夜間保育事業	-	-	-	-	-
	トワイライトステイ事業	-	-	-	-	-
	休日保育事業	78	箇所数 定員	-	2 箇所 10 人	新規実施をめざす
	病児・病後児保育事業	78	箇所数 定員 人日	1 箇所 2 人 580 人日	2 箇所 20 人 5,800 人日	病後児保育から病児保育への転換をめざす
	放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童育成センター)	79	箇所数 定員	58 箇所 2,940 人	64 箇所 3,220 人	待機児童の解消 児童育成センターの整備
	地域子育て支援拠点事業	63	センター型 ひろば型 児童館型	1 箇所 10 箇所 -	1 箇所 20 箇所 -	中学校区に 1 箇所を目安に設置をめざす
	一時預かり事業	62	箇所数 定員 人日	10 箇所 73 人 21,170 人日	19 箇所 163 人 47,270 人日	保育所の新設にあわせた増設をめざす
	ショートステイ事業	62	箇所数	6 箇所	8 箇所	2 箇所の増設をめざす
	ファミリーサポート センター事業	78	箇所数	1 箇所	1 箇所	病児等の対応をめざす

本市では、認可保育所の待機児童の解消、その他、延長保育、病児保育などの保育サービスの充実、地域子育て支援拠点事業の実施場所拡充を優先課題として目標設定しているため、特定保育、夜間保育、トワイライトステイの 3 事業については、今後 5 年間における目標事業量を設定していません。当該事業の実施に関しては、今後の検討課題とします。

2. 重点施策と事業

計画の基本理念「子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ ～子育てするなら西宮～」の実現に向け、また、限られた財源の中でより効果的な計画となるよう、重点的・優先的に取り組む必要のある施策を「重点施策」と位置づけ、推進していきます。

(1) 重点施策について

後期計画において推進する重点施策については、ニーズ調査や統計的データ、また、社会状況や本市が抱える課題などから、基本目標ごとに以下の20項目の施策の展開を図ります。

基本目標ごとの現状分析及び基本的な課題	今後の方向性	重点施策
基本目標1：地域における子育てを支えるまちづくり 【P40～P44】		
<u>子育てに対する不安感、負担感</u> ・子育てに不安を感じる保護者の増加 ・母親の育児に対する不安感、負担感が大きい ・子どもの安全な遊び場へのニーズが高い ・保護者の悩みの多様化 ・相談件数の増加 ・核家族化の進行、家庭の養育機能の低下 ・都市化によるコミュニティ機能、地域の子育て力の低下 ・父親の育児参加や家事協力の不足	・子育て中の家庭同士の交流の場づくり ・子育て支援に関する団体・機関のネットワークの構築 ・安心して遊べる場所づくり ・子育てに関する情報提供の充実	「地域子育て支援拠点事業」の全市展開 子どもの遊び場・居場所づくり 地域での子育てネットワークづくり 総合的な子育て支援体制の充実 父親の育児参加の促進
基本目標2：母と子の健康を支えるまちづくり 【P45～P46】		
<u>母子の健康への不安</u> ・出産平均年齢が高齢化 ・妊娠や出産により精神的に不安になる母親が多い ・子どもの食事や栄養に関する悩みを持つ保護者が多い ・不妊症などに悩む夫婦の増加 ・食の安全性に関する問題	・妊産婦への相談、支援体制の充実 ・乳幼児の発達・発育に対する相談・支援体制の充実 ・食の見直しや重要性を認識する機会の充実	妊娠期から乳幼児期における連続した支援体制の強化 食育の推進
基本目標3：子育てと仕事の両立を支えるまちづくり 【P47～P49】		
<u>子育てと仕事の両立の難しさ</u> ・出産前後に離職した女性が多い ・未就労の母親の就労希望は高い ・保育所定員数は増加しているものの、保育需要も高まっている ・保育所待機児童数が急増 ・正社員、特に若年者の長時間労働が増加 ・経済不況等により共働き家庭の増加	・認可保育所、病児・病後児保育などの保育サービスの充実 ・男女の育児休業制度等の取得促進と職場復帰への支援	保育所の待機児童解消 保育サービスの充実 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標ごとの現状分析及び基本的な課題	今後の方向性	重点施策
基本目標4：教育環境の充実と健全育成のまちづくり		【P50～P53】
<p>教育環境の充実に対する期待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命の尊さに関する学習を求める保護者が多い ・将来は子どもが欲しいと思う高校生は多い ・普段の遊び場が家の中という子どもが多い ・子どもの成績や学習方法、進路に関し不安を抱える保護者が多い ・「ささえ」¹の登録者数が増加 ・学校施設の耐震化率、エレベーター設置率は5割 ・幼稚園児のうち、8割が私立幼稚園に在園 ・子どもの健全育成には家庭や地域の力も必要 ・家庭や地域の教育力が低下している ・小1プロブレム²や中1ギャップ³ ・幼保一元化の流れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・次代の親となる子どもの健全育成 ・地域ぐるみによる子どもの見守り ・家庭や地域の教育力向上 ・幼児教育のあり方の検討 ・幼保小、小中学校教育の円滑な接続 ・児童数の急増などによる教室不足への対応 ・学校施設の老朽化や耐震化対策など学校施設の安全性確保 	<p>次代の親の育成</p> <p>「学校・家庭・地域総がかりの教育」の推進</p> <p>幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携の推進</p> <p>学校施設の充実</p>
基本目標5：子育て家庭にやさしいまちづくり		【P54～P55】
<p>快適な生活環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の持ち家率は増加 ・公営住宅のバリアフリー化と老朽化対策 ・ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進 ・外出時に歩道や交通機関、建物のバリアフリー化がされておらず困ることが多い ・歩道の段差等改良整備率は6割 ・市営住宅のバリアフリー化率は5割弱 	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいに関する情報提供や相談体制の整備 ・ユニバーサルデザインなどに基づくまちづくりの推進 	<p>子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>安心して外出できるまちづくりの推進</p>
基本目標6：子どもの権利と安全を守るまちづくり		【P56～P59】
<p>子どもの権利尊重の重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対し厳しすぎるとする母親が多い ・虐待相談件数が急増 ・母子、父子家庭数が増加 ・障害者手帳所持者の増加 ・少年補導件数の増加 ・児童虐待防止法改正により、児童虐待の第一義的な窓口は市町村に位置づけられる ・平成17年発達障害者支援法施行 ・携帯電話やインターネットによる有害情報やネットいじめ問題の表面化 ・子どもに対する防犯意識の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の予防と早期対応が可能な体制づくり ・ひとり親家庭の自立に向けた支援 ・発達障害など、障害のある子どもへの総合的な支援体制づくり ・子どもの安全を守るためのパトロールや通学路、遊び場の見守りなど地域ぐるみの取り組みの促進 	<p>児童虐待防止対策の強化</p> <p>ひとり親家庭等への支援強化</p> <p>発達障害などへの総合的な支援体制の確立</p> <p>子どもの安全対策の推進</p>

1 「ささえ」：保護者や地域のボランティアが、学校での子どもの教育活動や教育環境を支える事業

2 「小1プロブレム」：小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられないなどの現象

3 「中1ギャップ」：学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増するといった現象

(2) 重点施策及びその取り組み内容

基本目標1：地域における子育てを支えるまちづくり

「地域子育て支援拠点事業」の全市展開

内 容

身近な地域で子ども（特に0～2歳児）や保護者がいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談や情報提供などの支援が受けられるよう、中学校区に1か所程度を目標として、「地域子育て支援拠点事業」の整備を進めます。また、社会福祉協議会が実施している「子育て地域サロン」等と連携し、地域での子育て支援の場を充実させていきます。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
地域子育て支援拠点事業（ひろば型）の拡充	現在、地域子育て支援拠点事業は、センター型：1か所（子育て総合センター）、ひろば型：10か所（児童館8か所、大学2か所）、計11か所で実施しています。ひろば型事業の全市的な展開が図られるよう、中学校区に1か所程度、計20か所を目標に実施箇所の拡充を進めます。 【地域子育て支援拠点事業（センター型・ひろば型） P63】
大学と連携した地域子育て支援拠点事業（ひろば型）の展開	大学の持つ専門的な人材やキャンパスの開放といった大学の特色を生かした事業展開をめざし、大学と連携して地域子育て支援拠点事業を実施します。平成21年度は2か所で事業を開始しましたが、今後、さらに実施場所の拡充をめざします。 【大学と連携した地域子育て支援拠点事業 P111】
（仮称）地域子育て支援拠点事業連絡協議会の設置	ひろば型の全市展開にあたり、子育て総合センター・児童館・大学・保育所など多様な事業実施機関の連絡調整や情報交換、スタッフ研修の実施、プログラムの開発・共有化など全体的なサービスの向上をめざして、連絡協議会を立ち上げます。 【（仮称）地域子育て支援拠点事業連絡協議会の設置 P112】
子育て総合センターの機能強化	就学前児童の地域子育て支援の拠点として、全体調整機能や調査・研究及び研修、スタッフのスキルアップなどの充実をめざします。また、「子育て地域サロン」等、地域団体やNPOなどが実施している各種活動との連携や支援についても検討していきます。 【地域子育て支援拠点事業（センター型・ひろば型） P63】

子どもの遊び場・居場所づくり

内 容

放課後や週末に子どもが家の中だけで過ごすのではなく、地域で様々な活動や体験、交流ができるよう、児童館をはじめ、公民館などの社会教育施設、学校施設などを活用し、地域や関係機関と協力して子どもの遊び場・居場所づくりを充実していきます。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
児童館・児童センターの機能強化	小学生の放課後の遊び場として、また教育委員会と連携して、不登校児童への対応にも取り組んでいきます。さらに、地域の子育て支援の拠点として、乳幼児と中・高・大学生との交流事業や、大学との連携によるプログラム開発、保育所と連携した育児相談等の実施、また、老人クラブ等地域の高齢者との交流事業など、多世代・異年齢交流の場としての機能も充実します。 【児童館・児童センター P66、保育所と児童館・児童センターの連携 P113】
学校体育施設の開放	関係機関と連携し、学校運営に支障をきたさない範囲で小・中学校の運動場や体育館などの学校体育施設の開放を引き続き行います。 【子どもの遊び場開放事業 P66、学校体育施設の開放 P114】
社会教育施設や学校施設を活用した子どもの育成	地域の中で子どもが様々な体験や学習、異年齢交流ができるよう、社会教育施設や学校施設を活用し、地域ボランティアなどによる学びの場、体験の場づくりを拡充します。 【宮水ジュニア事業、放課後子ども教室推進事業 P66】
公園等の遊び場づくり	屋外で体を動かして子どもが安全にのびのびと遊べる場として、子ども目線も取り入れた公園整備を引き続き行うとともに、遊具等の設置や安全対策、バリアフリー化などに取り組めます。また、自分の責任で自由に遊べる「みやっこキッズパーク」については、恒久施設化をめざします。 その他、いわゆるプレーパークを運営している自主団体や遊び場もあり、子どもの貴重な遊び場として、その有効活用や運営団体との連携を検討します。 【公園等の整備の推進、みやっこキッズパーク P66】

地域での子育てネットワークづくり

内 容

子育て家庭が地域の中で、安心して子育てができるよう、仲間づくりや居場所づくりを行う子育てサークルや地域団体などの自主活動を促進するため、サークルの立ち上げ支援、行政機関や関係団体をつなぐネットワークの構築などを進めます。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
子育てサークルなどの自主活動への支援	子育てサークルなどの自主的な活動団体に対し、その立ち上げ支援や情報提供、人材育成など団体活動への支援を積極的に行います。また、リーダーの養成や支援のため、交流会の実施回数やその内容を充実します。 【子育てサークル支援事業 P67】
子ども・子育て支援ネットワークの充実	行政や地域団体、児童関連施設など子育て支援に関わる各団体が情報共有や連携・協力による活動が図れるよう、交流の場を提供するとともに、その中で具体的連携に向けた検討を行います。 【子育て支援・子育て相談担当者ネットワーク P64】
地域団体との連携	西宮市社会福祉協議会の支部・分区単位で地域のボランティアが主体となって実施している「子育て地域サロン」と情報共有を行った上で、連携を図ります。また、地域スタッフの研修を充実させます。 【「子育て地域サロン」への補助事業 P67】

総合的な子育て支援体制の充実

内 容

子育て支援に関する総合的・一元的な案内・相談体制の確立やニーズに応じた情報提供の充実など、庁内における子育て支援にかかる総合調整機能の充実を図り、組織横断的な対応が図れる仕組みづくりをめざします。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
子育て情報の総合的な提供 子育ての情報提供のあり方の検討	<p>子育てに関する情報提供のあり方を各関係機関が集まり、検討する場を設けます。そこで、発行から4年が経過している「にしのみや子育てガイド」について、その内容や配布方法について再検討を行います。また、市政ニュースに関しては、読みやすく分かりやすい紙面づくりに努めます。</p> <p>【情報誌「にしのみや子育てガイド」、子育てに関する情報の収集及び提供・発信 P64】</p>
子育て情報のより効果的な提供	<p>「にしのみや子育てガイド」のような冊子による総合的な情報提供だけでなく、パソコンや携帯情報端末を活用した地域別、性質別の情報提供や個別的な情報提供に取り組みます。また、「子育て便利マップ（お出かけ編・医療機関編）」の作成及び配布や、乳幼児健康診査の待ち時間等を活用した各種子育て関連の情報提供を行います。</p> <p>【子育て便利マップ（お出かけ編・医療機関編）の発行、ネット等による子育て情報発信事業、母子保健と子育て支援部門の連携 P113】</p>
子育てに関して総合的な 対応・調整を行う体制づくり	<p>妊娠から出産、子育て期において、利用者目線に立ったより効果的な子育て関連施策の推進のため、行政の縦割りによる弊害の解消をめざします。具体的には、乳児健康相談の開催を児童関連施設との連携で行うなど、庁内の調整機能を充実させます。また、市民からの問い合わせなどに、総合的に対応しコーディネートできる体制づくり・組織のあり方について検討を行います。</p> <p>【乳児健康相談 P62、総合コーディネート P64】</p>

父親の育児参加の促進

内 容

母親の育児負担の軽減や孤立化の防止のため、父親の育児参加を促進します。子育てに関する父親向けの講座の開催や父子手帳の発行など、父親が子育てに関わるきっかけづくりを大学や関係機関、企業等と連携・協力し実施していきます。また、子育ての楽しさや子どもが成長する喜びを父親にも伝えていきます。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
父親向けの講座やイベントの充実	父親が子育てに関わるきっかけとなるような父親のニーズを踏まえた講座やイベントを新たに子育て総合センターや児童館等で実施し、父親の育児参加の促進を図ります。また、大学と連携して父親向けの子育てに関するプログラムの開発を行います。 【父親の子育て参加の促進 P63、育児セミナー（両親学級） P71】
父子手帳の発行及び活用	平成21年度に新規作成した父子手帳を引き続き発行し、父親の育児参加への啓発を行うとともに、父子手帳を活用した父親の育児参加促進のための新たな事業を検討します。また、3～5年ごとに父親や母親など関係者の意見や評価を取り入れ更新作業を行います。 【父子手帳の発行 P113】

基本目標2：母と子の健康を支えるまちづくり

妊娠期から乳幼児期における連続した支援体制の強化

内 容

妊娠・出産期から乳幼児期に至るまで、安全に安心して出産・育児が行えるよう、切れ目のない健康管理や発育・発達への支援体制の構築に取り組みます。また、母子保健の保健分野と子育て支援の福祉分野が相互に連携して一体的な支援体制をめざします。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
妊娠・出産に係る経済支援の充実	<p>特定不妊治療費や妊婦健診費用、出産育児一時金（国民健康保険）など、安心して安全に妊娠・出産が行えるよう経済的支援を引き続き行います。</p> <p>【特定不妊治療費助成事業、妊婦健診費助成事業 P70】</p>
保健福祉センターの充実	<p>保健福祉センターにおいて、母子健康手帳の配付を行い、妊娠初期からの相談体制の充実を図ります。また、母子保健の充実と妊産婦へのきめ細かな対応のため、現在、市内3か所（中央・北口・山口）にある保健福祉センターを鳴尾地区に新たに整備します。それに伴い、乳幼児健康診査、育児発達相談、マザークラス（母親学級）等の地域に即した支援体制の拡充をめざします。</p> <p>【保健福祉センターの設置・運営、育児発達相談、マザークラス（母親学級） P71、母子健康手帳の配布 P119】</p>
妊産婦への支援の充実	<p>妊娠初期からの訪問支援及び相談体制の充実を図るとともに、2か月の乳児がいるすべての家庭を訪問して、早期に育児相談や支援体制を築き、保健と福祉部門の連携強化を進めます。さらに、平成21年度から始まった10か月児アンケート健診等の活用を図ります。</p> <p>【健やか赤ちゃん訪問事業 P62、訪問指導、乳幼児健康診査 P71、10か月児アンケート健康診査 P120】</p>
予防接種の効率的な実施	<p>予防接種の接種率向上のため、予防接種台帳システムを活用し、未接種者に個別勧奨を引き続き実施していきます。</p> <p>【定期予防接種事業 P71】</p>

食育の推進

内 容

調理実習や栽培体験など、これまでも各部局で食に関する活動が行われてきましたが、「西宮市食育推進計画（平成22年3月）」に基づき、「食育」という共通認識のもと、本市の特徴を踏まえ、総合的・効果的に食育の推進を図ります。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
母親への食育事業の充実	<p>妊婦を対象とした講座や調理実習、離乳食・幼児食などの講座を実施し、食の大切さに関する啓発を進めます。</p> <p>【離乳食講座・幼児食講座・家族でつくる離乳食講座・アレルギー幼児食講座 P72、マザークラス料理教室 P122】</p>
子どもへの体験学習の充実や学校教育での食育の推進	<p>保育所や幼稚園、小学校において栽培した野菜や果物などの食材を利用し、調理体験や試食などを通じて食に関する知識や食を大切にする心を育みます。また、学校において食に関する年間指導計画を作成し、栄養教諭を中核とした食育の推進を図ります。</p> <p>【食に関する指導計画の策定 P72、保育所における食育クッキング、幼稚園における食育の取り組み、学校における食農体験の取り組み P73】</p>
食育に関する普及啓発	<p>食品関連企業や大学等と連携して、食に関する各種イベントの開催をめざします。また、望ましい食生活、食品の安全性に関する情報など、市民自らが正しい食の選択ができるよう、市政ニュースやホームページ等を通じて情報提供を行います。</p> <p>【食育に関するイベントの開催、食育の情報提供 P73】</p>

基本目標3：子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

保育所の待機児童解消

内 容

保育所の待機児童解消を最優先課題として位置づけ、待機児童の多い地域や乳幼児の増加が著しい地域など、地域性や年齢を十分に考慮した保育所の整備を進めるとともに、受入枠の拡大や既存の枠組みにとらわれない様々なアプローチを通じて、待機児童の解消に取り組みます。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
保育所受入枠の拡充	「西宮市保育所待機児童解消計画（平成21年3月）」に沿って、民間保育所の新設整備や、特に待機の多い低年齢児を受け入れる保育ルームを積極的に整備します。 【認可保育所の整備、家庭保育所・保育ルーム P78】
新たな待機児童対策への取り組み	地域バランスや待機児童の多い0～2歳児の年齢層を十分考慮して、より効果的な待機児童の解消を既存の枠にとらわれず、0～2歳児の専用保育所や既存保育所の年齢別定員構成の見直し、また、賃貸物件による保育所整備など、その具体的な方法を検討し、実施していきます。 【新たな待機児童対策への取り組み P78】
保育所と幼稚園などを一体とした待機児童対策の実施	0～2歳児の専用保育所の整備等に伴う、それ以降の3～5歳児の受け入れについては、認可保育所、幼稚園、認可外保育施設など多様な保育サービスの中から保護者が選択できる仕組みについて新たな制度設計を地域においてめざします。 【新たな待機児童対策への取り組み P78】

保育サービスの充実

内 容

就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、関係機関と連携し、休日保育や病児保育など保育サービスの充実を図ります。また、保育士への研修の実施や施設環境の整備改善に努め、サービスの質の向上をソフト・ハード両面から進めます。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
多様な保育サービスの取り組み	<p>延長保育の拡充や新たに休日保育の実施に取り組みます。また、前期計画で取り組んでいた病後児保育を、よりニーズの高い病児保育への転換を図ります。さらに、ファミリー・サポート・センター事業においては、病児対応をめざします。</p> <p>【延長保育、休日保育、病児・病後児保育、にしのみやしファミリー・サポート・センター事業 P78】</p>
保育の質の向上	<p>保育指針を踏まえた保育士等の質の向上を図り、保育所の第三者サービス評価については、より効果的・効率的な実施方法について検討する場を設け、保育所の評価システムの構築をめざします。また、耐震化やバリアフリー化など施設面での改善に取り組みます。</p> <p>【保育所職員の資質の向上、保育所の第三者サービス評価事業、苦情解決制度の充実、保育所の施設整備の促進 P79】</p>
認定こども園	<p>学識経験者を交えた委員会において検討を進め、実施形態など本市の地域特性にあった認定こども園の設置に向けて取り組みます。</p> <p>【認定こども園 P78】</p>

ワーク・ライフ・バランスの推進

内 容

「西宮市勤労者福祉推進計画（平成22年3月）」をもとに、関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスに関する企業への啓発を進め、好事例企業の紹介や各種制度助成金等の周知を図り、企業に対して育児休業制度や介護休業制度などの取得促進のため啓発活動を行います。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発	<p>事業主に対して、育児休暇の取得や子育て期間中の短時間勤務等の企業風土、職場環境の整備推進への呼びかけや講演会等により広報啓発を行います。また、ワーク・ライフ・バランスに関する政・労・使の三者合意に向けて取り組んでいきます。</p> <p>【事業主に対する広報啓発 P81】</p>
好事例企業の紹介や各種制度助成金等の周知	<p>広報紙「労政にしのみや」等により、企業等によるワーク・ライフ・バランスの好事例の紹介や認証制度の実施に向けた取り組みを進めます。また、環境整備を促進するための助成金等に関する情報や関係法令等の周知を行います。</p> <p>【事業主に対する情報提供 P81、市内企業のワーク・ライフ・バランスの取り組み事例 P108～P109】</p>

基本目標4：教育環境の充実と健全育成のまちづくり

次代の親の育成

内 容

次代の親となる子どもに対して、男女がともに家庭を築くこと、子どもを生み育てることの意義を学校教育など様々な場面において伝えていきます。また、生命の神秘さや尊さを学び、乳幼児や妊産婦とのふれあいの機会や将来の望ましい勤労観や夢が持てるように、学校、福祉、保健が連携して「次代の親の育成」を進めていきます。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
異年齢交流の促進	子育て総合センターや児童館・児童センター、幼稚園、保育所など児童関連施設において、次代の親となる小中学生や高校生、大学生と乳幼児がふれあう機会を充実します。 【ふれあい体験事業、ふれあい育児体験、児童館における異年齢交流事業 P82】
学校における授業等による取り組み	学校での取り組みとして、中学生の職業体験活動として実施している「トライやる・ウィーク」においては、保育所、幼稚園、児童館など乳幼児がいる児童関連施設での受け入れを今後も積極的に行います。また、中学校や高校での家庭科授業において、乳幼児や妊産婦、子育てに関する内容を取り入れ、生命誕生の神秘とその尊さや、子どもを生み育てる意義を次代の親となる子どもに伝えていきます。 【地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業 P84】

「学校・家庭・地域総がかりの教育」の推進

内 容

「学校サポートにしのみや」の充実や、職業体験学習など地域との連携により実施されている様々な体験・交流学习を推進するとともに、家庭・地域の声を学校教育・学校運営に反映させる仕組みを充実させ、学校・家庭・地域が総がかりで子どもの教育を担う体制づくりを進め、「確かな学力の定着」、「豊かな心の醸成」、「健やかな体づくり」を推進します。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
学校サポートにしのみやの充実	子どもたちの主体的な学習、基礎・基本の確実な定着、総合的な学習の時間における創意工夫ある実践、地域の教育力活用などを重視した各学校園の特色ある取り組みをサポートします。 【学校サポートにしのみや P84】
教育連携協議会の活用	学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、「共に育てる」という共通理解のもと、教育連携協議会を設置し、家庭・地域とともに歩む学校づくりを推進します。 【教育連携協議会の活用 P85】
学校評価の充実	計画(P)、実行(D)、評価(C)、改善(A)のPDCAサイクルに基づき、教育活動や学校運営全般について、組織的、継続的に改善を行うことをめざします。また、その結果を公表、説明することにより、保護者、地域住民からの理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりを推進していきます。 【学校評価 P85】

幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携の推進

内 容

就学前児童の教育と保育のあり方について、教育委員会と健康福祉局が相互に連携して、幼稚園・保育所など教育・保育を一体的に提供できる仕組みづくりに取り組みます。

また、子どもの発達や学習環境の変化による子どもの育ちと学びのつながりを大切にした教育を推進するため、幼児教育と小学校教育、小学校教育と中学校教育の連携を強化し、学びの円滑な接続を図ります。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
就学前児童を一体とした幼児教育の推進	幼稚園教育のさらなる充実を図るため、教育委員会事務局に幼稚園教育担当を配置するとともに、私立幼稚園との連携がスムーズにいくよう、幼稚園教育担当において私立幼稚園の窓口の任務も担います。また、就学前すべての子どもの幼児教育のあり方について、教育委員会及び健康福祉局を中心に、外部委員などを入れた総合的に審議の行える場を設け、認定こども園や施設の有効活用等も含めた検討を行っていきます。さらに、幼稚園保育料の保護者負担について、公私間格差の是正に向けて取り組みます。 【幼稚園教育担当の配置、(仮称)「西宮市の幼児教育のあり方」の策定、私立幼稚園就園奨励助成 P86】
幼稚園・保育所・小学校連携の推進	幼稚園・保育所から小学校へ就学する際、円滑な接続を図るため、相互の連携強化を進めます。育ちと学びの連続性や幼児・児童の異年齢での体験交流、また、公立・私立の合同教職員研修を行います。 【幼稚園・保育所・小学校連携推進事業 P87】
小学校・中学校のつながりのある教育の推進	小学校から中学校への9年間を見通し、生活面や学習面での育てたい子ども像の共通理解を図りながら、つながりのある教育を推進します。 【小・中一貫教育の推進 P84】

学校施設の充実

内 容

子どもが良好な学習環境の中、安心して教育を受けることができるよう、学校施設の維持・整備や耐震化に取り組み、教育用パソコンの活用を図ります。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
学校施設の整備	老朽化した学校施設については、建替えや耐震化を進めるとともに、だれもが利用できるようエレベーターの整備などバリアフリー化を進めます。 【小・中学校の整備、小・中学校のエレベーター設置 P86】
教育環境の整備	良好な学習環境づくりに向け、教育用パソコンの配置を進め、教育用コンテンツの拡充や教職員研修の充実を図ります。 【情報教育の推進 P86】

基本目標5：子育て家庭にやさしいまちづくり

子育てを支援する生活環境の整備

内 容

子育て家庭が安心して暮らすことができる住まいを確保できるよう、住宅に関する情報の提供や相談の実施、住宅の耐震化・バリアフリー化等を推進していきます。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
子育てに適した住宅の確保	子育て家庭を支援していく観点から、公共賃貸住宅における子育て世帯等の公募優先枠の拡充に努めます。 【市営住宅の優先枠の設置 P90】
住まいに関する相談・情報提供	子育て家庭が安心・快適に生活できる住まいを確保できるよう、住宅に関する情報提供や相談を実施します。 【住情報の総合窓口の設置 P90】
安心・安全な住まいの整備	住宅の耐震化やバリアフリー化の促進を図り、子育て家庭が安心・安全に生活できる住宅整備を推進します。 【簡易耐震診断推進事業 P90】

安心して外出できるまちづくりの推進

内 容

ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めるとともに、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化、段差や勾配の改善など、子育て家庭を含めたすべての人に配慮した歩道の整備を進めます。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
ユニバーサルデザイン ¹ のまちづくり	「兵庫県福祉のまちづくり条例」及び「西宮市福祉のまちづくり要綱」に基づき、だれもが利用しやすい施設整備を推進します。 【福祉のまちづくりの推進 P92】
バリアフリー ² 化の推進	道路、公園、公共交通機関、公共施設などにおいて、段差の解消等のバリアフリー化に取り組みます。 【歩道改良事業(歩道段差解消等) P91、鉄道駅舎エレベーター等設置補助、超低床ノンステップバスの導入補助 P92】

- 1 ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
- 2 バリアフリー：高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的・社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

基本目標6：子どもの権利と安全を守るまちづくり

児童虐待防止対策の強化

内 容

児童虐待の早期発見・早期対応が行えるよう、要保護児童対策協議会の体制強化を図るとともに、健やか赤ちゃん訪問事業をはじめ、母子保健事業との連携強化を通じて、児童虐待防止に努めます。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
要保護児童対策協議会の体制強化	児童福祉法の改正（平成21年4月施行）により、要保護児童対策地域協議会の協議対象が、要支援児童やその保護者、特定妊婦に拡大されました。職員の増員や専門職を配置するなど要保護児童対策協議会調整機関の体制強化を図ります。 【要保護児童対策協議会、家庭児童相談事業 P94】
児童福祉と母子保健との連携	支援を必要とする家庭の情報を早期に把握し支援できるよう、福祉、保健など関係機関との連携体制を強化し、必要な家庭に対し家庭訪問など個別的な支援体制のもと、課題解決に取り組めます。また、「健やか赤ちゃん訪問事業」については、市内全域に広がったことを受け、虐待の予防や早期発見の観点から訪問結果の情報を共有し、関係機関が連携して効果的な支援を図ります。 【健やか赤ちゃん訪問事業 P62、乳幼児健康診査 P71】

ひとり親家庭等への支援強化

内 容

ひとり親家庭等が自立した生活を営みつつ、子育てが行えるよう、関係機関と連携し、ひとり親家庭等の就労・自立支援を図る拠点整備を進めるとともに、子育てや生活支援が円滑に提供できるようネットワークの構築に取り組みます。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
母子家庭等就労・自立支援センターの設置	母子家庭等の就労をより効果的に促進するため、就労相談から技能講習、就労情報の提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、地域生活の支援や養育費などの専門相談を実施するセンターを新たに設置します。 【母子家庭等就労・自立支援センターの設置 P94】
ひとり親家庭等への自立支援の推進	子育て・生活支援のサポートのため、ハローワークなど関係機関と連携して自立支援の推進を図ります。また、ひとり親家庭等への支援制度についてまとめた冊子を活用し、効果的な情報提供を行うなど、適切な支援が受けられる体制づくりに努めます。 【母子相談、自立支援教育訓練給付金 P94、児童扶養手当 P134】

発達障害などへの総合的な支援体制の確立

内 容

発達に課題のある子どもへの支援体制のあり方を検討する場を設けて、必要となる支援体制について各関係機関と協議していきます。その上で、発達に課題のある子どもにより早い支援を開始するとともに、保護者が子どもの発達課題を理解し、その後の適切な支援へスムーズにつなげることができるよう、保護者へのサポート体制づくりに取り組みます。また、子どもの成長過程に応じた適切な支援体制の構築に取り組みます。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
早期支援体制の確立	<p>保護者が子どもの発達課題を理解し、その後の適切な支援へとスムーズにつなげることができるよう、保健師等による各種発達相談や、子どもへの関わり方を保護者が集団で学ぶ「ペアレントトレーニング」等を実施していきます。また、発達障害に関する講座の開催などの啓発活動を児童関係施設等も活用して展開していきます。</p> <p>【育児発達相談 P71、ペアレントトレーニング事業 P110、精神発達相談 P121】</p>
切れ目のない支援体制の構築	<p>発達障害をはじめ、支援の必要な子どもの情報を蓄積し、共有化するためのツールとして「サポートファイル」を活用し、子どもの成長過程ごとの支援につながるよう、効果的な運用を提示していきます。</p> <p>【サポートファイル（みやっこファイル） P136】</p>
教育支援の充実	<p>発達に課題のある子どもに適切な教育支援が行えるよう、教員に対して発達障害への理解の促進を図るための研修会を実施するとともに、相談支援体制の充実に取り組みます。</p> <p>【発達障害のある子どもへの教育支援体制づくり、「西宮専門家チーム」による教育サポート、特別支援学校による地域支援 P87】</p>
発達障害などの障害児に関する一体的な支援体制の検討	<p>わかば園を中心に各関係機関と連携しながら、発達障害などの障害児に関する情報提供や相談・診断・療育機能の充実など、身近なところで支援が受けられる体制づくりをめざします。また、「わかば園」の将来の建て替え計画において、発達障害だけでなく、すべての障害児を対象とした障害児総合療育センターの設置に向けた検討を行います。</p> <p>【わかば園の運営 P95】</p>

子どもの安全対策の推進

内 容

子どもが犯罪等の被害者・加害者になることがないように、家庭・地域・学校及び警察等の関係機関と連携し、通学路等の見守りやパトロール、防犯に関する情報提供など総合的な対策を推進します。

主な取り組み

項 目	具体的な内容
子どもが交通事故や犯罪被害等に巻き込まれない力を育むための取り組み	子どもが事故や事件から被害を回避する能力を向上させるため、幼稚園や保育所、小・中学校等において、発達段階に応じた安全教育等の取り組みを進めます。 【交通安全教育等の推進、「安全マップ」の作成 P99】
子どもを非行や犯罪から守る取り組みの推進	家庭・地域・学校が協働により、登下校時の見守り活動を行います。また、青少年の健全育成と非行防止に向け、地域や警察等の関係機関と連携した取り組みを行い、青色回転灯装備車両（青パト）によるパトロール等も実施していきます。 【街頭補導活動 P97、通学路安全確保事業 P99】

3. 基本目標ごとの計画内容

第4編 「3. 基本目標ごとの計画内容」 の見方について

「3. 基本目標ごとの計画内容」では、計画の内容として、6つの基本目標(部)の下に章(施策目的)を設け、その章ごとに「現状と課題」、「施策の方向と具体的事業」を展開しています。具体的事業については、節(施策レベル)ごとに個別事業の代表例を記載しています。

【社会状況と本市の取り組み】と【課題】

子育てを取り巻く現状や社会的背景、本市における現在の取り組み状況と課題をそれぞれ記載しています。

【今後の展開方向】

「社会状況と本市の取り組み」と「課題」を踏まえて、本市における個々の施策の方向性とそれを実現するための個別事業の代表例を節ごとに記載しています。その他の個別事業の一覧は、第6編「資料編(P110~139)」に掲載しています。

(記載例：代表的な事業)

事業名	内 容	実 績 (H20年度)	方向性	担当課
健やか赤ちゃん 訪問事業【重点】	生後2か月頃の乳児のいる家庭を訪問する。	訪問件数 1,173件	拡充	G 課
休日保育事業 【特定】【重点】	日曜・祝日等の勤務等により、児童に保育が欠ける場合の保育需要に対応する。	-	新規 実施	G



1...【特定】:「1. 目標事業量の設定(P37)」に記載されている特定項目の事業です。

【重点】:「2. 重点的な施策と事業(P40~59)」に記載されている重点施策に該当する事業です。

2...平成20年度に取り組んだ活動実績です。()で累計を示している事業も一部あります。

また、平成21年度の新規事業については、「(H21年度新規事業)」、平成22年度以降に新たに開始する予定の事業については、「-」と記載しています。

3...平成26年度までの目標を、「新規実施」、「拡充」、「見直し・改善」、「継続」と4区分にわけて記載しています。

「新規実施」 平成22年度以降に新たに開始する事業。

「拡充」 回数や箇所数、体制等を増やすなど、内容を拡充していく事業。

「見直し・改善」 事業の実施形態や枠組みなどを見直し、実施方法を改善する事業。

「継続」 既存の事業を継続して実施していく事業。

4...担当課の「G」は「グループ」の略です。

基本目標1：地域における子育てを支えるまちづくり

1章 子育て支援サービスの充実

【社会状況と本市の取り組み】

現在の子育てを取り巻く環境は、子育てに関する情報が氾濫する中、子育ての悩みも複雑化、多様化してきているといわれています。一方で、人と人との関わりが希薄になり、気軽に話をする人、相談する人が近所に少なくなっていることから、保護者の多くは大きな不安感や負担感を抱えながら日々の子育てを行っていると考えられます。その背景には、父親の育児参加の不足や核家族化の進行から、多くの場合、母親一人が育児を担っているという実態があります。そういった現状を踏まえ、地域において子育て中の親子を支えていくことが必要です。

本市では、子育てをより楽しく、喜びの多いものとするため、子育ての仲間づくりといった交流の場づくりを子育て総合センターに代表される「地域子育て支援拠点事業」として展開しています。また、子育てに関する各種相談や保育所での一時預かり事業を実施するとともに2か月頃の乳児のいるすべての家庭を訪問する「健やか赤ちゃん訪問事業」も始まっています。その他、子育て家庭が求める子育て関連の情報提供の一元化のため「にしのみや子育てガイド」を作成し、配布しています。

【課題】

今まで子育て支援サービスの中心であった子育て家庭が出向くという形態だけでなく、子育て家庭へ直接、訪問することによりサービスの提供を行う「訪問型」のサービス展開やその家庭形態にあった「個別型」のサービスを提供していくことが課題です。

日々の育児などに関する相談について、だれもが気軽にいつでも相談できる体制が求められています。一方で、価値観の変化や多様化などにより、子育てに関する相談内容が多様化・複雑化しているため、専門性が求められるものや複合的な課題を抱えているものも増加しており、それらに対応できる体制づくりが必要です。

心地よい、温かい雰囲気、子ども同士、親同士が自然に関われる場所、また世代を超えて交流できる機会の提供が求められています。また、利用者のニーズに即した講座・講習会、イベントを実施することも課題となっています。本市の0～2歳児の8割以上が保育所や幼稚園などに通園せず家庭において保護者と過ごしているというデータからも、特にこの年齢層を対象とした子育て支援サービスの充実が求められています。

子育て支援に携わる関係機関及び大学などの専門機関との連携を図り、子育てに関するネットワーク化をさらに進めることが必要です。

利用者が真に求める情報やサービスに応えられるよう、情報の収集や提供の仕組みを工夫し、行政の縦割りを越えた窓口の一元化など総合的な対応が求められています。

【今後の展開方向】

1節 子育て家庭への支援制度の充実

生後2か月頃の乳児のいるすべての家庭を訪問して、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、育児支援などが必要な家庭に対しては適切なサービスに結びつけていきます。また、育児ストレスなど、精神的・肉体的な負担を軽減するため、一時預かり、育児支援家庭訪問事業などにより子育ての孤立化を防ぎます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
健やか赤ちゃん訪問事業 【重点】	生後2か月頃の乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。	訪問件数 1,173件	拡充	児童・母子支援G
育児支援家庭訪問事業	子どもを養育する上で特別な支援が必要な家庭に対して、家事や育児を支援するためにヘルパーや保健師等を派遣する。	派遣回数 630回	拡充	児童・母子支援G
一時預かり事業 【特定】	冠婚葬祭や一時的な就労、また保護者の入院やリフレッシュなど、保育所等で一時的に就学前児童を預かり保育する。	利用者数 9,735人	拡充	保育所事業G
子育て家庭ショートステイ事業 【特定】	保護者が病気や出産など、一時的に子どもの養育ができない事情が生じたときに、市が指定する児童養護施設等で宿泊を伴う預かりを行う。	指定施設 6か所 延利用日数 240人日	拡充	児童・母子支援G

2節 子育てについての相談体制の充実

多様な相談内容に対応するため、いつでも、どこでも気軽に相談できる体制を築きます。また、多様かつ複雑な相談にも対応できるよう、担当者の研修機会の充実や各相談担当者間との連携を強化し、適切な支援へとつなぐことができる体制の充実を図ります。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
子育て総合センターにおける子育て相談	電話、面談、Eメールなどで、乳幼児の子育てや幼児教育についての相談を子育て相談員などが行う。	相談件数 924件	継続	子育て総合センター
保育所における育児相談	0歳～就学前の子どもの保護者などを対象に、子育てに関する相談を公私立の保育所で受け付ける。	相談件数 895件	継続	保育所事業G
乳児健康相談 【重点】	乳児を対象に、身体計測及び保健師と栄養士による子どもの発達や育児、離乳食のすすめ等についての個別相談を行う。	相談延人数 5,506人	見直し・改善	保健サービス課

3節 子育て交流の場づくり

心身ともにゆとりを持って子育てができるように、子育ての仲間づくりや子どもの遊び場、また、相談や情報の提供も一体的に行う「地域子育て支援拠点事業」を中心に実施していきます。また、西宮市社会福祉協議会の支部・分区等が主体となって実施している「子育て地域サロン」等、地域団体やNPOなどが実施している各種活動との連携や支援についても検討していきます。

父親の育児参加の促進のため、父親も交流の場に参加しやすいよう、イベントや講座など、利用者のニーズに応じた事業の充実を図ります。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
地域子育て支援拠点事業(センター型・ひろば型) 【特定】 【重点】	主に乳幼児(0～2歳児)とその親が、気軽に集い交流する場を常設し、子育て関連の情報提供や相談、講座等を実施する。また、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能する。センター型においては、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に出向いた地域支援活動を実施する。 センター型：子育て総合センター ひろば型：児童館・児童センター及び大学等	センター型： 利用者数 51,229人 箇所数 1か所 ひろば型： 箇所数 2か所	拡充	子育て総合センター 子育て企画・育成G
保育所園庭開放	地域の親子が遊べるように、保育所の園庭を開放する。保育所入所児童とも遊びを通じてふれあうことにより、交流が深まり、気軽に集まることのできる遊び場づくりにもつながる。	実施箇所 公立・私立 36か所	継続	保育所事業G
父親の子育て参加の促進 【重点】	父親が育児に参加することにより母親の育児負担を軽減し、ゆとりを持って子育てができるよう父親が参加しやすいイベントや講座等の事業を実施する。	参加者数 1,823人	拡充	子育て総合センター

4節 子育て支援の総合調整の取り組み

各関係機関が実施している事業などの情報を共有し、必要な情報やサービスを子育て家庭に提供できるようなシステムづくりをめざします。また、関係機関の連携や問い合わせなどに対して総合的・一元的に対応できるような総合案内や総合調整（コーディネート）を行う体制づくりについて検討します。

さらに、子育て家庭、子育て仲間、地域と子育てに関係する行政部門をつなぐ子育てネットワークの構築に努めます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
情報誌「にしのみや子育てガイド」 【重点】	多岐にわたる子育て情報を一元化し、総合的な子育て情報誌を発行する。主に4か月児健診時で配布する。	ガイド 発行数 5,000冊	見直し・ 改善	子育て企画・ 育成G
子育てに関する情報の収集及び提供・発信 【重点】	子育て支援関係機関情報の収集と提供、インターネットによる情報の提供・発信を行う。月刊でイベントや講座の日程を記載した子育てカレンダーや子育て情報・各種講座の内容を掲載した「のびたんだより」を発行する。	のびたんだより発行部数 2,700部 HPアクセス数 162,410件	継続	子育て総合センター
総合コーディネート 【重点】	市民からの問い合わせや相談に対して、そのニーズに応じた適切な情報やサービスが効果的・効率的に提供できるよう、情報通信技術を活用した子育て情報発信機能を構築するなど総合的な体制づくりに努める。	コーディネート 件数 35件	拡充	子育て総合センター
子育て支援・子育て相談担当者ネットワーク 【重点】	子育て支援事業関係者による情報交換を行い、相互理解を深める。	担当者 交流会 2回	見直し・ 改善	子育て総合センター

2章 子どもを健やかに育む環境づくり

【社会状況と本市の取り組み】

核家族化や兄弟姉妹数の減少、地域コミュニティとの関係性の希薄化から家庭や地域の子育て力の低下が指摘されています。地域全体で育児不安や悩みを受け止め、育児負担を軽減し、孤独感や疎外感を和らげるような取り組みを進め、地域と家庭の温かい関係を築けるよう「いつでも」「だれでも」「気軽」に利用することのできる居場所づくりが求められています。

本市では、西宮市社会福祉協議会の支部・分区等が主体となって実施している「子育て地域サロン」との連携、児童館や公民館などを活用した事業展開など、身近な場所での居場所づくりに取り組んでいます。引き続き、家庭における子育て力を引き出し、子育ての喜びや楽しさを味わえるように地域全体でサポートしていくことが必要です。

また、本市では、児童館・児童センターでの地域交流事業や公民館の宮水ジュニア事業、そのほか野外活動事業など異年齢や地域との交流の場として、様々な事業を実施していますが、少子化や社会環境の変化等により、子どもたちの学校外でのつながりが減少しているため、異年齢の子どもと「群れて遊ぶ」ことで人間関係の築き方やルールを学ぶといった社会生活の基盤を培う体験の機会は少なくなってきています。

【課題】

各小学校や公民館などで子どもの居場所づくりを行い、多数の子どもたちが参加していますが、地域によって参加者数に差があるなどニーズの違いや児童増加に伴う余裕教室の不足など活動場所の確保が課題となっています。

地域のボランティア等と一緒に、地域の中で親子が自己責任のもと幅広い世代間の交流が持てる安心・安全な居場所づくりが求められています。

地域での活動を支えるボランティア養成など、人材の育成及び確保や安全性の確保が課題です。また、親育ちや子育て力を高めるためのボランティア等の研修の機会を充実させることが必要です。

自然などとのふれあい・体験活動は、子どもの健全育成に重要な要素となりますが、活動をリードしたり、サポートするコーディネーターの人材養成が課題です。

【今後の展開方向】

1節 子どもの遊び場・居場所づくり

乳幼児とその保護者には、安心・安全な居場所づくりとして「地域子育て支援拠点事業」を進めます。「みやっこキッズパーク」は屋外において、自由にのびのびと遊びながら、社会性や創造性を培い、仲間づくりができる貴重な遊び場であるため、恒久施設化をめざします。その他、いわゆるプレーパークなどの地域の遊び場の有効活用を検討します。

放課後や週末に小学生から中学生を対象に、公民館などの社会教育施設、学校施設などを活用し、体験学習活動である宮水ジュニア事業や放課後子ども教室推進事業のほか、親子の自由な遊び場として、毎土曜日の午前中、小学校の運動場を開放する子どもの遊び場開放事業などの充実に努めます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
児童館・児童センター 【重点】	地域における子育て支援の拠点として、在家庭の子育てを支援する講座やサロンなどを設け、相談業務にも取り組む。コーディネート機能を強化し、児童虐待やネグレクトなどの早期発見に取り組み、関係機関との連携を図る。また、児童のレクリエーションセンターとして、健全で楽しい遊び場を与え、育成を行う施設として運営する。	児童館数 8か所 利用者数 227,786人	拡充	子育て企画・育成G
子どもの遊び場 開放事業 【重点】	子どもや親子の自由な遊び場として、毎土曜日の午前中小学校の運動場を開放する。(ただし、夏季・冬季・春季休業日及び祝日並びに学校行事がある場合は除く)	利用者数 16.5人/日	継続	社会教育G
宮水ジュニア事業 【重点】	小学4年生から中学生までを対象とした文化的講座事業に取り組み、異年齢集団の中での仲間づくりや多様な体験学習の機会を提供する。講師には専門的な知識、技術を持った人をボランティアとして迎えるなど、地域の教育力を生かす。また、中学生等を対象にした発達段階に応じた講座の開設や障害のある子どももより参加しやすい講座を実施する。	講座数 44講座	拡充	中央公民館
放課後子ども教室 推進事業 【重点】	社会教育施設や学校施設を活用して、子どもたちの居場所(活動拠点)を整備するとともに、地域の教育力等を生かして様々な体験活動や地域住民との交流等を図る。	実施箇所 1か所 延利用者数 20人/日	拡充	社会教育G
公園等の整備の 推進 【重点】	「緑の基本計画(平成14年10月)」に基づいて公園緑地を整備するとともに、子どもの安全・安心に配慮しつつ、のびのびとした遊びを通して、子どもが好奇心を持てる公園づくりをめざす。	都市公園 整備数 6か所 (計428か所)	拡充	公園緑地G
みやっこキッズパ ーク 【重点】	子育て総合センターの屋外施設として設置。自然の中で、自由に遊びながら創造性を培い、仲間づくりができるよう多様な活動ができる場を提供する。自分の責任で遊ぶことを原則とする。	利用者数 25,802人	拡充	子育て総合センター

2節 地域との協働で進める子育て支援の推進

地域子育て支援拠点事業と地域ボランティアなどとの連携を図りながら、子育てサークルやボランティア・NPOなどの活動を支援し、ボランティアの養成や人材育成に取り組みます。また、地域と子どもの世代間交流の場をつくり、地域の子育て力、教育力の向上をめざします。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
「子育て地域サロン」への補助事業 【重点】	公共施設等を利用し、地域のボランティアが主体的に実施している地域における子育てのサロンに対して運営補助や研修などを行い、地域のコミュニティづくりを進め、地域の活性化を図る。	開催箇所 33か所 利用者数 25,950人	継続	子育て総合センター
児童委員・主任児童委員の活動(子育て支援事業)	児童委員及び主任児童委員が地域において子どもに関する相談や支援を実施する。	相談・支援 延件数 2,711件	継続	高齢福祉G
地区青少年愛護協議会の活動	各小学校区を単位として地域の青少年育成団体等で結成された地区青愛協が、地域を拠点に異年齢・異世代交流や体験を通じた健全育成のための事業や、子どもたちを見守る活動を行う。	設立数 38地区	継続	青少年育成G
子育てサークル支援事業 【重点】	子育てサークルなどの自主的な活動団体に対し、その立ち上げ支援や情報提供、人材育成などの支援を行う。	登録数 23グループ 利用回数 259回	拡充	子育て総合センター

3節 ふれあい・体験等を通じた育成活動の推進

子どもの社会性や自主性を育むため、野外活動事業の展開や文化事業活動への支援、異年齢・異世代間交流の機会の充実、体験型の活動機会の充実をめざします。さらに、事業内容の充実や施設の活用などにより、市民が自主的に活動できるような支援やボランティアの養成などに努めます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
にしのみやキッズ・アウトドア教室	異年齢による集団生活を通して、規律、共同、奉仕の精神を培い、野外活動の体験を深めて、ジュニアリーダーとしての素質を養うため、小学4年生から中学3年生を対象として実施する。	実施回数 8回	継続	青少年育成 G
野外活動リーダー養成講座	野外活動の指導員をめざす青少年が今後リーダーとして活動するにあたって、基礎的な知識や技術を習得するために講義や実習を実施する。	新規登録者数 8人	見直し・改善	青少年育成 G
青少年育成支援事業	青年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会等が行う、次世代育成を通じて地域の貢献や活性化に寄与する、青少年を対象とした青少年育成事業を支援する。	(H21年度 新規事業)	継続	青少年育成 G
こども野外活動体験事業	子どもたちが小さい頃から自立や生きる力を育み、社会の中で必要になる規律や協調性を身につけることができるように、小学校3年生以下の子どもたちに、家庭を離れてキャンプ等の野外活動や異年齢による集団活動を体験させる事業を実施する。	(H21年度 新規事業)	継続	青少年育成 G
0歳からのコンサート	クラシックの名曲から子どもが大好きなリズムカルな曲まで、親子で音楽を楽しんでもらうため、0歳児から入場できるコンサートを開催する。	参加人数 538人	継続	文化振興 G

3章 経済的な支援の充実

【社会状況と本市の取り組み】

子どもを生み育てることに対する負担感としては様々なものがありますが、経済状況が厳しい中、出産、育児、教育、医療等、子育てにかかる費用が家計を圧迫するなど、経済的な負担が少子化の一因ともいわれています。ニーズ調査においても、児童手当や医療助成などの経済的な支援の取り組みを望む声が多くなっています。

子育てにおける経済的な負担の軽減については、例えば「乳幼児等医療費助成」の対象年齢の拡大など各自治体による独自の助成事業を通じた負担の軽減・無料化等が図られています。しかし、その自治体の財政規模等に制度内容が左右されるなど、少子化対策の観点からは全国一律の支援制度による負担の軽減を図る必要があると考えられ、合計特殊出生率が日本より高い欧州の主要国と比較すると、まだまだ遅れているといわれています。

こうした状況の中、わが国でも、児童手当の乳児加算や支給対象年齢の拡大、子育て応援特別手当など、経済支援に取り組んできました。また、平成22年度においては、「子ども手当」を創設し、子育てにおける経済的な負担を社会全体で担うという観点から、新たな制度設計をめざす動きも出てきています。

【課題】

経済的な理由により、子どもが不利益を受けないよう医療助成や各種奨学金等の充実が必要です。

自治体独自の助成制度は、その自治体の財政規模や経済状況等に左右されるため、地域格差が生じる場合があります。

【今後の展開方向】

国・県との役割分担を明確にした上で、制度の動向を踏まえ、子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。また国や県に対して引き続き、経済的な支援制度などの拡充を要望していきます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
児童手当 (子ども手当)	小学校6学年修了前までの児童を養育している人に現金を支給する。平成22年度は、「子ども手当」として、所得制限を設けず、支給対象を中学校3年生まで拡大し、支給額も年齢に関係なく月額13,000円に統一される予定。	受給者数 27,073人	拡充	児童・母子支援G
乳幼児等医療費助成	中学3年生までの乳幼児等の医療費のうち、健康保険適用分の一部負担金を助成する。小学4年生から中学3年生については、入院費のみの助成であったが、平成22年度からは外来医療費も助成する。	受給者数 35,066人	拡充	医療年金G
小・中学校就学奨励助成	市立小・中学校に在学している児童生徒の保護者で、経済的に困窮している人に奨励金を支給する。	認定者 小学4,477人 中学2,182人	継続	学事・学校改革G

基本目標2：母と子の健康を支えるまちづくり

1章 子どもや母親の健康の確保

【社会状況と本市の取り組み】

少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加、生活様式の多様化等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、本市では、子育て世帯の転入が多く、育児や母子の健康に不安を感じている保護者の増加がみられます。

本市では、これらの課題に対応するため、母子保健対策を推進しており、乳幼児健康診査では、疾患や発達障害の早期発見だけでなく、保護者の育児不安の軽減、虐待予防の機会として活用しています。また、健康教育、健康相談では、妊娠期から乳幼児期にかけてのライフステージに応じた子育て支援を実施しています。

【課題】

乳幼児健康診査については、子どもだけでなく保護者の状況も相談できる育児支援の場や今後の支援への窓口となっていますが、未受診の場合は支援が行き届かなくなることがあるため、受診率の維持向上を図るとともに、未受診家庭の全数把握が必要です。

健診や保健師活動を通じて継続的に支援が必要と思われる家庭に対し、その状況に応じた相談支援体制の充実が必要です。

子育てに関する相談は、社会環境の変化等によりさらに多様化・複雑化し、専門性が求められるものも増加していますが、適切な相談の場が必要な人に周知されているとはいえず、状況に応じた相談ができる場の普及・啓発が必要です。

【今後の展開方向】

1節 安心して妊娠・出産ができる環境づくり

妊娠中の支援として、母子健康手帳交付時等の面接の機会に情報提供や保健指導を行い、妊娠早期からの支援体制の充実を図ります。また出産後、早期に育児不安が生じやすいことを踏まえて、各種相談事業、訪問指導を充実させていきます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
特定不妊治療費助成事業 【重点】	次世代育成支援の一環として、体外受精及び顕微授精(特定不妊治療)を受けた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、治療費助成事業を実施する。	助成件数 373件	継続	健康増進課
妊婦健診費助成事業 【重点】	妊婦が安心して出産を迎えられるよう、健診費用の内、国の妊婦健康診査公費負担拡充の方針を踏まえ、平成21年4月より14回分70,000円に助成を拡充し、健診費用の負担軽減を図る。	申請者 5,441人	継続	保健サービス課

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
出産育児一時金	国民健康保険の加入者が出産した際に、その出産費用の一部を支給する制度。平成21年10月より38万円から42万円に拡充。	受給者数 518人	継続	国民健康保険 G
マザークラス (母親学級) 【重点】	妊娠中期の初妊婦を対象とした講座で、仲間づくりをめざしたグループワークも実施する。山口・塩瀬地区では妊婦を対象に実施。	参加者 523人	拡充	保健サービス課
育児セミナー (両親学級) 【重点】	初妊婦とその配偶者を対象に、西宮市の子育て支援サービスの紹介や父親の育児参加についての講演、赤ちゃんの抱き方、沐浴の仕方、ビデオ上映などを行う。	参加者率 36.7%	見直し・改善	保健サービス課

2節 育児不安の解消や子どもと母親の健康確保

子育てに悩む親や孤立する親の増加、虐待などの現状を踏まえ、自信とゆとりを持ち安心して子育てができるよう、鳴尾地区に保健福祉センターを新たに整備して、訪問指導や健康相談の充実に努めるとともに、健康教育など、集団の場での仲間づくりを図り、育児不安の軽減に努めます。さらに、10か月児アンケート健康診査の充実に努めるとともに、乳幼児期の母親や子どもに対して、健やかな成長発達が促せるような育児支援事業を検討します。

また、予防接種の接種率を向上させるために、法定予防接種の接種台帳システムを活用し未接種者への個別通知を行います。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
保健福祉センターの設置・運営 【重点】	地域保健法に基づき、地域住民の身近な場所で健康診査や保健指導、健康相談など各種保健サービスを提供する。	設置 箇所数 2か所	拡充	保健サービス課
乳幼児健康診査 【重点】	精神面、身体面あるいは神経学的発達の節目となる4か月、1歳6か月、3歳児を対象に、疾病や発達の遅れ、視聴覚の異常などを早期に発見するため総合的な診査を行うとともに、育児・栄養・むし歯予防などの相談、助言を行う。	受診率 4か月:96.1% 1歳6か月:95.1% 3歳:91.7%	拡充	保健サービス課
訪問指導(新生児・乳幼児対象) 【重点】	新生児、乳幼児等を対象に地区保健師が家庭訪問し、子育て等について助言や相談を行う。	訪問件数 1,409件 (乳幼児等)	見直し・改善	保健サービス課
育児発達相談 【重点】	乳幼児健康診査において、精神発達に経過観察を要する概ね1歳6か月から就学前までの幼児や、育児不安や養育上に課題のある保護者に対して心理相談員や保健師等が個別もしくは集団で相談・助言を行う。	相談人数 (個別)488人 (集団)656組	拡充	保健サービス課
定期予防接種事業 【重点】	予防接種法に基づき定期の予防接種を行う。	接種人数 54,599人	継続	保健サービス課

2章 食育の推進

【社会状況と本市の取り組み】

社会状況の変化に伴い、ライフスタイルや価値観が多様化し、多様な食生活を選択できるようになった一方で、従来、家庭や地域の中で受け継がれてきた食に関する知識や技術、理解、意識、感謝の念、文化・伝統の継承などが希薄になりつつあります。

孤食や個食、心を豊かにする家族や仲間とのコミュニケーションの場としての食事機会の減少、地域の気候風土と結びついた伝統的食文化の喪失、氾濫する食に関する情報の適切な選別や活用の困難、栄養の偏りや食習慣の乱れによる肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身など健全な食生活が失われつつあります。

このような状況の下、国は、国民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることをめざして、平成17年6月に「食育基本法」を制定し、食育を国民運動として推進するため「食育推進基本計画（平成18年3月）」を策定しました。本市においても「西宮市食育推進計画（平成22年3月）」を策定し、食育を総合的、効果的に推進していきます。

【課題】

「西宮市食育推進計画」に基づき、庁内外の関係機関と連携し、市民一人ひとりが健全な食生活の知識、技術を身につけ、実践し、次世代へ伝えていく子どもを育てるための取り組みが必要です。

【今後の展開方向】

1節 食生活に関する学習機会や情報の提供

広く市民に対し、各種健診や教室・講座等を通じて、望ましい食生活についての情報提供を行います。また、食育をテーマにしたイベントを実施し、健全な食生活の普及に努めます。

また、学校における食育推進体制・組織の整備及び食育推進計画の策定率は80%であり、今後、食に関する指導の充実を図るために、すべての学校での食育推進計画の策定及び推進に取り組めます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
離乳食講座 幼児食講座 家族でつくる離乳食講座 アレルギー幼児食講座 アレルギー幼児食講座【重点】	栄養士による、離乳食・幼児食・アレルギー食についての講義と試食、調理実習を行う。	開催回数 20回 参加組数 501組	拡充	保健サービス課

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
食に関する指導計画の策定 【重点】	学校教育における食育推進状況の充実を図るために、すべての学校において計画的、継続的な食に関する指導を実践していくための食育推進体制・組織の整備、食に関する指導の全体計画・年間指導計画の策定を推進していく。	小学校 策定率 80%	拡充	学校保健 G
食育に関するイベントの開催 【重点】	食育を推進する関係機関・団体等と連携し、イベントを開催することにより、家庭における食育の重要性の啓発と食育活動への積極的な参加を促す。	-	新規 実施	健康増進課
食育の情報提供 【重点】	市政ニュースやリーフレットを通じて、また保健所ホームページに食育に関するコーナーを設けるなど、健全な食生活について広く市民に情報提供する。	実施	拡充	健康増進課

2節 子どもによる食事づくり等の体験学習の提供

子どもをはじめ市民が正しい食習慣、食への感謝の心、環境に配慮した食生活の実践、伝統的な食文化の理解ができるよう、地域での食育教室や料理教室等の調理体験の機会を提供します。また、食品関連企業や大学等と連携し、食育をテーマとした各種イベント等を実施します。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
保育所における食育クッキング 【重点】	保育所で栽培した野菜や果物などの食材を使用し、調理体験、試食を行う。	実施箇所 43 箇所	継続	保育所事業 G
幼稚園における食育の取り組み 【重点】	公立幼稚園で栽培した野菜や果物などの食材を使用し、試食を行う。	実施箇所 21 園	継続	学校教育 G
学校における食農体験の取り組み 【重点】	小学校の生活科を通して、校庭で栽培した野菜を収穫し、調理実習を体験する。また校庭を改良したり、地域の水田を利用して米作り体験を一部学校において実施する。	実施校 42 校	継続	学校教育 G
食育活動を進める地区組織の育成及び活動支援	地域において「食」に関する様々な活動に取り組んでいる食生活改善推進員や地域活動栄養士を育成し、市内各地での食育教室の実施等食育活動を支援する。	体験教室 実施回数 16 回 参加人数 523 人	継続	健康増進課

3章 思春期保健対策の充実

【社会状況と本市の取り組み】

社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもたちの心身の健康に大きく影響を与え、喫煙、飲酒、薬物乱用や性の問題など多様化・深刻化しています。幼い頃より自尊感情や他者を思いやる気持ち、健康を守る力を養う必要があります。

また、これら問題の多くは心の健康と深く関連しています。そのため、子どものメンタルヘルスへの対応は、その背景にある要因の正しい理解、子どもが抱える課題やサインの早期発見、適切な関わりなどが重要で、心の問題の予防にも繋がることから、子どものメンタルヘルスの理解と対応が、教育現場における重要な課題となっています。

本市の各学校園においても、不適応傾向が見られる児童生徒が増えており、試行錯誤を重ねながら支援や対応に取り組んでいます。

【課題】

思春期における保健対策は子どもの健やかな成長を促す上で必要です。そのため、喫煙や薬物、アルコール、性に関する教育など、発達段階に応じた体系だったプログラムの確立と提供が課題です。また一方で、子どもへのメンタルヘルスについても、若い教職員が増える中、対応方法等を見直すことが必要です。

教職員の世代交代が進む中で、メンタルヘルスの知識を得るだけでなく、ベテランの経験も生かしながら子どもを見る目を養い、組織全体で子どもに向き合っていく体制づくりが課題です。

【今後の展開方向】

性に関する健康教育については、ライフステージに応じたプログラムの体系化を図ります。また、喫煙や薬物等については、関係機関と連携し、教育指導に取り組みます。子どものメンタルヘルスについては、学校精神保健において、子どもたちの心身の健康を育み、適切な対応が図られるよう、新たなコンサルタントの確保と、教職員の資質の向上に努めます。また、学校精神保健の研修の中で、子どもの発達やメンタルヘルスの理解に焦点をあてた内容と、集団における心の教育や人間関係づくりのスキルを学ばせる指導など、各学校園で具体的に活用できるような内容の充実を図ります。

さらに、出前講座を活用し、教育機関において児童生徒・保護者・教員を対象に子どもの年齢や学習指導要領に応じた思春期性教育・喫煙防止教育・飲酒防止教育・薬物乱用防止教育を展開していきます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
出前健康講座「喫煙防止教育」	医師・保健師がタバコの依存症や害等について説明し、喫煙防止教育を行う。	講座回数 2回 参加人数 613人	継続	健康増進課
性教育指導の指針作成	関係部局で意見交換し、性教育指導の指針を作成する。	庁内 連絡会議 3回	見直し・ 改善	学校教育 G
学校精神保健事業	複雑・多様化する子どもの心の健康問題やケアを必要とする子どもに対し、教員が適切な指導・援助ができるよう、専門家からアドバイスを受けるコンサルテーションを全学校園で実施する。	開催回数 96回	継続	学校保健 G
思春期保健事業	思春期の子どもやその保護者等を対象に、生理・心理・社会の各側面から思春期保健に関する知識の普及を行い、健康的で豊かな人間性を持った男女を育成できるよう指導を行う。	開催回数 3回 参加人数 190人	見直し・ 改善	健康増進課

4章 小児医療の充実

【社会状況と本市の取り組み】

近年、小児科医の不足や、小児救急医療体制が整備されていないなど、社会問題として新聞やテレビで大きく取り上げられています。子育て中の親にとって、大きな心配事の一つは子どもの病気やけがです。小児科医の需要が増しているのは、少ない子どもをより大切に育てたいという傾向が強まり、核家族化のもとで親の育児不安が増えたことによるといわれています。一方で、医療訴訟による裁判件数の増加や少子化に伴う経営不安などから小児科医のなり手が不足しており、その結果、小児科医の過労を招くなど、地域の夜間小児救急医療体制を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

本市の救急医療は、安定した小児医療体制を確保するため、電話相談事業、第1次救急（在宅当番医制、西宮市応急診療所）、第2次救急（小児科救急対応病院群輪番制）、第3次救急（阪神地区救命救急センター）を通して重症度に対応する医療機関を休日・夜間365日設けて実施しています。

【課題】

救急医療を含め、安定した小児医療体制を確保していくことが課題です。

軽症患者による救急医療の要請など、医療現場における過度の負担を軽減していくことが課題となっています。

【今後の展開方向】

小児医療体制を確保するため、医療従事者の職場環境の改善を図るとともに、第1次救急・第2次救急・第3次救急それぞれの重症度に応じた患者を搬送できるよう各体制を強化し、円滑な連携を図れるように努めます。

また、電話相談事業の認識を広めることにより軽症な患者による救急車の要請や救急病院の患者数の減少を図ります。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
小児救急医療相談	小児患者の症状に不安のある保護者からの相談に対し、看護師等による対応方法等の助言及び適切な受診医療機関の紹介などを行う電話相談体制を、阪神南圏域(西宮市・尼崎市・芦屋市)の連携で整備する。	相談件数 1,328件	継続	保健サービス課
西宮市応急診療所	内科・小児科を開設し、すべての日の夜間の準夜帯と日曜・祝日・年末年始の昼間、土曜の午後に診療を行う。	受診者数 16,550人	継続	保健サービス課
第2次救急医療小児科病院輪番制の整備	兵庫県及び阪神南圏域の尼崎市・芦屋市と連携し、阪神南圏域における第1次救急機関からの小児科患者転送を受け入れる第2次救急医療機関の小児科病院群輪番制事業を実施し、休日・夜間の小児救急患者を受け入れる医療機関の確保を図る。	受診者数 2,078人	継続	保健サービス課

基本目標3：子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

1章 保育サービスの充実

【社会状況と本市の取り組み】

女性の就労率の上昇や就労形態の多様化、また、長期にわたる景気の低迷等から、保育需要は増大し、本市の保育所の待機児童はさらに増加する傾向にあります。本市では、認可保育所の新設や定員の弾力化、また、家庭保育所・保育ルームの新設などにより受け入れ枠の拡大を図ってきましたが、今後も、社会情勢と相まって女性の就労意欲はますます高まることが予想され、安心して子育てと仕事が両立できる社会をめざすためには、多様なニーズに応じた保育サービスを提供できる環境の整備が必要となります。

また、日曜や祝日の勤務や長時間勤務に従事することが多い就労者も増えていることから、休日保育、延長保育などの特別保育事業やその他の多様な保育サービスの充実を図る必要があります。一方、サービスの量的確保とともに、保育施設には、子どもを安心して預けられる施設であることが求められています。平成20年3月には、保育指針が8年ぶりに改定され、各保育所では、新たな保育指針の運用を開始しています。さらに、保育サービスの質の向上をめざして、第三者サービス評価の導入や保育士の資質向上のため保育士の研修なども行っています。また、ハード面の改善を図るため、順次、耐震診断や施設改修、バリアフリー化など施設環境の改善に取り組んでいます。

留守家庭児童育成センター（学童保育）については、本市ではこれまで、積極的に施設の整備を行うなど定員の拡大に努めてきましたが、一部の校区において児童数の急増により、受け入れ枠を上回る利用申込みがある状況です。また、保育所と留守家庭児童育成センターの開所時間の違いに対応するため、平成22年4月からは全ての留守家庭児童育成センターにおいて、利用時間の延長や夏休みなど長期休業中等の開始時間の繰上げを実施する予定です。さらに、障害児の受け入れについては、平成21年度には小学6年生まで拡大しました。

【課題】

保育所数等は毎年、増加しているものの、保育需要の伸びによる待機児童の増加は顕著であり、待機児童解消は重要な課題です。

就労形態の多様化により、休日保育、延長保育などの特別保育事業の充実が必要です。また、病児保育、休日保育については未実施の事業であり、受託施設の確保が課題です。

多様化する保育ニーズへの対応に向けた職員の確保と資質向上、ハード面では、施設の建替えや耐震化、バリアフリー化などの施設環境の改善が課題となっています。

留守家庭児童育成センター（学童保育）においては、施設の老朽化や小学校高学年の障害児受け入れに伴うバリアフリー化など、増加するニーズへの対応が必要です。また、保育内容や職員の資質向上などへの対応が求められています。

【今後の展開方向】

1節 保育所の待機児童解消

待機児童の解消を図るため、認可保育所の新設及び待機児童の多い年齢層である低年齢児（0～2歳児）を対象とした保育ルームなどを整備します。また、年齢や地域性を考慮して、低年齢児専用の保育所や賃貸物件による保育所の整備を進めるとともに、認可保育所や幼稚園、認可外保育施設など多様な保育サービスから保護者が選択できる仕組みを含め、既存の枠にとらわれない新たな待機児童解消対策への取り組みを検討していきます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
認可保育所の整備 【特定】【重点】	保育所の待機児童解消のため、新設整備を進め、定員増を行う。	定員60人増 (計4,250人)	拡充	子育て企画・育成G
家庭保育所・保育ルーム 【重点】	家庭的な雰囲気の中で、昼間家庭で保育することができない低年齢児(0～2歳児)の保育を行う。	箇所数 11か所	拡充	保育所事業G
新たな待機児童対策への取り組み 【重点】	年齢や地域バランスを考慮した低年齢児(0～2歳児)専用の保育所や賃貸物件による保育所の整備など、特に低年齢児の需要に対する取り組みについて、ニーズに応じた柔軟な待機児童対策に取り組む。	-	新規実施	子育て企画・育成G

2節 多様な保育サービスの充実

多様化する保育ニーズへの対応を図るため、引き続き延長保育を実施するとともに、病後児保育から病児保育への転換を図り、また、新たに休日保育の実施をめざします。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
延長保育 【特定】【重点】	保護者の就労形態の多様化に対応し、保育時間の延長を必要とする児童に対する保育を行う。	実施箇所 45か所	拡充	保育所事業G
休日保育 【特定】【重点】	日曜・祝日等の勤務等により、児童に保育が欠ける場合の保育需要に対応する。	-	新規実施	保育所事業G
病児・病後児保育 【特定】【重点】	病気などで集団での保育が困難な小学校3年生までの児童を、家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関等に付設した施設で一時的に預かる。	定員 2名	拡充	保育所事業G
にしのみやしファミリー・サポート・センター事業 【特定】【重点】	地域の中で、子どもを預け、預かりあう事業。「提供会員(預かる)」と「依頼会員(預ける)」がそれぞれ会員登録をして、お互いが助け合いながら、地域での援助活動を行う会員制の事業。	会員数 2,870人 活動件数 7,932件	拡充	子育て総合センター
認定こども園 【重点】	幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもを保護者の就労の有無に関わらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う施設で、県知事が認定する施設。	-	新規実施	子育て企画・育成G 学事・学校改革G

3節 保育サービスの質の向上

職員の研修について内容等を再検討し、よりよい保育の実現をめざします。また、第三者サービス評価については、より効果的・効率的な実施方法を検討し、その内容を踏まえ、保育環境の改善等を図ります。

施設の建替えや耐震化、バリアフリー化に計画的に取り組み、老朽化等に対応した環境改善を行います。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
保育所職員の資質の向上 【重点】	公立・民間共通で、各種職員研修を行う。また、保育リスクマネジメントを実施し、安全教育の徹底を図る。	研修実施回数 12回	拡充	保育所事業 G
保育所の第三者サービス評価事業 【重点】	保育サービスの質の向上を図るため、公正・中立な第三者が、専門的客観的な立場から評価する仕組みを導入する。	実施箇所 22か所	見直し・改善	保育所事業 G
苦情解決制度の充実 【重点】	児童福祉施設における苦情解決の仕組みを充実し、中立的な立場で苦情解決を支援する第三者委員を設置し、保育サービスの質の向上を図る。	第三者委員設置箇所数 48か所	拡充	保育所事業 G
保育所の施設整備の促進 【重点】	保育所は、開設後25～30年以上経過した施設が多く、老朽化が進んでいるため、計画的な改修及び防犯設備等の整備に取り組む。	5か所 (中長期改修計画)	拡充	保育所事業 G

4節 留守家庭児童育成センターの充実

利用時間の延長や夏休みなど長期休業中等の開始時間の繰上げ、施設の老朽化や小学生高学年の障害児受け入れ等に伴う環境整備を計画的に進めるとともに、保育内容の充実や職員の資質向上などをめざします。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
留守家庭児童育成センター待機児童の解消 【特定】	留守家庭児童育成センターの待機児童等を解消するため、施設の新・増築等を行う。	定員60人増 (計2,860人)	拡充	子育て企画・育成 G
留守家庭児童育成センター利用時間の延長	留守家庭児童育成センターの開所時間(開始・終了)の延長に向けた取り組みを進める。	延長実施 4校区	拡充	子育て企画・育成 G
留守家庭児童育成センター環境整備事業	施設の老朽化や障害児受け入れに伴うバリアフリー化に対応するため、環境整備を行う。	-	新規実施	子育て企画・育成 G

2章 仕事と生活の調和の実現

【社会状況と本市の取り組み】

個人の生き方や価値観の多様化など、男女を取り巻く環境が変化する中、人権を尊重し、性別にかかわらず個性や能力を發揮し、多様な働き方が実現できる環境づくりが求められています。一方で、正規雇用ではあるものの、過重な長時間労働を強いられたり、勤務時間が柔軟な雇用関係であっても、不安定な雇用と低賃金といった雇用の二極化が問題となっています。子育てなどで、様々な時間的制約を持つ人が、安定した雇用の上に、仕事と家庭のバランスがとれた多様な働き方を選択できるよう、いわゆるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進のため、事業主に対して働きかけるとともに社会全体の意識改革が必要です。また、結婚や出産、育児に際して、希望に応じた就労継続、あるいは就労中断後における再就職支援や若年者への就労支援など、子育てと仕事の両立ができる環境を整えることが求められています。

本市では、西宮市勤労福祉審議会の答申(平成20年7月)を受け、「西宮市勤労者福祉推進計画(平成22年3月)」を策定しています。その中で、推進すべき施策の一つとして「ワーク・ライフ・バランス」が取り上げられており、今後、同計画に基づいて、その具体的施策について取り組んでいきます。

【課題】

多様な働き方や生き方を実現できる環境づくりを進めるため、育児・介護休業制度の普及・啓発や、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進に向けた支援・啓発などを進めていくことが課題です。

有配偶率が低い要因の一つともいわれている失業や非正規などの不安定な雇用で働く若年者や、結婚や出産、育児により職を離れた女性等に対する就労支援が求められています。

【今後の展開方向】

1節 働きやすい環境づくりの推進

男性の育児参加の促進や多様な働き方の実現のため、育児・介護休業制度の普及・啓発や、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を促進するため、その普及に向けた支援等を進めます。また、ワーク・ライフ・バランスに関する政・労・使の三者合意に向けて取り組んでいきます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
事業主に対する 広報啓発 【重点】	育児休暇等の取得、子育て期間中の短時間勤務等の企業風土や職場環境の整備推進への呼びかけや講演会等によりワーク・ライフ・バランスを促進するため広報啓発を図る。	講演会 実施回数 1回	拡充	勤労福祉課

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
事業主に対する 情報提供 【重点】	「労政にしのみや」等により、安心して子育てや介護ができる環境整備を促進するための助成金等に関する情報や関係法令等の情報提供を行う。	「労政にしのみや」発行部数 3,000部	拡充	勤労福祉課
仕事と子育て両立への意識啓発 【重点】	家庭や職場での男女の固定的な役割分担意識解消のための啓発・学習事業を実施する(受講中の託児実施)。男性対象に、地域活動・家庭生活等への参画支援のための各種講座を開催する。	男性向け講座回数 3回	継続	男女共同参画推進課

2節 子育て世代等への就労支援

若年者や出産などで離職した女性等について、就職活動に必要なスキルアップを行うためのキャリア形成・相談事業や講習会を開催するなどの支援を進めていきます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
若年労働者キャリア形成支援・相談事業	職場での悩み、将来の職業設計、その他就職に関する悩みについて専門のカウンセラーが相談を受ける。	相談件数 49件	継続	勤労福祉課
労働相談	勤労福祉課で実施する労働相談において、国・県等の関係機関との連携を図る。	相談件数 235件	拡充	勤労福祉課
スキルアップ事業	勤労者講習会により、就職活動に有効なスキルアップをめざす。パソコン講習会、簿記講習会、ITパスポート試験講習会等を開催する。	受講者数 133人	継続	勤労福祉課
チャレンジ相談	就業中断後の女性の自立を支援するため、再チャレンジに向けた相談を実施する。	カウンセリング件数 7件	継続	男女共同参画推進課

基本目標4：教育環境の充実と健全育成のまちづくり

1章 次代の親の育成

【社会状況と本市の取り組み】

地域との関わりの希薄化や核家族化などにより子育て家庭に育児負担が集中する中、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義について、各分野が連携し、教育、広報、啓発等の効果的な取り組みを推進することが求められています。特に、中学生、高校生など、次代の親となる世代が、家庭を持ち、子どもを生き育てることの意義を理解し、自然に子どもや家庭の大切さが理解できるような取り組みが必要です。

本市では、保育所や子育て総合センターなどで、中学生、高校生等を受け入れ、乳幼児とのふれあい体験を実施しています。また、市立高等学校では、家庭科の授業の中で、児童文化研究や保育実習を学校設定科目として履修させており、乳幼児の発達の特徴や、生活、遊びなどを通して、子どもの健全な成長や児童文化の充実を図る能力と態度を育成しています。

【課題】

乳幼児とのふれあい体験については、より多くの中学生、高校生などが乳幼児とふれあう体験ができるよう、学校と保育所、幼稚園、児童館など関係機関との連携が必要です。

【今後の展開方向】

次世代の親となる中学生、高校生等が乳幼児や妊産婦との異年齢・異世代のふれあい交流を通じて、乳幼児への接し方、遊び方、また、生命の神秘さや尊さなどを学ぶとともに、将来の子育て力を高める機会を提供していきます。

また、地域社会とのつながりをより密にし、子どもたちが、将来にわたって、望ましい勤労観や夢が持てるよう、カリキュラム等の工夫を行います。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
ふれあい体験事業 【重点】	中学・高校・大学生を対象とした一般公募や学校課外学習の受け入れを通して、乳幼児と関わる機会を設ける。	参加者数 69人	継続	子育て総合センター
ふれあい育児体験 【重点】	中学生・高校生が保育所の子どもとふれあい体験を行う。	実施箇所 4か所	継続	保育所事業G
児童館における異年齢交流事業 【重点】	児童館を活用して、小学生から大学生までの幅広い年齢層の児童等と乳幼児や妊産婦とのふれあい、異年齢交流の場を提供する。	-	新規実施	子育て企画・育成G

2章 子どもの生きる力の育成

【社会状況と本市の取り組み】

近年の高度情報化社会の進展に伴うグローバル化、絶えざる技術革新など、めまぐるしく変化する社会経済状況の中で、様々な課題解決や未然の対処が必要となっており、子どもの頃から一人ひとりの「生きる力」を育む教育の重要性が増しています。「生きる力」を構成する「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」については、就学前から子どものライフステージを通じて、学校、家庭、地域が協力し、様々な学習や体験、人々との交流を通じて育てていくことが求められています。

本市では、学校教育において、子どもの健全な心身の発達の基礎となる食教育を推進するとともに、様々な体験を通じて「生きる力」を育むため、全市立小学校5年生において自然学校を、そして全市立中学校2年生が自分なりの生き方を見つけることができるよう職場体験活動などを行う「トライやる・ウィーク」を実施しています。一方、幼児教育においては、公私が連携して入園を希望するすべての幼児の受け入れと幼稚園教育の充実に努めています。

また、近年、社会におけるノーマライゼーションの理念の浸透等により、障害の概念や範囲も変化しています。障害のある児童一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を実施しています。

【課題】

学力向上に向け「学校サポートにしのみや」の活動を充実していくことが必要です。

「西宮市人権教育・啓発に関する基本計画（平成21年4月）」に基づき、学校園においては、全教育活動を通して、一人ひとりの自尊感情を育て、子ども同士の豊かなつながりを広げていくことが必要です。また、生涯にわたって主体的に健康で安全な生活を実践する力を養うために、学校保健委員会の活性化が必要です。

学校評価の実施と公表が定着してきましたが、今後さらに学校ホームページ等を活用するなどして、より広く公表することが必要です。また、教育連携協議会の設置により学校、家庭、地域と連携し「共に育てる」という共通理解と意識を高めていくことが必要です。

共同住宅の開発が相次ぎ、市内の多くの学校区で教室不足が生じており、対応策としての仮設校舎の設置で運動場が狭くなる等、教育環境の悪化が懸念されています。また、施設・設備においては、老朽化している学校が多く、エレベーターの設置等による施設のバリアフリー化、児童生徒・地域住民の安全・安心を確保するため、校舎・体育館の耐震補強工事が必要です。

保育を必要とする市民に対して、著しい公私間格差のない質の高い保育が提供できるよう、限られた経営資源を最大限に活用し、幼稚園教育の振興を図ることが課題となっています。

【課題】

すべての教職員が特別支援教育の理念を十分に理解し、「校内委員会」などを中心に、実践と評価を行っていく校内体制を構築することが課題となります。また、適切な教育的支援及び指導が受けられるよう、医師や臨床心理士、学校教諭などで構成される「西宮専門家チーム」による支援や教員研修の機会を提供していくことが必要です。さらに特別支援教育グループが関係機関と連携を図り、ライフステージを見通した指導や支援を行える体制整備を構築することが必要です。

【今後の展開方向】

1節 確かな学力の向上

「学校サポートにしのみや」がより効果的に機能し、学力の向上につながるよう支援体制のあり方及び運営経費について検討していきます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
学校サポートにしのみや 「いずみ」 「ねっこ」 「ささえ」 「みがき」 【重点】	「いずみ」…調べ学習や、地域学習に役立つ情報を蓄積し、子どもや教師が自由に活用できる仕組みの構築。授業用教材や補充教材を中心にデータベース化する。 「ねっこ」…基礎・基本の定着のため、反復練習を中心にしたワークシートの作成。 「ささえ」…地域の人の専門的な知識や技術・経験を学校の教育活動に生かすための支援を実施。 「みがき」…指導力の向上のため、研究推進をサポートする事業。	実施率 100% ささえ登録者数 8,726人	拡充	学校教育 G
チャレンジサポーター事業	小・中・養護学校の放課後の時間などを活用して、個別の学習支援、漢字・計算認定に関わる支援、児童生徒の学習相談等を行う。	配置時間 6,540時間	見直し・改善	学校教育 G
地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業 【重点】	公立中学校2年生全員が1週間、指導ボランティアとともに、2～6名程度の班単位で職場体験活動・文化活動・ボランティア活動など様々な体験活動を行う。	実施校数 中学 20校 特別支援 1校	継続	学校教育 G
国際理解教育の推進	指導助手としてネイティブスピーカーを配置して小学校外国語活動、中・高の外国語教育及び国際理解教育の充実を図る。	外国人 指導助手 8人配置	継続	研修 G
小・中一貫教育の推進 【重点】	小学校から中学校への移行において、学習面でのサポートを踏まえて、連続的な教育を推進する。	(H21年度 新規事業)	拡充	学校教育 G

2節 豊かな心と健やかな体の育成

「西宮市人権教育・啓発に関する基本計画（平成21年4月）」の趣旨を踏まえ、同和問題が人権問題の重要な柱であるにとらえつつ、人権課題について、子どもの発達段階に応じて、より充実した学習を進めるとともに、すべての教育活動を通して子どもの人権感覚、人権意識を高める取り組みが進められるよう、研修会の充実を図ります。

体育指導、保健教育、学校給食を教材にして、豊かな心と健やかな体の育成を学校教育全体で推進します。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
市内学校体育大会の充実	児童生徒の体力の低下傾向に対応するとともに、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎・基盤づくりを図る。	実施回数 年1回	継続	学校教育 G
生活実態調査に基づく指導(学校保健委員会)	生活実態調査に基づき、食習慣を含めた生活習慣に関する指導を家庭・地域社会と連携して行う。	学校保健委員会 設置率:98.4% 開催率:88.9%	拡充	学校保健 G
人権に関する各種研修会の実施	人権教育地区別研修会や道徳教育担当者会、人権教育担当者会を実施し、道徳教育・人権教育を推進する。	開催回数 45回	継続	学校人権教育 G
自然体験活動の推進	豊かな自然の中で、人や自然とのふれあいを通して、心身ともに健康な児童生徒の育成を図る。 (小学校:自然学校5年生、環境体験事業3年生対象)	実施校 42校	継続	学校人権教育 G

3節 信頼される学校づくり

学校園が家庭、地域に対して説明責任が果たせるよう、学校の教育活動や学校運営の状況等について評価を行い、その評価結果の公表に努めます。また、教師一人ひとりの指導力の向上を図るため、総合教育センターを中心に経験や職種に応じた教職員研修の充実を図ります。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
教育連携協議会の活用 【重点】	学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、「共に育てる」という共通理解のもと、教育連携協議会を設置し、家庭と地域とともに歩む学校づくりを推進する。	(H21年度 新規事業)	拡充	学校教育 G
教職員研修の充実	幼・小・中学校の教職員の指導力向上のため、職務研修・専門研修の充実を図る。	研修 169回	拡充	研修 G
学校評価 【重点】	PDCA サイクルに基づき、教育活動や学校運営全般について、組織的、継続的に改善を行うことをめざす。また、その結果を公表、説明し、信頼される開かれた学校づくりを推進する。	結果公表 100%	継続	学校教育 G

4節 教育環境の整備

児童急増に伴う学校の教室不足に対しては、仮設校舎の設置や校舎等の増改築事業を進めていきます。

また、「学校施設耐震化推進計画(平成21年4月)」に基づき、建替えによる耐震化や耐震補強工事を順次進めていきます。さらに、定期的に学校施設や設備を点検し、その安全管理を図るとともに老朽化に伴う改修や設備の更新を年次的に進め、エレベーターの設置等による施設のバリアフリー化もあわせて整備していきます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
小・中学校の整備 【重点】	老朽化した校舎の建替えや改築など学校の整備を行う。	事業完了 1校 継続3校	継続	施設計画 G
情報教育の推進 【重点】	西宮市教育情報ネットワーク「EduNet」(エデュネット)を活用して情報教育を推進する。	学校での 活用率 100%	拡充	学校教育 G
小・中学校のエレベーター設置 【重点】	階段の上下移動が困難な児童生徒に対応できるよう、小・中学校に順次エレベーターを整備する。	設置率 小 42.9% 中 65.0%	拡充	管理 G

5節 幼児教育の充実

社会の変化に対応した子育て支援など、公立幼稚園が地域の幼児教育センターとしての役割を果たしながら、育ちや学びの連続性・一貫性を踏まえた幼児教育の提供ができるよう、幼稚園、保育所、小学校と連携した「協同的な学び」の充実を図ります。

また、就学前すべての子どもの幼児教育について、教育委員会及び健康福祉局を中心に外部委員等を入れた総合的に審議の行える場を設け、(仮称)「西宮市の幼児教育のあり方」の策定に取り組むとともに、今後の公立幼稚園のあり方については「西宮市立幼稚園教育振興プラン」を策定し、幼児教育における様々な課題の改善や子育て家庭への支援等に取り組んでいきます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
幼稚園教育担当の配置 【重点】	幼稚園教育のさらなる充実を図るため、教育委員会事務局に幼稚園教育担当を配置する。また、私立幼稚園との連携がスムーズにいくよう、幼稚園教育担当において、私立幼稚園の窓口も担う。	-	新規実施	学事・学校改革 G
(仮称)「西宮市の幼児教育のあり方」の策定 【重点】	就学前すべての子どもの幼児教育について、教育委員会及び健康福祉局を中心に、外部委員等を入れた総合的に審議の行える場を設け、(仮称)「西宮市の幼児教育のあり方」を策定する。	-	新規実施	学事・学校改革 G 子育て企画・育成 G
私立幼稚園就園奨励助成 【重点】	私立幼稚園に就園する幼児の保護者に経済的負担の軽減と公私幼稚園保育料の格差是正を図るため助成する。	助成人数 5,949人	拡充	学事・学校改革 G

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
幼稚園・保育所・小学校連携推進事業 【重点】	幼稚園・保育所・小学校の教職員が授業や保育を相互に参観し、合同の研究会や研修会を通して相互理解に努める。また、子どもたちが一緒に遊んだり、合同保育や授業を行うなど、異年齢での交流及び体験の機会を提供する。	参加数 156 校園所 相互体験 研修回数 32 回	継続	子育て総合センター 研修 G
幼児教育に関する調査・研究・研修	公私立に関係なく幼稚園、保育所等の関係機関と連携し、また子育てに関する各種支援事業を推進しながら、幼児教育に関する研究・研修を進める。付属あおぞら幼稚園との連携も含め、本市の幼児教育の課題の解決を図るとともに、その成果を市内に発信する。	開催回数 4 種 18 回 参加人数 1,334 人	継続	子育て総合センター

6 節 特別支援教育の充実

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切に支援していくため、小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、校内体制の充実を図ります。また、学校園の要請に応じて教員等への相談や発達障害等の課題がある子どもへの望ましい教育的対応について、専門的意見を示す「西宮専門家チーム」による教育サポートを行います。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
発達障害のある子どもへの教育支援体制づくり 【重点】	特別支援教育支援員の配置等により、発達障害のある子どもへの適切な支援や、校内体制の充実を図る。	支援員配置延月数 591 月	継続	特別支援教育 G
障害のある子どもの就学相談	障害のある子どもたちの就園・就学進路相談及び教育相談を行う。	相談回数 214 回	継続	特別支援教育 G
「西宮専門家チーム」による教育サポート 【重点】	発達障害等による生活や学習上の困難を改善、または克服するための教育的支援を求めている市立学校園在籍の幼児児童生徒及び保護者、教員等に対して、早期の実態把握や望ましい教育的対応の内容について、医師や臨床心理士、学校教諭などで構成される「西宮専門家チーム」が、専門的意見を示す。	派遣回数 240 回	拡充	特別支援教育 G
特別支援学校による地域支援 【重点】	西宮養護学校及び県立特別支援学校と連携し、巡回相談等による相談支援体制の充実を図る。	相談回数 13 回	継続	特別支援教育 G

3章 家庭や地域の教育力の向上

【社会状況と本市の取り組み】

核家族化や共働き世帯の増加、人間関係の希薄化といった社会状況の変化により、家庭の教育力、そして地域の教育力の低下が指摘されています。子どもたちが健やかに成長するためには、家庭や地域の教育力の向上が重要な課題となっています。

また、子どもが家庭の中で高齢者とともに生活することが減少している状況下において、人間の尊厳や生命の尊さについての実感の醸成、倫理観の形成、世代を超えた人生の知恵の継承・発展が不十分となるなど問題が生じています。

本市では、関係団体や地域の子育てボランティアとの連携・協力をを行い、子育て支援のネットワークを強化し、地域で子どもを育む環境づくりや地域コミュニティづくりに取り組んでいます。そのために、地域や地域の各団体の構成員の学習要求や問題解決のための様々な講座等を実施し、家庭及び地域の教育力向上を図っています。

【課題】

各種講座等への参加者が偏ったり一過性になっており、参加者の増加や内容の充実を図ることが必要です。

地域の各団体の活動経費の確保や団体運営を担う後継者・地域の協力者の不足など基盤の強化が課題です。

【今後の展開方向】

1節 家庭教育への支援の充実

家庭及び地域の教育力向上に資する取り組みの参加者の拡大や内容の充実を図るため、各種情報メディアの活用など、周知方法を工夫するとともに、庁内各課と連携し講座や研修の日程・内容が重複しないよう参加者視点の事業実施に取り組みます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
家庭教育振興事業	家庭教育フォーラムや家庭教育出張講座を実施する。また、家庭教育ニュースレターを発行し、家庭教育についての情報提供を行う。	ニュースレター 発行部数 111,500部	継続	社会教育 G
家庭教育講座	親子で楽しい時間を共有する場として交流を深めてもらい、豊かな感性を育む。	参加人数 351人	継続	中央公民館
幼児教育講座	親子のふれあい、幼児が集団で遊ぶ機会、親同士で交流できる場を提供する。	参加人数 422人	継続	中央公民館

2節 地域社会における教育力の向上

関係機関が連携して、団体への情報提供や事業の広報を行い、それぞれの団体の活動が促進されるよう支援していきます。また、各事業に多くの方が参加できるよう環境の整備・充実を図っていきます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
PTAの育成事業	PTAの全市的な組織であるPTA協議会と連携を図るとともに、活動がより充実するよう支援に努める。	研修会 参加者数 1,110人	継続	社会教育 G
公民館活動推進委員会事業	地域住民による公民館活動推進委員会事業の一つとして、家庭・家族や青少年に関わる課題の講座を実施する。	参加人数 10,264人	継続	中央公民館

基本目標5：子育て家庭にやさしいまちづくり

1章 良好な住宅・住環境の整備

【社会状況と本市の取り組み】

少子高齢化の進行や、価値観の変化に伴いライフスタイルが多様化してきており、住宅・住環境を取り巻く状況は大きく変化しています。特に近年では、高齢者や障害のある人、子ども、子育てしている人、外国人などすべての人が安全かつ安心・快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方が普及しており、これに基づく住まい・まちづくりを推進していくことが必要となっています。

本市では、平成14年に「にしのみや住宅マスタープラン」を策定し、体系的・総合的な住宅施策の展開を図ってきました。また、平成18年6月には「住生活基本法」が制定され、住宅の量の確保から質の向上が求められるようになり、本市においても、市営住宅等の耐震改修に向けた検討、バリアフリー化などを進めています。

【課題】

すべての人が安全かつ安心・快適に自立した生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づく住まい・まちづくりの推進と、住まい・まちづくりのための情報提供や相談体制の整備などが課題です。

子育て家庭が、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅等の供給を促進するなどの取り組みを推進していく必要があり、公共賃貸住宅においても、公募優先枠の制度の活用が求められています。

【今後の展開方向】

安心して暮らせる安全な住まい・まちづくりに向け、住宅の耐震化・バリアフリー化の推進や、住民主体のまちづくり支援などを継続して行います。また、住宅の管理・リフォーム・建替えなどに関する情報提供や相談体制の整備などに努めます。

さらに、市営住宅の公募における子育て世帯、母子・父子世帯、多子世帯への公募優先枠設定による支援も継続して行います。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
市営住宅の優先枠の設置 【重点】	市営住宅等の公募時に子育て世帯、母子(父子)世帯、多子世帯の優先枠を設け、子育て家庭の入居を支援する。	子育て16戸 母子11戸 多子3戸	拡充	住宅入居G
住情報の総合窓口の設置 【重点】	住情報の総合窓口を設置し、住まい情報のワンストップサービス、建築相談・増改築相談、多様な住情報の提供等を行い、子育て家庭に対する住情報の拡充を図る。	リフォーム 相談件数 105件	拡充	住宅政策G
簡易耐震診断推進事業 【重点】	旧基準による住宅、建築物の耐震性の向上の推進のため、その費用の一部を助成する。	助成件数 69棟 112戸	継続	建築指導G

2章 安全で安心な移動空間の確保

【社会状況と本市の取り組み】

妊産婦、乳幼児連れなどすべての人が安心して外出できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年12月施行）」に基づく基本構想等を踏まえ、歩道の段差や波打ち歩道の解消等、バリアフリー化を推進することが望まれています。また、通学路等においては、安全・安心な歩行空間の創出を推進することが必要です。

本市では、「兵庫県福祉のまちづくり条例」及び「西宮市福祉のまちづくり要綱」に基づいた施設整備を進めています。

【課題】

市財政状況も考慮し、より必要性、緊急性を勘案しつつ道路環境等の整備を図ることが課題となっています。

「兵庫県福祉のまちづくり条例」及び「西宮市福祉のまちづくり要綱」において、既存の施設は整備基準を満たすことが努力義務となっており、未整備施設については努力義務の履行を促していくことが課題です。

【今後の展開方向】

1節 安全な道路交通環境の整備

都市計画道路など新たな道路や既存の道路において、妊産婦や乳幼児連れなどが安心して通行できるよう、バリアフリーに配慮した歩道整備を推進し、快適な道路空間の整備に取り組みます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
歩道改良事業 (歩道段差解消等) 【重点】	歩道の段差解消や勾配改善等を実施する。	段差解消 箇所数 98か所	継続	道路補修 G
交通安全施設整備事業	交通量の多い路線や通学路を中心にガードレール、カーブミラー、道路照明灯など各種交通安全施設を整備する。	ガードレール等整備 1,116m	継続	道路補修 G
街路事業 (電線類の地中化)	ゆとりある歩行者空間の確保や防災安全性、景観面の向上などを図るため、電線類の地中化を行う。	電線類の 地中化 整備延長 - (継続事業)	継続	道路建設 G

2節 安心して外出できる環境の整備

すべての人にとって安全で快適な日常生活空間の拡大を図り、だれもが自由に活動できるまちづくりを進めるため、福祉のまちづくりに関する市民・事業者の理解を促進するとともに、「兵庫県福祉のまちづくり条例」及び「西宮市福祉のまちづくり要綱」に基づいた施設整備を進めます。また、鉄道事業者と連携し、鉄道駅舎のバリアフリー化を支援していきます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
福祉のまちづくりの推進 【重点】	公益的施設等の建設にあたっては、「兵庫県福祉のまちづくり条例」及び「西宮市福祉のまちづくり要綱」の整備基準を守るとともに、既存の施設についても、その基準に適合するよう、努力義務の履行を促す。	届出件数 72件	継続	建築指導 G
鉄道駅舎エレベーター等設置補助 【重点】	バリアフリー対策として、駅舎にエレベーター等を設置する鉄道事業者に対し、国・県・市が協調して補助を行う。	設置率 92.9%	継続	健康福祉計画 G
超低床ノンステップバスの導入補助 【重点】	超低床ノンステップバスを導入する路線バス事業者に対し、国・県・市が協調して補助を行う。	導入補助 5台 導入割合 25.6%	継続	都市計画 G

基本目標6：子どもの権利と安全を守るまちづくり

1章 子どもの権利擁護の推進

【社会状況と本市の取り組み】

子どもの基本的人権を国際的に保障するため、「児童の権利に関する条約」が平成元年に国連で採択（日本は平成6年に批准）されました。この中では、子どもの権利が保障されており、子どもが人として尊重されるべき存在として広く認識されるようになりました。しかし、子どもたちによる「いじめ」、保護者などによる「児童虐待」などの社会問題が深刻化し、平成12年11月に「児童虐待防止法」が施行されました。また、平成16年の児童福祉法改正により、市町村が要保護児童の適切な保護を図るための地域協議会を設置・運営することも規定されました。しかし、現在においても虐待により子どもの命が奪われる痛ましい事件が発生しています。本市においても、児童福祉法の改正に伴い「西宮市要保護児童対策協議会」を早期に立ち上げ、虐待防止に取り組んでいます。

一方、ひとり親家庭等の支援については、就労支援を柱とした母子家庭等に対する総合支援策が平成15年度より展開され、本市でも実施しています。しかし、長引く不況のため、母子家庭の就労がさらに困難となっている上に、就労しても十分な収入が得られず、自立が難しい状況となっています。父子家庭については、平成22年度から国の施策として児童扶養手当が支給対象となる予定ですが、それでもなお母子家庭より支援が手薄であることが指摘されており、厳しい経済状況の中、父子家庭への支援も引き続き求められています。また、家庭内暴力（DV）の被害者の保護及び支援が強化されていますが、依然として危険な状況や、複数の課題を抱えているケースが多く、解決には多くの時間と労力が必要となっています。

障害児施策については、近年、医療の進歩や発達障害への認識の深まりに伴い、障害のある子ども（障害児）の概念が多様化する中、その診断や療育のニーズが高まっています。障害児も保育所や留守家庭児童育成センター（学童保育）といったサービスを他の子どもと同様に利用できる「共に育つ」という考え方のもと、統合保育等を進めています。また、障害児の就学等が円滑に移行できるように、関係機関によるネットワーク化が必要になっています。

【課題】

要保護児童の適切な保護については、引き続き、関係機関相互の連携を強化し、支援体制の充実を図ることが必要です。

ひとり親家庭等の自立を促進するため、就労支援や経済支援を充実させていくことが課題となっています。

障害児施策については、子どもに関わる各部署において、早期対応・育児支援・啓発等のさらなる取り組みを図るとともに、子どもの成長を通じて連続した支援が得られるよう、民間の関係機関も含めた体制の構築など、多様化、増加している療育ニーズにいかに対応していくかが課題です。

発達障害に代表されるように、従前の障害児への支援施策の枠組みでは対応できない問題も起きています。子どもや保護者への相談及び支援体制の確保、学校現場での対応が課題となっています。

【今後の展開方向】

1節 児童虐待防止への取り組み

「西宮市要保護児童対策協議会」の参加機関との連携を強化し、虐待をはじめとする要保護児童の支援体制の充実を図るとともに、専門的な職員の配置など相談体制の強化を図ります。また、人権擁護について理解を深め、正しく理解するよう「西宮市人権教育・啓発に関する基本計画（平成21年4月）」に基づき、社会や学校における人権教育、広報・啓発活動の推進に取り組みます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
要保護児童対策協議会 【重点】	虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護と、関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図る。	ケース 検討会議 63回	継続	児童・母子支援G
家庭児童相談事業 【重点】	児童の虐待や養育上の問題、父子家庭の相談に応じる。	相談件数 915件	拡充	児童・母子支援G
子どもの権利擁護推進の啓発	「西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」の重点課題に位置づけ、取り組みを進める。	子ども関係 事業数 28件	継続	啓発推進課
人権関連学習事業	人権問題学習会の中で子どもの人権に関する講座を実施する。	参加人数 1,876人	継続	中央公民館

2節 ひとり親家庭等への支援

安定した就労が行えるよう、自立支援教育訓練給付金の活用とともに相談・支援体制の充実を図るため、母子家庭等就労・自立支援センターを設置し、ひとり親家庭等の自立支援に努めます。また、家庭内暴力（DV）の被害者の急な駆け込みにも対応できるよう、体制を強化していきます。さらに、父子家庭については、支援制度の充実等を国へ引き続き要望していきます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
母子相談 【重点】	就労や子育ての面で、経済的及び精神的に困難を抱えた母子家庭・寡婦に対し、適切な情報の提供を行うなど相談に応じる。	相談件数 2,604件	継続	児童・母子支援G
自立支援教育訓練給付金 【重点】	母子家庭の母親の主体的な能力開発への支援のため、ヘルパーやパソコン、簿記、医療事務など、就職に結びつきやすい教育訓練講座を受け、修了後、入学金と受講料の一部を給付する。	支給件数 14件	継続	児童・母子支援G

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
母子家庭等就労・自立支援センターの設置 【重点】	母子家庭等の就労をより効果的に促進するため、就労相談から技能講習、就労情報の提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、地域生活の支援や養育費などの専門相談を実施するセンターを新たに設置する。	-	新規実施	児童・母子支援G
母子生活支援施設	住まいに困窮した母子が自立した生活に移行できるよう相談に応じ、生活全般にわたる支援と助言指導を行う。	延入所世帯数 222件	拡充	児童・母子支援G

3節 障害児施策の充実

障害のある子どもが、その成長過程において必要な支援が得られるよう、健診・相談・療育体制の充実を図ります。また、集団の場では「共に育つ」という視点から統合保育や個々のニーズに応じた特別支援教育を推進します。

さらに、保護者が安心して子育てができるよう医療費の助成や緊急時の預かり、就労時の放課後対策にも努めます。また、発達障害についても保護者と子どもへの相談・支援体制について具体策を検討していきます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
わかば園の運営 【重点】	肢体不自由児通園施設で障害児診療所を併設。通園療育、外来診療療育、障害児等療育支援事業による外来保育等の支援療育を実施する。	外来診療 8,696人	継続	わかば園事業G
障害者あんしん相談窓口	身近な地域で細やかな相談が受けられるよう、市内の相談窓口をネットワーク化し、障害種別を越えた相談を行う。	開設箇所 7か所	継続	障害福祉課
障害児ショートステイ	常時介護が必要な障害児を抱えている家庭で急用等のため一時的に介護ができないとき、障害児を短期入所事業所が宿泊で預かる。	利用日数 (児童のみ) 1,021日	継続	障害福祉課
児童デイサービス	日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、個別指導や集団療育を行う。	(H21年度 新規事業)	拡充	障害福祉課

2章 子どもを取り巻く有害環境や課題解決への取り組み

【社会状況と本市の取り組み】

高度情報化社会の進展による急激な技術的進歩や社会の変化は、従来では思いもよらなかった現象や事件を生み、青少年の健全育成にとって憂慮すべき状況をつくり出しています。

有害図書などは一般書店やコンビニエンスストアでも販売され、また、インターネット上には子どもたちにとって有害な情報もあふれています。また広く普及した携帯電話はインターネットへの接続を容易にし、有害情報へのアクセスばかりでなく、個人情報の流出やネットいじめといった新たな現象も引き起こしています。

これに対して本市では、県の青少年愛護条例の改正など法的規制やフィルタリングの導入義務化などを受け、それに基づいた対策を進めています。また、児童生徒に対する情報モラル教育、保護者や地域に対しては啓発活動を実施しています。さらに青少年補導委員の協力のもと、地域環境実態調査を実施し、営業や陳列状況の実態把握に努めるなど、保護者や地域、学校などと連携した取り組みを行っています。

一方で、不登校や非行など心のケアを必要とする児童生徒、子育てやしつけに悩む保護者が増えており、このような状況に対処するため、本市では、学校における教育相談の実施や県教育委員会によるスクールカウンセラーの配置、専門の相談窓口の紹介などを行っています。

【課題】

精神的に不安定な状態にある児童生徒の指導すべき行動は年々複雑・多様化しており、それらの未然防止、早期発見・解決のためには、児童生徒本人とその保護者に対して、専門的な立場から適切な助言が行えるよう体制づくりを進めることが必要です。また、相談を希望する児童生徒や保護者が増加する中、スクールカウンセラーへの相談希望に十分対応できる体制の確保が課題となっています。

携帯電話によるトラブルは、周囲の大人たちが察知しにくく、またトラブルの変化も激しいことから対策が遅れがちとなっているため、家庭・学校・警察・企業などと連携し、事前防止策の導入や周知、実態把握などに取り組むことが必要です。

県青少年愛護条例の改正など法的な規制がなされたことにより、青少年の飲酒や喫煙、有害図書類、有害情報への対策は進んでいますが、法の網の目をかいくぐって販売する店、不良行為を誘発しやすい店舗への対応が課題となっています。

【今後の展開方向】

1節 課題を抱える子どもへの支援体制の整備

スクールカウンセラーの全小学校配置と勤務日数や勤務時間の増加を県教育委員会に要望していくとともに、学校教育の中で、スクールカウンセラーによる活動のさらなる充実を図っていきます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
スクールカウンセラーの活用	子どもたちの内面に抱えるストレスや不満を解消するため、スクールカウンセラーを活用する。	配置校数 小学 7校 中学 20校	拡充	学校人権教育 G
不登校児童生徒学習支援事業	小・中学校に「居場所サポーター」を派遣し、登校しているが教室に入れない児童生徒や「あすなる学級」から学校復帰した児童生徒の支援体制を整える。また、引きこもっている児童生徒が、家庭でWeb学習やコミュニケーションできるよう、「在宅学習支援システム」を構築する。	居場所サポーター派遣校数 13校	見直し・改善	特別支援教育 G
青少年相談	非行、進路、親子関係、いじめなど青少年や保護者の悩みや心配事を解決する。	電話相談件数 324件	継続	青少年補導 G
進路指導相談	「青少年進路指導員」と連携しながら、早期離職・中途退学の予防と、やむを得ず離職・中途退学した生徒の進路指導にあたる。	学校事業所訪問回数 53回	継続	青少年補導 G

2節 有害環境対策の推進

青少年の健全育成と非行化防止に向けた、地域を挙げての取り組みを根づかせるため、青少年補導委員や地域関係団体及び関係機関と連携、協力しながら、地域環境の実態把握と店舗に対しての協力要請を行います。

学校教育においては、道徳や特別活動等で情報モラルに関する学習に引き続き取り組み、次代を担う児童生徒が、情報を主体的に活用できるよう、その能力と態度を育成していきます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
街頭補導活動 【重点】	街頭補導員が青色回転灯を装備した街頭補導車(2台)で平日9時から21時まで市内全域を巡回補導活動する。	補導車 実働日数 延 451日	継続	青少年補導 G
情報モラル教育の推進	すべての学校で、道徳や特別活動等の中で、計画的に情報モラル教育に取り組む。	実施校数 64校	継続	学校教育 G
地域環境実態調査	青少年の健全育成・非行化防止の観点から店舗や自動販売機の営業実態を把握し、協力を依頼する。また必要に応じて県及び関係機関とも連携して指導する。	調査対象 222店	継続	青少年補導 G
「愛の一声」運動	市内39地区の補導委員が、月4回程度、「愛の一声」運動を中心とした巡回補導活動を行う。	補導委員の 延活動回数 8,526回	継続	青少年補導 G
風俗営業等の建築規制	良好な教育環境を保全するため、教育関連施設や通学路等から一定距離の範囲内での風俗営業等の建築を規制する。	建築等の 可否相談 31件	継続	環境都市推進 G

3章 子どもの安全の確保

【社会状況と本市の取り組み】

近年、少年による重大な事件が発生する一方で、子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれる悲惨な事件も後を絶ちません。国は、平成18年6月、今後、特に対策を強化し、加速化していくべき施策を取りまとめた「子ども安全・安心加速化プラン～非行や犯罪被害から子どもたちを守るために～」を策定するなど、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、地域と連携して各種の対策を展開していくことを明示しています。

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには警察をはじめとする関係機関と連携し、まち全体で安全・防犯体制を整備することが重要です。また、子どもを交通事故から守る活動を進めるとともに、より多くの人の目によって子どもを犯罪被害から守るため、防犯に関する啓発活動を進め、防犯意識を向上することが必要です。本市では、特に小学校において、子ども自身の防犯意識を向上させるため、保護者、地域等と協力しながら、子ども自身が地域を歩くなどして、危険な場所等を確認し、地図を作成する「安全マップ」の制作に取り組んでいます。本活動を通して、子どもに地域の安全な場所と危険な場所の見分け方を学ばせ、犯罪が起きやすい危険な環境を見極める力を養う取り組みを行っています。

また、交通事故、犯罪、いじめ、虐待などの被害にあった子どもの心身の健全な発達と自立を促進していくために、専門家による継続的なカウンセリングなど、適切な心のケアを行う体制の充実が求められています。各学校では、スクールカウンセラーとの連携をより深めることで、子どもたちの心の相談にあたり、いじめや虐待などで被害を受けた児童生徒の心のケアに取り組んでいます。

【課題】

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、関係機関との連携・協力体制の強化を図り、総合的な安全対策を推進することが必要です。

いじめや虐待などで被害を受けた児童生徒だけでなく、特に近年は、携帯電話やインターネットによる誹謗中傷などネットいじめという新たな問題、さらには保護者、教職員の相談件数が年々増加傾向にあることから、専門的な立場から助言等を行うスクールカウンセラーの全小学校への配置及び勤務時間の拡充を図ることが課題となっています。

【今後の展開方向】

1節 子どもの交通安全の確保

子どもたちを交通事故から守るため、児童生徒や幼児とその保護者を対象とした交通安全教育や、幼稚園・保育所・小学校での歩行指導や自転車教室を実施するとともに、状況に応じて効果的な内容を工夫し、取り組みの充実を図ります。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
交通安全教育等の推進 【重点】	幼児と保護者を対象とした交通安全教育や、幼稚園・保育所・小学校で歩行指導・自転車教室を実施する。	実施回数 213回	継続	安全・安心対策G
通学路安全確保事業 【重点】	学校、道路管理者、警察、PTA、地域関係機関・団体等と連携し、道路状況の改善、登下校時における交通規制等についての調整を行う。	実施	継続	学事・学校改革G

2節 子どもを犯罪等の被害から守るための取り組み

子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯のための積極的な情報発信や、青色回転灯装備車両（青パト）によるパトロールを行います。また、地域の防犯活動を主に担っている防犯協会に対して、防犯灯の維持管理などについての適切な補助を継続し、安全・安心なまちづくりに努めます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
防犯灯の整備促進	子ども等の安全を確保するための防犯灯設置に対し、防犯協会に補助を行う。	設置件数 新設 270 灯 取替 505 灯	継続	安全・安心対策G
地域と学校の連携による見守り	青少年愛護協議会やPTAなど地域団体と学校が連携して、子どもの登下校時の見守りなどを行う。	実施校 42 校区	継続	青少年育成 G
県警ホットラインの設置	幼稚園、小・中・高等学校や保育所、児童館等の児童福祉施設での異変をいち早く県警本部に知らせ、被害の最小限化を図るためのホットラインを設置する。	実施	継続	施設管理関係 各課
「安全マップ」の作成 【重点】	各小学校において、学校やPTA愛護部、青愛協が中心となり、校区内の危険箇所や安全箇所の確認をして「安全マップ」を作成する。	実施校 42 校区	継続	学校人権教育 G

3節 被害に遭った子どもへの支援体制の充実

犯罪等で被害を受けた子どもたちやその家族への支援については、関係機関とも連携を図り、相談・カウンセリングを実施して、あたたかい心のケアに努めます。

事業名	内容	実績 (H20年度)	方向性	担当課
スクールカウンセラーの活用	子どもたちの内面に抱えるストレスや不満を解消するため、スクールカウンセラーを活用する。	配置校数 小学 7 校 中学 20 校	拡充	学校人権教育 G
西宮こども家庭センターとの連携	支援が必要な子どもたちやその家族については、要保護児童対策協議会を通じて、西宮こども家庭センターや学校など関係機関と協力して対応する。	ケース検討 会議 63 回	継続	児童・母子支 援 G

第5編 計画の推進に向けて

- 1．計画の推進体制と推進にかかる経費 101
- 2．計画の進行管理 102

第5編 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制と推進にかかる経費

(1) 計画の推進体制

この計画については福祉、教育、保健のみならず、医療、雇用・労働、住宅、生活環境など多方面にわたる総合的な取り組みが必要となるため、前期計画に引き続き「西宮市次世代育成推進会議」において庁内関連部局との連携・調整を図り、施策の推進に努めます。

また、この計画の推進には行政の取り組みだけでなく、子育てに対する第一義的な責任を有する保護者、また、地域、学校、企業、その他関係機関等との連携や協働、参画が必要です。そのため、市民一人ひとりの意識と社会全体で取り組む姿勢を育みながら、計画を推進していきます。

(2) 計画の推進にかかる経費

後期計画に位置づけられる事業総数は277事業あり、その内訳は、新たに実施する事業が15、拡充する事業が70、見直し・改善する事業が19、継続する事業が173事業となっています。これら事業の目標を達成するため新たに必要な経費¹は、新規15事業で1400万円（うち、一般財源²：400万円）と試算しています。また同様に、拡充する事業については、70事業のうち、経常的経費が20億円³（うち、一般財源：11億円）、投資的経費が15億円（うち、一般財源等：8億円）⁴となり、合計36億円程度が必要と試算しています。

後期計画は、本市の長期的なまちづくりの基本的な方向性を示し、市政の指針ともなる「第4次西宮市総合計画（平成21年3月）」との整合性を保ちながら策定しています。しかし、景気後退に伴う市税の減収等により、本市の財政状況は大変厳しいものとなっているため、毎年度見直しを行う3か年の実施計画や予算編成の中で、次世代育成支援対策交付金などの国・県の補助制度の活用、より効果的・効率的な実施方法の見直しなどを図り、後期計画を推進するための財源確保に努めていきます。

- 1 ... 現時点で算出可能な事業経費の概算で、平成26年度末の目標達成に必要な増額経費。
- 2 ... 一般財源とは、市税や地方交付税など使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことで、国や県からの補助金等を除いた市の負担額を意味する。
- 3 ... 保育所の運営費など経常的経費の単年度の総額。ただし、子ども手当関連経費を除く。
- 4 ... 施設整備などの投資的経費については、平成26年度末の目標（箇所数や定員の増）達成に必要な経費の5年間（平成22～26年度）の総額。一般財源等には、市債を含む。

2 . 計画の進行管理



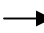

(1) 進行管理の体制

計画の進行管理については、学識経験者や関係団体、市民等の外部委員からなる「西宮市次世代育成支援対策地域協議会(仮称)」を設けます。そこで進捗状況を報告し、第三者的な立場から計画の推進にかかる意見・提言を受け、その内容を踏まえ、「西宮市次世代育成推進会議」が計画の進行管理を行い、計画の着実な推進を図っていきます。

また、計画の進捗状況については、毎年、現状把握に努め、その結果については、市のホームページ等で公表します。

(2) 評価指標の設定

計画全体にかかる部分と計画体系の章(施策目標)ごとにアウトカム(成果)による評価指標を設定し、計画の評価を行います。具体的には、それぞれの項目において、A「統計的なデータ等による数値(例:出生数)」とB「アンケート調査による市民実感等の数値(例:市民満足度)」を組み合わせる評価指標を設定し、この数値を経年比較することにより、計画全体及び施策単位での評価を行っていきます。

また、「方向性」の矢印は、現状値を「上げる: 」、「下げる: 」、「現状維持: 」の3種類で表記し、今後のめざすべき方向性を示しています。(例:保育所の待機児童数であれば、「現在値:223人」これを「下げる: 」という目標を設定し、その数値の経年比較によりその施策の評価を行うという意味です。)

計画全体にかかる指標

評価指標		現状値	方向性
A	出生数（H20年）	4,871人	↗
	合計特殊出生率（H20年）	1.31	↗
B	西宮市における全体的な子育てのしやすさの満足度【次】(H21.1)	就学前	33.1% ↗
		小学生	25.4% ↗

基本目標1：地域における子育てを支えるまちづくり

評価指標		現状値	方向性
1章 子育て支援サービスの充実			
A	健やか赤ちゃん訪問事業訪問率（H20年度末）	24.14%	↗
B	子育てで困った時などに相談できる相手がいる割合【総】(H21.4)	70.31%	↗
	子育てに関して不安感や負担等を感じている割合【次】(H21.1)	就学前 54.2%	↘
2章 子どもを健やかに育む環境づくり			
A	児童1人当たりの公園面積（H20年度末）	52.75㎡/人	↗
B	この1年間に青少年や家族を対象とした活動に子どもが参加したことがある市民の割合【総】(H21.4)	9.77%	↗
3章 経済的な支援の充実			
A	児童手当の受給者数（H20年度）	27,073人	↗
B	児童手当や医療助成など経済的支援の取組の満足度【次】(H21.1)	就学前	46.3% ↗
		小学生	48.1% ↗

基本目標2：母と子の健康を支えるまちづくり

評価指標		現状値	方向性
1章 子どもや母親の健康の確保			
A	乳幼児健診受診率（H20年度）	4か月	96.1% ↗
		1歳6か月	95.1% ↗
		3歳	91.7% ↗
B	妊娠・出産時の健康確保や子どもの健診等小児医療の充実への満足度【次】	就学前	33.8% ↗

評価指標			現状値	方向性
2章 食育の推進				
B	食育に関心を持っている市民の割合（H21年度）		80.8%	↗
	毎日朝食を食べる子どもの割合（H19年度）	幼 児	93.1%	↗
	健康のために食生活に気をつけている市民の割合【総】（H21.4）		88.28%	↗
3章 思春期保健対策の充実				
A	20歳未満人口に占める飲酒・喫煙による少年補導件数の割合（対千人率）（H20年）	飲 酒	0.36%	↘
		喫 煙	8.69%	↘
	学校保健委員会（生活実態調査に基づく指導）の開催率（H20年度）		88.9%	↗
4章 小児医療の充実				
A	乳児死亡率（対千人率）（H20年）		1.9%	↘
B	妊娠・出産時の健康確保や子どもの健診等小児医療の充実への満足度【次】（H21.1）	小学生	25.5%	↗

基本目標3：子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

評価指標			現状値	方向性
1章 保育サービスの充実				
A	保育所の待機児童数（H21.4）		223人	↘
	認可保育所における延長保育実施率（H20年度末）		91.8%	↗
B	保育所や幼稚園などの保育サービスの充実の満足度【次】（H21.1）	就学前	50.0%	↗
2章 仕事と生活の調和の実現				
A	男女の育児休業取得率【西宮市労働実態基本調査】（H19.7）	男 性	0.5%	↗
		女 性	97.2%	↗
	育児休業からの復帰計画作成率【西宮市労働実態基本調査】（H19.7）		3.9%	↗
B	仕事や子育ての両立や男性の育児参加への取組みの満足度【次】（H21.1）	就学前	31.9%	↗
		小学生	31.2%	↗

基本目標4：教育環境の充実と健全育成のまちづくり

評価指標		現状値	方向性
1章 次代の親の育成			
A	中高生・大学生による乳幼児育児体験等参加生徒数（H20年度）	1,036人	↗
B	学校の授業や行事で小さな子どもとふれあう機会の有無【次】(H21.1)	高校生 35.0%	↗
2章 子どもの生きる力の育成			
A	「ささえ」の登録者数（H20年度末）	8,726人	↗
B	学校教育の充実の満足度（施策評価項目）【総】(H21.4)	3.48点	↗
3章 家庭や地域の教育力の向上			
B	家庭教育出張講座参加者満足度（H20年度）	100.0%	→
	この1年間に青少年や家族を対象とした活動にボランティアとして参加したことがある市民の割合【総】(H21.4)	9.37%	↗

基本目標5：子育て家庭にやさしいまちづくり

評価指標		現状値	方向性
1章 良好な住宅・住環境の整備			
A	住宅の耐震化率（H18年度）	73.3%	↗
B	「良好な住宅・住環境の整備」の満足度(施策評価項目)【総】(H21.4)	3.92点	↗
2章 安全で安心な移動空間の確保			
A	歩道の段差等改良整備率（H20年度）	65.0%	↗
	ノンステップバス導入率（H20年度）	25.6%	↗
B	外出の際、歩道の段差等や交通機関、建物がベビーカーでの移動に配慮されていないと感じる人の割合【次】(H21.1)	就学前 65.5%	↘

基本目標6：子どもの権利と安全を守るまちづくり

評価指標		現状値	方向性
1章 子どもの権利擁護の推進			
A	虐待相談件数（H20年度）	475件	↘
B	子どもの権利擁護の取組の満足度【次】（H21.1）	就学前	5.6% ↗
		小学生	8.5% ↗
	子どもの発育・発達に対する相談体制の満足度【次】（H21.1）	就学前	14.5% ↗
		小学生	12.7% ↗
2章 子どもを取り巻く有害環境や課題解決への取り組み			
A	補導委員による子どもへの声かけ回数（H20年度）	5,169回	↗
B	子どもが不登校傾向になったことのある割合【次】	小学生 7.6%	↘
3章 子どもの安全の確保			
A	少年（20歳未満）が被害者となった割合（対千人率）（件数/少年人口）（H20年）	刑法犯認知件数	16.6% ↘
		交通人身事故発生件数	4.9% ↘
	スクールカウンセラーを配置している学校の割合（H20年度末）	43.5%	↗
B	子どもの犯罪被害の防止など安全確保の取組の満足度【次】（H21.1）	小学生 28.5%	↗

評価指標については、A「統計的なデータ等による数値（例：出生数）」とB「アンケート調査による市民実感等の数値（例：市民満足度）」から各1つずつの設定が困難なものや複数の設定を行っているものも一部、含まれています。また、評価指標による計画の評価は、現状値（平成20年（度）または平成21年（度））と将来値（平成25年（度）または平成26年（度）、状況によって中間年）との経年比較を基本としますが、一部、統計データ上、平成19年（度）の数値も含まれています。進行管理の際には、最新のデータを随時、更新するなど、必要に応じて追加・修正等を行うものとします。

方向性の矢印は、現状値を「上げる」、「下げる」、「現状維持」の3種類で表記し、今後のめざすべき方向性を示しております。

【次】：次世代育成支援行動計画（後期計画）策定のために平成21年1月に行ったニーズ調査にある項目。次世代育成支援対策推進法の10年間の時限法終了時に、次の枠組みでの計画策定の際に、市民等を対象に調査を行うことをめざす。満足度の割合は、「満足である」「やや満足である」の合計値。

【総】：第4次総合計画において設定している「まちづくり指標」または「まちづくり評価アンケート」の項目。総合企画局で毎年または隔年で、アンケート調査等を実施する予定をしており、共通で設定している数値。直近では平成21年4月に実施。満足度の点数は、「とても満足」：6点「満足」：5点「まあ満足」：4点「あまり満足でない」：3点「満足していない」2点「全く満足していない」1点として点数化したもの。3.5が平均値となる。

第6編 資料編

1．計画の策定経過	107
2．市内企業のワーク・ライフ・バランスの取り組み事例	108
3．西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）推進事業一覧	110
4．計画策定関係要綱集	140
5．後期計画策定のためのニーズ調査の概要	146
6．パブリックコメントの概要	146

第6編 資料編

1. 計画の策定経過

開催（実施）日	開催（実施）事項	主な内容
平成20年12月15日 ～平成21年2月5日	後期行動計画策定のための ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童保護者：3,335人 ・小学生児童保護者：3,495人 ・高校1、2年生：962人
5月26日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・後期計画の策定について ・計画の策定スケジュール
6月8日	次世代育成推進会議第1回部会 (第1～4部会まで合同で開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定スケジュール ・前期計画の実施状況調査について
7月21日	第1回次世代育成推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・前期計画の実施状況について
7月27日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・前期計画の総括 ・後期計画の基本的な考え方 ・後期計画の目標事業量の設定
8月3日 4日 6日	次世代育成推進会議第2回部会 (第1～4部会：個別に開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・前期計画の総括 ・後期計画の基本的な考え方と文面作成 ・後期計画の重点施策と事業
8月25日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・後期計画の骨子案と重点施策について ・作業部会の開催方法について
9月10日	策定委員会第1回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会で討論するテーマ選定
10月5日	策定委員会第2回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマの選定と具体的な内容の審議 ・第4回策定委員会での報告方法
10月6日～19日	素案内容調整及び確認作業	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策や計画内容について ・評価指標について
10月26日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会での審議結果の報告 ・後期計画素案の審議
11月16日	第2回次世代育成推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・後期計画の素案について
11月27日	所管事務報告	<ul style="list-style-type: none"> ・後期計画の素案について
12月4日	パブリックコメント開始（～平成22年1月8日まで）	
12月24日	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・後期計画の素案について
平成22年1月19日	市内企業インタビュー調査	<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤ハム株式会社へヒアリング
2月15日	第3回次世代育成推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・計画案について
2月19日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・計画案について
3月10日	所管事務報告	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・計画案について
3月末	後期計画確定	

…策定委員会、 …策定委員会作業部会、 …推進会議、 …推進会議部会、 …その他

2. 市内企業のワーク・ライフ・バランスの取り組み事例

(1) 実施企業のプロフィール(平成21年3月現在)

企業名	伊藤ハム株式会社		
所在地	兵庫県西宮市高畑町4-27	従業員数	2,363名
		男女構成比	男性 2,040名 女性 323名
創業	1928年(昭和3年)	年間売上額	406,512百万円
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉加工品の製造及び販売 ・食肉の加工及び販売 ・調理加工食品、惣菜類の製造及び販売 		

(2) ヒアリング結果の概要

子育て支援にかかるワーク・ライフ・バランスに関する取り組みについて

取り組み名	取り組みの内容	取り組みによるメリット
両立支援制度の拡充	【育児休暇制度】 ・配偶者の状況にかかわらず取得可能 ・積立年次有給休暇の使用可能(最大5日間) ・2回に分割可能 ・保育所に入れない等の理由がある場合は、2歳まで延長可能	制度の実施・拡充により女性従業員の定着率が向上するとともに、女性の採用職種が広がっている
	【看護休暇制度】 ・子どもが中学校就学前まで取得可能 ・積立年次有給休暇の使用可能(最大5日間) ・半日単位の取得も可能	
	【短時間勤務制度】 ・小学校3年生修了までの期間で利用可能。但し、育児休暇と通算して72ヶ月まで	
	【時差勤務制度、所定外労働免除制度】 ・小学校就学前まで利用可能	
両立支援制度の企業内理解促進	【出産・育児ハンドブックの配布】 出産・育児・職場復帰に備えるための冊子を作成し、本人及び上司に配布	女性キャリアデザイン研修には毎年およそ20組が参加し、制度の取得率向上と女性従業員の定着率向上につながっている
	【女性キャリアデザイン研修】 女性社員とその上司を対象とした応募型研修。プログラムのひとつとして、両者に両立支援制度の説明を実施	
育児休業者への情報提供と能力開発	【育児休業者職場復帰プログラム(wiwiw)の導入】 ・育児休暇取得者と職場上司のコミュニケーションを支援し、スムーズな職場復帰を促進 ・会社からの情報提供やe-ラーニングを通じ、育休期間をブラッシュアップ(スキルアップ)の機会とできるよう支援	プログラムの導入により、職場復帰率が100%となり、出産・育児による人材流出の抑制につながっている

くるみんの取得について

項目	内容
取得に至った理由	企業の社会的な責任の一環として、社員が働きやすい環境をつくり、社員の定着と幅広い人材の登用を促進することで、企業価値を高めていくため
取得したことによる企業へのメリット	取得に向けた取り組みを通じ、両立支援制度の充実と拡充が行えた。また、新規学卒者の採用活動においては、企業 PR ポイントの一つとなっている

くるみん：「くるみんマーク」「くるみん認定マーク」「次世代認定マーク」「次世代育成支援認定マーク」などと呼ばれるものの愛称名。子育て支援など一定の基準を満たした企業や法人などが厚生労働省によって認定され、そのマークを広告や商品（役務も含む）などに付け加えることができるもの。

企業の声（人事担当者より）

当社製品の主な購買層は女性ですから、職場において女性の感性や視点は欠かすことができません。また、将来の労働力人口の減少に備える意味でも、幅広い人材を登用できる組織をめざす必要があると考えています。このため、出産・育児というライフステージを迎えても、女性が変わらず活躍できる環境の実現に向け、仕事と育児の両立支援の推進に取り組んできました。その結果、制度の利用者は確実に増えており、また、上司や同僚の理解が深まるなど、社内全体の風土も変わりつつあります。今後は、子どもを持つ女性従業員だけでなく、男女とものワーク・ライフ・バランスを支援していきたいと考えています。

従業員の声（30代前半 女性 2歳児）

私の家庭は夫婦共働きであり、毎日仕事と家事・育児に追われていますので、短時間勤務制度は非常にありがたいです。この制度のおかげで、子どもは親の仕事により生活リズムを乱されることなく、日々過ごすことができます。また、子どもを早く寝かしつけることができるので、その後に私自身が自由な時間を持つことも可能となり、次の日の仕事への励みになっています。この制度がなければ、今の生活は成り立たないと感じています。

従業員の声（30代前半 男性 1歳児）

私は昨年、上司や先輩の薦めもあり、育児休暇を取得しました。5日間という短い期間ではありましたが、子どもとじっくりふれあう時間を持てましたし、育児の大変さを実感できたことから、妻への感謝の気持ちが強まりました。また、休暇中に妻や両親への家族サービスができたことも、良かったと感じています。このような経験ができたことで、仕事に対する意欲がより一層高まりました。

3. 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）推進事業一覧

基本目標1：地域における子育てを支えるまちづくり

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
1章 子育て支援サービスの充実				
1節 子育て家庭への支援制度の充実				
	11101 高齢者活用子育て支援事業	西宮市シルバー人材センターの会員が、子育て支援を行う中で児童とともに時間を過ごし世代間交流を図る。	受案件数 36 件 継続	勤労福祉課
	11102 福祉・家事援助サービス事業	西宮市シルバー人材センターの会員が、保育所・留守家庭児童育成センター等への送迎と保護者の自宅での保育などを行う。	受案件数 105 件 継続	勤労福祉課
	11103 のびたん広場事業	保健サービス課が実施している育児発達相談(集団)事業「のびのび広場」及び「ぐんぐん広場」を修了した就園前の親子を対象に、子どもへの関わり方などを学ぶ。	参加者数 7 組 継続	子育て総合センター
	11104 ペアレントトレーニング事業 【重点】	ひょうご発達障害者支援センタークローバーとの共催で、発達に心配のある就園児の保護者を対象に、子どもへの関わり方などを学ぶ。	(H21年度新規事業) 継続	子育て総合センター
	11105 育児支援家庭訪問事業	子どもを養育する上で特別な支援が必要な家庭に対して、家事や育児を支援するためにヘルパーや保健師等を派遣する。	派遣回数 630 回 拡充	児童・母子支援G
	11106 子育て家庭ショートステイ事業 【特定】	保護者が病気や出産など、一時的に子どもの養育ができない事情が生じたときに、市が指定する児童養護施設等で宿泊を伴う預かりを行う。	指定施設数 6 か所 延利用日数 240 人日 拡充	児童・母子支援G
	11107 健やか赤ちゃん訪問事業 【重点】	生後2か月頃の乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。	訪問件数 1,173 件 拡充	児童・母子支援G
	11108 一時預かり事業 【特定】	冠婚葬祭や一時的な就労、また保護者の入院やリフレッシュなど、保育所等で一時的に就学前児童を預かり保育する。	利用者数 9,735 人 拡充	保育所事業G
	31202 [再掲] にしのみやしファミリー・サポート・センター事業 【特定】 【重点】	地域の中で子どもを預け、預かりあう事業。「提供会員(預かる)」と「依頼会員(預ける)」がそれぞれ会員登録をして、お互いが助け合いながら、地域での援助活動を行う会員制の事業。	会員数 2,870 人 活動件数 7,932 件 拡充	子育て総合センター

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
2節 子育てについての相談体制の充実				
	11201 母(父)と子のこころの 相談	母(父)親の育児不安等の解消と虐待・いじめ等の社会的問題に早期に対応する。	開催回数 12 回、 参加人数延 18 人 継続	健康増進課
	11202 子育て総合センターに おける子育て相談	電話、面談、Eメールなどで乳幼児の子育てや幼児教育についての相談を子育て相談員などが行う。	相談件数 924 件 継続	子育て総合 センター
	11203 子育て相談の夜間・休日 電話相談窓口	西宮市の閉庁時間において、電話児童相談窓口を設置し、養育者からの児童に関する悩み等を聞くとともに適切な助言をするものとする。また、緊急時には、警察や児童相談所に連絡するなど適切な対応をする。	相談件数 399 件 継続	児童・母子 支援G
	11204 電話による保健指導	保健師・栄養士が、妊産婦や乳幼児等の健康相談を行う。	件数 7,444 件 継続	保健サービ ス課
	11205 乳児健康相談 【重点】	乳児を対象に、身体計測及び保健師と栄養士による子どもの発達や育児、離乳食のすすめ等についての個別相談を行う。	実施回数 110 回 相談延人数 5,506 人 見直し・改善	保健サービ ス課
	11206 保育所における育児相談	0歳～就学前の子どもの保護者などを対象に、子育てに関する相談を公私立の保育所で受け付ける。	相談件数 895 件 継続	保育所事業 G
	61103 [再掲] 家庭児童相談事業 【重点】	児童の虐待や養育上の問題、父子家庭の相談に応じる。	相談件数 915 件 拡充	児童・母子 支援G
	61209 [再掲] 母子相談 【重点】	就労や子育ての面で、経済的や精神的に困難を抱えた母子家庭・寡婦に対し、適切な情報の提供を行うなど相談に応じる。	相談件数 2,604 件 継続	児童・母子 支援G
	61315 [再掲] 療育相談事業	障害児(者)の生活を支援するためコーディネーターやケースワーカーが、電話・訪問・来所により発達・療育・福祉制度・福祉用具等に関する相談業務を実施する。	相談件数 延 2,373 件 継続	わかば園事 業G
3節 子育て交流の場づくり				
	11301 移動児童館事業	児童館の利用が難しい地区において、公的施設を利用して、対象別の子育て支援事業等を巡回実施する。	開催箇所数 4 か所 利用人数 9,657 人 拡充	子育て企 画・育成G
	11302 大学と連携した地域子育て 支援拠点事業(ひろば型) 【特定】 【重点】	大学のキャンパス内等に主に乳幼児(0～2歳児)を持つ親とその子どもが気軽に集い交流する場を常設する。また、大学の持つ専門性を生かした子育てに関する相談や講習、情報提供等を実施する。	(H21年度新規事業) 拡充	子育て企 画・育成G

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
	11303 地域子育て支援拠点事業(ひろば型) 【特定】 【重点】	主に乳幼児(0～2歳児)とその親が、気軽に集い交流する場を常設する。また、子育て関連の情報提供や相談、講習等も実施する。	開催場所数 2か所	子育て企画・育成G
		拡充		
	11304 (仮称)地域子育て支援拠点事業連絡協議会の設置 【重点】	子育て総合センター、児童館・児童センター、大学など地域子育て支援拠点事業実施機関による連絡協議会の設置により、横のつながりを築き、情報交換、職員のスキルアップ及び研修、プログラム開発を行う。	-	子育て総合センター 子育て企画・育成G
		新規実施		
	11305 地域子育て支援拠点事業(センター型・親子サロン) 【特定】 【重点】	主に乳幼児(0～2歳児)とその親が、気軽に集い交流する場を常設し、子育て関連の情報提供や相談、講座等を実施する。また、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に出向いた地域支援活動を実施する。	利用者数 51,229人 開催箇所数 1か所	子育て総合センター
		継続		
	11306 父親の子育て参加の促進 【重点】	父親が育児に参加することにより母親の育児負担を軽減し、ゆとりを持って子育てができるよう父親が参加しやすいイベントや講座等の事業を実施する。	参加者数 1,823人	子育て総合センター
		拡充		
	11307 すくすく子育て教室	園行事などへの参加を通じて、園児との交流や子育ての楽しさを感じてもらう。	実施箇所数 民間保育所 14か所	保育所事業G
		継続		
	11308 公立保育所の出前保育	保育所の児童と保育士が近くの公園に出かけていき、地域の子育て中の親や子どもと一緒に遊ぶ。	実施箇所数 公立保育所 14か所	保育所事業G
		見直し・改善		
	11309 保育所園庭開放	地域の親子が遊べるように、保育所の園庭を開放する。保育所入所児童とも遊びを通じてふれあうことにより、交流が深まり、気軽に集まることのできる遊び場づくりにもつながる。	実施箇所数 公立23か所 民間13か所	保育所事業G
		継続		
11310 保育所の短期体験	保育所に地域の在宅の親子が来所し、保育所に入所している子どもたちと一緒に活動を楽しむ。	実施箇所数 公立23か所 民間5か所	保育所事業G	
	継続			
12104 [再掲] 児童館・児童センター 【重点】	地域における子育て支援の拠点として、在家庭の子育てを支援する講座やサロンなどを設け、相談業務にも取り組む。コーディネート機能を強化し、児童虐待やネグレクトなどの早期発見に取り組む、関係機関との連携を図る。また、児童のレクリエーションセンターとして、健全で楽しい遊び場を与え、育成を行う施設として運営する。	児童館数 8か所 延利用者数 227,786人	子育て企画・育成G	
	拡充			
12205 [再掲] 「子育て地域サロン」への補助事業 【重点】	公共施設等を利用し、地域のボランティアが主体的に実施している地域における子育てのサロンに対して運営補助や研修などを行い、地域のコミュニティづくりを進め、地域の活性化を図る。	開催箇所数 33か所 利用者数 25,950人	子育て総合センター	
	継続			

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
	42505 [再掲] 幼稚園地域ふれあい 事業	公立幼稚園において、親子遊び、異年齢交流、講話、子育て相談等を実施する。さらに、幼稚園が核となって地域の施設を利用し、地域とともに子どもたちのふれあい体験の場を設定する。	実施幼稚園数 21 園 継続	学校教育 G
4節 子育て支援の総合調整の取り組み				
	11401 子育て便利マップ(お出かけ編・医療機関編)の発行 【重点】	子育て親が必要としている子育て情報を分かりやすくマップ形式で作成して配布する。乳幼児が特に必要とする医療機関などの情報とお出かけ施設(公園や遊び場、幼稚園・保育所・小学校などの福祉教育施設、商業施設など)の2編に分けて発行する。	- 新規実施	子育て企画・育成 G
	11402 情報誌「にしのみや子育てガイド」 【重点】	多岐にわたる子育て情報を一元化し、総合的な子育て情報誌を発行する。主に4か月児健診時で配布する。	ガイド発行数 5,000 冊 見直し・改善	子育て企画・育成 G
	11403 ネット等による子育て情報発信事業(HPの充実、携帯端末への発信) 【重点】	いつでも気軽に情報収集できるよう、パソコンや携帯情報端末などネットによる情報発信を行う。また、イベント情報や地域別の情報が容易に検索できるようにするなど、内容の充実に取り組む。	アクセス件数 136,013 件 拡充	子育て企画・育成 G
	11404 父子手帳「Hello Baby!! みやこの育て方」の発行 【重点】	父親の育児参加を促すため、妊娠期から出産にかけてのパートナーの配慮や、子どものあやし方、接し方などをイラストで解説した育児マニュアル、子どもの安全と病気、お出かけ施設、子育て全般の情報を掲載した冊子を母子健康手帳交付時に配布する。	(H21年度新規事業) 継続	子育て企画・育成 G
	11405 保育所と児童館・児童センターの連携 【重点】	保育所の持つ子育てに関する専門知識を地域における子育てに貢献する場として、児童館・児童センターが併設されている保育所の職員が児童館に出向き、子育て相談会などを実施する。	- 新規実施	子育て企画・育成 G 保育所事業 G
	11406 母子保健と子育て支援部門の連携 【重点】	乳幼児健診時の待ち時間などに、子育て総合センターなどで行っている事業の紹介・情報提供を行う。また、乳幼児健診と健やか赤ちゃん訪問事業との連携強化を進めるなど、母子保健と子育て部門の一体的・連続的な事業の提供をめざす。	- 新規実施	子育て企画・育成 G 保健サービス課
	11407 子育て支援・子育て相談担当者ネットワーク 【重点】	子育て支援事業関係者による情報交換を行い、相互理解を深める。	担当者交流会 2 回 見直し・改善	子育て総合センター
	11408 子育てに関する情報の収集及び提供・発信 【重点】	子育て支援関係機関情報の収集と提供、インターネットによる情報の提供・発信を行う。月刊でイベントや講座の日程を記載した子育てカレンダーや子育て情報・各種講座の内容を掲載した「のびたんだより」を発行する。	のびたんだより発行部数 2,700 部 HP アクセス数 子総:162,410 件 継続	子育て総合センター
	11409 総合コーディネート 【重点】	市民からの問い合わせや相談に対して、そのニーズに応じた適切な情報やサービスが効果的・効率的に提供できるよう、情報通信技術を活用した子育て情報発信機能を構築するなど総合的な体制づくりに努める。	コーディネート 件数 35 件 拡充	子育て総合センター
	11410 託児ボランティアのコーディネート	託児ボランティアの養成・登録・活用を行うとともに、他課事業へのコーディネートを行う。	依頼回数 176 回 派遣人数 559 人 継続	子育て総合センター

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
2章 子どもを健やかに育む環境づくり				
1節 子どもの遊び場・居場所づくり				
	12101 公園施設のバリアフリー化等の推進	公園入口部の段差解消、階段のスロープ化、手すり、車止めなどの設置を行う。	整備箇所 2 か所 継続	公園緑地G
	12102 公園等の整備の推進 【重点】	「緑の基本計画(平成 14 年 10 月)」に基づいて公園緑地を整備する。地域コミュニティの場となるとともに、子どもの安全・安心に配慮しつつ、のびのびとした遊びを通して、子どもが好奇心を持てる公園づくりをめざす。	都市公園整備数 6 か所(計 428 か所) 拡充	公園緑地G
	12103 公園の安全対策	公園の遊具を点検し、計画的に補修改良等を行う。	(H21 年度新規事業) 継続	公園緑地G
	12104 児童館・児童センター 【重点】	地域における子育て支援の拠点として、在家庭の子育てを支援する講座やサロンなどを設け、相談業務にも取り組む。コーディネート機能を強化し、児童虐待やネグレクトなどの早期発見に取り組み、関係機関との連携を図る。また、児童のレクリエーションセンターとして、健全で楽しい遊び場を与え、育成を行う施設として運営する。	児童館数 8 か所 延利用者数 227,786 人 拡充	子育て企画・育成G
	12105 みやっこキッズパーク 【重点】	子育て総合センターの屋外施設として設置。自然の中で、自由に遊びながら創造性を培い、仲間づくりができるよう多様な活動ができる場を提供する。自分の責任で遊ぶことを原則とする。	延利用者数 25,802 人 拡充	子育て総合センター
	12106 子どもの遊び場開放事業 【重点】	子どもや親子の自由な遊び場として、毎土曜日の午前中、小学校の運動場を開放する。(ただし、夏季・冬季・春季休業日及び祝日並びに学校行事がある場合は除く)	利用者数 16.5 人/日 継続	社会教育G
	12107 放課後子ども教室推進事業 【重点】	社会教育施設や学校施設を活用して、子どもたちの居場所(活動拠点)を整備するとともに、地域の教育力等を生かして様々な体験活動や地域住民との交流等を図る。	実施箇所 1 か所 延利用者数 20 人/日 拡充	社会教育G
	12108 学校体育施設の開放 【重点】	市民の身近な生涯スポーツの場所として、市内各小学校等の体育施設を開放、整備する。	延利用者数 616,268 人 継続	スポーツ振興課
	12109 宮水ジュニア事業 【重点】	小学4年生から中学生までを対象とした文化的講座事業に取り組み、異年齢集団の中での仲間づくりや多様な体験学習の機会を提供する。講師には専門的な知識、技術を持った人をボランティアとして迎えるなど、地域の教育力を生かす。また、中学生等を対象にした発達段階に応じた講座の開設や障害のある子どももより参加しやすい講座を実施する。	講座数 44 講座 拡充	中央公民館

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
2節 地域との協働で進める子育て支援の推進				
	12201 児童委員・主任児童委員の活動(子育て支援事業)	児童委員及び主任児童委員が地域において子どもに関する相談や支援を実施する。	相談・支援延件数 2,711件 継続	高齢福祉G
	12202 児童館における地域交流事業	児童館・児童センターなどで、三世代の交流会を実施し、地域との交流を図る。	参加人数 1,636人 拡充	子育て企画・育成G
	12203 児童館母親クラブの活動支援事業	児童館を拠点に活動する母親クラブの活動を支援し、地域で子育て支援できるボランティアの人材育成を行う。	母親クラブ数 5か所 拡充	子育て企画・育成G
	12204 子育てサークル支援事業 【重点】	子育てサークルなどの自主的な活動団体に対し、その立ち上げ支援や情報提供、人材育成などの支援を行う。	登録数23グループ 利用回数259回 拡充	子育て総合センター
	12205 「子育て地域サロン」への補助事業 【重点】	公共施設等を利用し、地域のボランティアが主体的に実施している地域における子育てのサロンに対して運営補助や研修などを行い、地域のコミュニティづくりを進め、地域の活性化を図る。	開催箇所数 33か所 利用者数 25,950人 継続	子育て総合センター
	12206 スポーツクラブ21	小学校区ごとに40クラブ設置。各クラブでは多世代が参加できるよう競技性のあるスポーツから気軽に楽しめるスポーツまで、可能な範囲で様々な種目を実施。また、地区運動会や各種スポーツイベントを開催し、地域の交流を深める場の提供も行う。	延会員数 14,343人 継続	スポーツ振興課
	12207 地区青少年愛護協議会の活動	各小学校区を単位として地域の青少年育成団体等で結成された地区青愛協が、地域を拠点に異年齢・異世代交流や体験を通じた健全育成のための事業や、子どもたちを見守る活動を行う。	設立数 38地区 継続	青少年育成G
	12208 西宮市子ども会協議会の活動	子ども会が一堂に集う「子ども会大会」や「ふるさと町の探検団」、「文化サークル活動」等を実施。幼児(3～5歳)や小・中学生を対象に、地域において、子どもの健全な育成を目的に、スポーツ活動、野外活動、屋内活動などの遊びを中心にした取り組みをしている。	子ども会大会 参加者数 891人 継続	青少年育成G
	12209 市民企画講座	公民館事業における市民の参画と協働をさらに進めるため、現代的課題をテーマとした公民館講座の企画と、運営を公募により選考された市民団体が受託実施する。	実施企画数 4企画 継続	中央公民館
3節 ふれあい・体験等を通じた育成活動の推進				
	12301 エコツアー	市域の良好な自然環境を幅広く認知してもらうことにより、自然との共生を図ることを目的に実施する。	参加者数 72人 継続	環境学習推進G

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
	12302 環境学習サポートセンターの活用	館内には市内の河川や水路に生息する淡水魚など約20種類の生き物を水槽展示する「ミニミニ水族館」、環境保全に関する書籍1500冊を揃えた「環境図書コーナー」などを設置している。相談窓口では、子どもから大人までの環境活動・学習に関する質問や相談にアドバイス等を行う。	来館者数 17,228人	環境学習推進G
			継続	
	12303 甲山自然環境センターの活用	甲山自然の家、甲山キャンプ場及び社家郷山キャンプ場と、自然学習館を合わせて甲山自然環境センターとして開設。自然の家とキャンプ場では自然体験活動や環境学習、甲山保全森林サポーター育成講座及び青少年育成事業のサポートを実施。自然学習館ではハイカーなどへの周辺環境の情報発信を行う。	来館者数 46,624人	環境学習推進G
			継続	
	12304 甲子園浜自然環境センターの活用	自然と人の共生を目的として、甲子園浜の良好な環境の保全と、海浜及び干潟における自然体験活動及び環境学習並びに各種の研修及び交流を通じて、市民の自主的な環境に関する活動を支援する。	来館者数 22,082人	環境学習推進G
			継続	
	12305 地球ウォッチングクラブ(EWC)エコカード事業	子どもたちが自主的・継続的に環境に関われる仕組みとして「こども環境活動支援ネットワークシステム」を推進する。EWCエコカードシステム(市内の全小学生と保護者に学校から「エコカード」と「保護者用の活動の手引き」を配布)	アースレンジャー 認定者 4,030人	環境学習推進G
			継続	
	12306 ちきゅうとなかよしカード事業	「ちきゅうとなかよしカード」は、幼児が、環境に対する生活習慣を身につけたり、自然に親しむ活動を行ったときに、先生からスタンプを押してもらった活動。保育所の3・4・5歳、幼稚園4・5歳を対象に「ちきゅうとなかよしカード」を配布。	参加園 幼稚園2園 保育所23園	環境学習推進G
			拡充	
12307 小学校各種スポーツ大会・教室の開催	野球、バレーボール、サッカー、バドミントン、卓球、駅伝などの大会やつどいを実施する。また、プロスポーツ選手などの指導によりサッカー、バレーボールなどの教室を開催する。	実施回数 15回	スポーツ振興課	
		拡充		
12308 家族ふれあい事業	家族のふれあいや家族間の交流を図るため、キャンプ、ヨット・カヌー親子体験教室、ウォークラリー等ファミリー対象の事業を、年間を通じて実施する。	実施回数 9回	青少年育成G	
		継続		
12309 こども野外活動体験事業	子どもたちが小さい頃から自立や生きる力を育み、社会の中で必要になる規律や協調性を身につけることができるように、小学校3年生以下の子どもたちに、家庭を離れてキャンプ等の野外活動や異年齢による集団活動を体験させる事業を実施する。	(H21年度新規事業)	青少年育成G	
		継続		
12310 青少年育成支援事業	青年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会等が行い、次世代育成を通じて地域の貢献や活性化に寄与する、青少年を対象とした青少年育成事業を支援する。	(H21年度新規事業)	青少年育成G	
		継続		
12311 青少年ふれあい事業	地域の青少年育成を目的とする団体(青少年愛護協議会、子ども会等)と青少年ボランティアとが連携し、甲山周辺をフィールドとした自然に親しむ野外活動の実施を通じて、地域の子どものふれあいを図ることを目的に、野外活動事業を実施する。	実施地区数 5地区	青少年育成G	
		継続		

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
	12312 にしのみやキッズ・アウトドア教室	異年齢による集団生活を通して、規律、共同、奉仕の精神を培い、野外活動の体験を深めて、ジュニアリーダーとしての素質を養うため、小学4年生から中学3年生を対象として実施する。	実施回数 年間8回	青少年育成 G
			継続	
	12313 野外活動リーダーセミナー	野外活動リーダーの技術・知識の向上を図るべく、セミナーを実施する。	実施回数 年間5回	青少年育成 G
			見直し・改善	
	12314 野外活動リーダー養成講座	野外活動の指導員をめざす青少年が今後リーダーとして活動するにあたって、基礎的な知識や技術を習得するために講義や実習を実施する。	新規登録者数 8人	青少年育成 G
			見直し・改善	
	12315 子ども映画会	夏・春休みに、映画鑑賞を通じて公民館に集まり、異年齢の子どもたちが交流する場を提供する。	延参加人数 1,855人	中央公民館
			継続	
	12316 図書館(児童)サービス	図書館でのおはなし会、ビデオ映写会、図書館おはなしボランティアの養成・派遣等を行う。	開催回数 おはなし658回 ビデオ112回 ボランティア145回	中央図書館
			継続	
12317 市内学校における西宮市オリジナル植物を活用した環境学習事業	子どもたちが市オリジナル植物の挿し芽等の作業を行い、植物への関心を深め、植物を世話し、その成長を観察することで豊かな感性や緑化・環境への意識を育む。また作業を地域緑化ボランティアなどとともに実施し、校内から家庭・地域緑化への展開をめざし、「学校を起点とした地域緑化推進活動」のきっかけとなることをめざす。	参加人数 1,055人	花と緑G	
		継続		
12318 貝類館子ども対象事業	マーメイド号探検隊、親子・磯の生物観察会、七夕まつり、夏休み貝と粘土の工作教室などを行う。	展示・講座件数 19件	文化振興G	
		継続		
12319 0歳からのコンサート	クラシックの名曲から子どもが大好きなリズムカルな曲まで、親子で音楽を楽しんでもらうため、0歳児から入場できるコンサートを開催する。	参加人数 538人	文化振興G	
		継続		
12320 人形劇の定期公演と講座	西宮は人形劇発祥の地であることから、人形劇のまちとして盛り上げていこうと、人形劇の定期公演と、ワークショップを開催。	定期公演数 5回	文化振興G	
		拡充		
12321 文化(音楽)活動	少年合唱団の育成、演奏会の開催などの音楽活動を行う。	演奏会の開催・ 参加回数8回	文化振興G	
		継続		

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
3章 経済的な支援の充実				
	13001 乳幼児等医療費助成	中学3年生までの乳幼児等の医療費のうち、健康保険適用分の一部負担金を助成する。小学4年生から中学3年生については、入院費のみの助成であったが、平成22年度からは外来医療費も助成する。	受給者数 35,066人 拡充	医療年金G
	13002 高等学校奨学金	経済的理由により就学困難な人に対して教育の機会均等を図るため奨学金を給付する。	支給人数 1,873人 継続	学事・学校改革G
	13003 在日外国人学校就学助成	在日外国人学校に在籍している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために援助する。	支給人数 56人 継続	学事・学校改革G
	13004 小・中学校就学奨励助成	市立小・中学校に在学している児童生徒の保護者で経済的に困窮している人に奨励金を支給する。	認定者数 小学 4,477人 中学 2,182人 継続	学事・学校改革G
	13005 児童手当 (子ども手当)	小学校6学年修了前までの児童を養育している人に現金を支給する。平成22年度は、「子ども手当」として、所得制限を設けず、支給対象を中学校3年生まで拡大し、支給額も年齢に関係なく月額13,000円に統一される予定。	受給者数 27,073人 拡充	児童・母子支援G
	21103 [再掲] 出産育児一時金	国民健康保険の加入者が、出産した際に、その出産費用の一部を支給する制度。平成21年10月より38万円から42万円に拡充。	受給者数 518人 継続	国民健康保険G
	21104 [再掲] 助産費用の助成	経済的な理由から助産費用が用意できない妊産婦に対し、市の指定する病院に入院して出産することができる。	利用件数 0件 継続	児童・母子支援G
	42501 [再掲] 私立幼稚園就園奨励助成	私立幼稚園に就園する幼児の保護者に経済的負担の軽減と公私幼稚園保育料の格差是正を図るため助成する。	助成人数 5,949人 拡充	学事・学校改革G
	61201 [再掲] 母子家庭等医療費助成	母(父)子家庭に対し、医療費のうち、健康保険適用分の一部負担金を助成する。	受給者数 8,333人 継続	医療年金G
	61203 [再掲] 児童扶養手当 【重点】	父と生計をともにできない児童の母や、母に代わって児童を養育している人に支給する。	受給資格者数 3,218人 見直し・改善	児童・母子支援G
	61301 [再掲] 障害者医療費助成	障害者・児に対し、医療費のうち、健康保険適用分の一部負担金を助成する。	受給者数 5,130人 継続	医療年金G
	61304 [再掲] 特別児童扶養手当	身体または精神に障害のある20歳未満の児童を養育している人に手当を支給する。	受給資格者数 684人 継続	児童・母子支援G

基本目標2：母と子の健康を支えるまちづくり

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
1章 子どもや母親の健康の確保				
1節 安心して妊娠・出産ができる環境づくり				
	21101 特定不妊治療費助成事業 【重点】	次世代育成支援の一環として、体外受精及び顕微授精(特定不妊治療)を受けた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、治療費助成事業を実施。	助成件数 373件 継続	健康増進課
	21102 双子・三つ子の親になる人のつどい	双子・三つ子の両親を対象とした集いを開催する。	開催回数6回 参加人数54人 継続	健康増進課
	21103 出産育児一時金	国民健康保険の加入者が出産した際に、その出産費用の一部を支給する制度。平成21年10月より38万円から42万円に拡充。	受給者数 518人 継続	国民健康保険G
	21104 助産費用の助成	経済的な理由から助産費用が用意できない妊産婦に対し、市の指定する病院に入院して出産することができる。	利用件数 0件 継続	児童・母子支援G
	21105 育児セミナー(両親学級) 【重点】	初妊婦とその配偶者を対象に、西宮市の子育て支援サービスの紹介や父親の育児参加についての講演、赤ちゃんの抱き方、沐浴の仕方、ビデオ上映などを行う。	参加者率 36.7% 見直し・改善	保健サービス課
	21106 出産前小児保健指導	妊婦の育児不安の軽減のために、産婦人科医の紹介により、小児科医が育児等についての保健指導を実施する。	産婦人科紹介者数 92件 小児科相談利用者数 78件 継続	保健サービス課
	21107 妊婦健診費助成事業 【重点】	妊婦が安心して出産を迎えられるよう、健診費用の内、国の妊婦健康診査公費負担拡充の方針を踏まえ、平成21年4月より14回分70,000円に助成を拡充し、健診費用の負担軽減を図る。	申請者数5,441人 助成回数19,991回 継続	保健サービス課
	21108 妊産婦健康相談	妊産婦を対象に助産師・保健師による個別相談を行う。	開催回数12回 相談者数39人 拡充	保健サービス課
	21109 訪問指導(妊産婦対象) 【重点】	妊産婦を対象に、地区保健師が家庭訪問し、子育て等について助言や相談を行う。	延件数 983件 見直し・改善	保健サービス課
	21110 母子健康手帳の配布 【重点】	出産までの妊婦の健康状況やアドバイス、出生時の記録、出産後の予防接種や子どもの成長記録等を記入する手帳を妊娠届提出時に交付する。	交付数 5,220件 継続	保健サービス課

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
	21111 マザークラス(母親学級) 【重点】	妊娠中期の初妊婦を対象とした講座で、仲間づくりをめざしたグループワークも実施する。山口・塩瀬地区では妊婦を対象に実施。	参加者数 523人	保健サービス課
	拡充			
	21112 マタニティマーク普及啓発事業	妊婦にやさしい環境づくりと妊婦への気遣いの意識を高めることを目的とし、マタニティマークの普及啓発活動をストラップの配布やポスターやリーフレットの設置などにより実施する。	ストラップ配布数 5,118件 リーフレット設置 箇所数 37か所	保健サービス課
	継続			
2節 育児不安の解消や子どもと母親の健康確保				
	21201 親子の歯の教室	乳幼児とその親を対象に歯科疾患の早期発見、予防に関する保健指導を行う。	開催回数 22回 参加者数 164組	健康増進課
	継続			
	21202 ストレスチェック事業 (4か月児健診)	4か月健診受診児の保護者を対象に、4か月健診の問診票送付時にストレスチェック票を同封し、健診前に保護者のストレス度を自己チェックしてもらい、健診当日、チェック票でストレス度が高い人等を対象に個別相談を実施し、保護者のこころの健康づくりに役立てる。	受診者数 4,557人 個別相談 299人	健康増進課
	継続			
	21203 子どものアレルギー講座	子どものぜん息やアレルギー疾患に関する理解を深め、健康回復、発生予防に役立てることを目的に実施。内容は、医師、栄養士などによる講義、質疑応答。	実施回数 4回 来所延人数 188人	保健サービス課
	継続			
	21204 小児気管支ぜん息予防健康診査 (4か月、1歳6か月)	4か月及び1歳6か月児健康診査受診乳幼児に、アレルギーに関する問診、診察、育児相談、栄養指導を行う。必要な乳幼児に対し、ぜん息相談事業を紹介している。	受診数 4か月 1,965人 1歳半 1,492人	保健サービス課
	継続			
	21205 育児発達相談 【重点】	乳幼児健康診査において、精神発達に経過観察を要する概ね1歳6か月から就学前までの幼児や、育児不安や養育上に課題のある保護者に対して心理相談員や保健師等が個別もしくは集団で相談・助言を行う。	相談回数・人数 (個) 138回、488人 (集) 131回、656組	保健サービス課
	拡充			
	21206 子育て講座 「よちよち広場」	児童館等で、親の交流の場を提供するとともに、子どもの発達を踏まえた育児への理解を深めるなど育児の支援を目的に、保健師、栄養士、歯科衛生士による講話等、子育て企画・育成グループと共催で実施している。	参加者延数 2,010人	保健サービス課
	継続			
	21207 10か月児アンケート健康診査 【重点】	心身の発達の節目である10か月児の発育発達と、保護者の育児状況等についてアンケート形式で行う健康診査。	(H21年度新規事業)	保健サービス課
	見直し・改善			
	21208 10か月児アンケート健康診査フォロー事業 (すくすく相談会)	10か月児アンケート健康診査の結果で、発達に経過観察が必要な児や育児ストレスが高い保護者に、案内文を送付。予約制で、身体計測、小児科診察、臨床心理士、理学療法士(作業療法士)による集団指導、歯科衛生士・栄養士による個別相談、保健師による育児相談等を実施している。	(H21年度新規事業)	保健サービス課
	継続			

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
	21209 精神発達相談 【重点】	乳幼児健康診査等で言語や精神発達に遅れのみられる幼児について臨床心理士による発達検査、小児精神科医による診察、相談を行い、必要に応じて相談機関や療育施設などを紹介している。	実施回数 21 回 相談延人数 43 人	保健サービス課
			継続	
	21210 ぜん息アレルギー相談	小児を対象とし、ぜん息やアトピー性皮膚炎、食物アレルギーなどの疾患について医師と栄養士が個別に相談に応じている。また、併せて環境衛生課のダニ相談を実施している。	実施回数 12 回 相談延人数 44 人	保健サービス課
			継続	
	21211 ぜん息児童キャンプ	ぜん息に罹患している小学校4年生の児童を対象に、3泊4日のキャンプを行い、療養生活指導、リハビリテーション指導、野外活動等を実施する。	参加児童数 31 人	保健サービス課
			継続	
	21212 定期予防接種事業 【重点】	予防接種法に基づき定期の予防接種を行う。	延接種人数 54,599 人	保健サービス課
			継続	
	21213 乳幼児発達相談	4か月児健康診査、乳児健康相談等で運動発達に遅れがみられる児を対象として、小児科医による診察や理学療法士または作業療法士による遊び方指導などを行う。	実施回数 24 回 相談延人数 244 人	保健サービス課
			継続	
21214 訪問指導 (新生児・乳幼児対象) 【重点】	新生児、乳幼児等を対象に、地区保健師が家庭訪問し、子育て等について助言や相談を行う。	訪問件数 1,409 件 (乳幼児等)	保健サービス課	
		見直し・改善		
21215 保健福祉センターの設置・運営 【重点】	地域保健法に基づき、地域住民の身近な場所で健康診査や保健指導、健康相談など各種保健サービスを提供する。	設置箇所数 2 か所	保健サービス課	
		拡充		
21216 4か月児健康診査 【重点】	身体面・精神面及び神経学的発達の節目となる4か月児を対象に、疾病や発達障害、虐待を早期発見するため小児科・整形外科などの総合的な健康診査を行うとともに、子育て支援として育児や栄養などの相談、助言を行う。また、ストレスチェックより、必要者に臨床心理士が個別相談を行っている。	受診率 96.1%	保健サービス課	
		拡充		
21217 1歳6か月児健康診査 【重点】	身体面・精神面の発達において重要な時期である1歳6か月児を対象に、疾病や発達障害、虐待を早期発見するため小児科・歯科などの総合的な健康診査を行うとともに、子育て支援として育児や生活習慣、栄養、むし歯予防などの相談、助言を行う。	受診率 95.1%	保健サービス課	
		拡充		
21218 3歳児健康診査 【重点】	身体面・精神面の発達において重要な時期である3歳児を対象に、疾病や発達障害、虐待を早期発見するため小児科・歯科・視聴覚などの総合的な健康診査を行うとともに、子育て支援として育児や生活習慣などの相談、助言を行う。	受診率 91.7%	保健サービス課	
		拡充		

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
2章 食育の推進				
1節 食生活に関する学習機会や情報の提供				
	22101 子どもの食生活実態調査 の実施及び啓発の充実	市内小学校5年生の児童とその保護者を対象に食生活の実態調査を実施。朝食の摂取内容と生活行動との関係性を調査したところ、朝食をしっかりと摂っている児童は友人との関係、学業の理解度、感情の安定においてもいい評価結果が出た。そのことから、子どもの食生活に関して内容をまとめた冊子等を作成の上で、啓発活動を実施し、保護者や教員に対して研修会を行っていく。	研修回数 2回 拡充	学校保健G
	22102 食教育の指導の充実	給食・食育フェアなどを通じて、子どもたちの食生活・食習慣に関する指導を家庭・地域社会と連携して行う。	宮っ子給食・食育 フェア参加人数 350人 拡充	学校保健G
	22103 食に関する指導計画の 策定 【重点】	学校教育における食育推進状況の充実を図るために、すべての学校において計画的、継続的な食に関する指導を実践していくための食育推進体制・組織の整備、食に関する指導の全体計画・年間指導計画の策定を推進していく。	小学校策定率 80% 拡充	学校保健G
	22104 食育に関するイベントの 開催 【重点】	食育を推進する関係機関・団体等と連携し、イベントを開催することにより、家庭における食育の重要性の啓発と食育活動への積極的な参加を促す。	- 新規実施	健康増進課
	22105 食育の情報提供 【重点】	市政ニュースやリーフレットを通じて、また保健所ホームページに食育に関するコーナーを設けるなど、健全な食生活について広く市民に情報提供する。	実施 拡充	健康増進課
	22106 マザークラス料理教室 【重点】	マザークラス受講者のうちの希望者を対象に、妊娠期に必要な栄養の摂れるメニューを実際に調理する。	開催回数6回 参加者数150人 継続	保健サービ ス課
	22107 離乳食講座、幼児食講 座、家族でつくる離乳食 講座、アレルギー幼児食 講座【重点】	栄養士による、離乳食・幼児食・アレルギー食についての講義と試食、調理実習などを行う。	開催回数20回 参加組数501組 拡充	保健サービ ス課
	31306 [再掲] 保育所給食の充実	食物アレルギー児の除去食給食の個別対応や、調理員等給食担当者の研修など食育への取り組みを行う。	実施箇所数 公立保育所23か所 継続	保育所事業 G
2節 子どもによる食事づくり等の体験学習の提供				
	22201 学校における食農体験の 取り組み 【重点】	小学校の生活科を通して、校庭で栽培した野菜を収穫し、調理実習を体験する。また校庭を改良したり、地域の水田を利用して米作り体験を一部学校において実施する。	実施校 42校 継続	学校教育G
	22202 幼稚園における食育の取 り組み 【重点】	公立幼稚園で栽培した野菜や果物などの食材を使用し、試食を行う。	実施箇所数 21園 継続	学校教育G

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
	22203 食育活動を進める地区組織の育成及び活動支援	地域において「食」に関する様々な活動に取り組んでいる食生活改善推進員や地域活動栄養士を育成し、市内各地での食育教室の実施等食育活動を支援する。	体験教室実施回数 16 回 参加人数 523 人	健康増進課
	継続			
	22204 保育所における食育クッキング 【重点】	保育所で栽培した野菜や果物などの食材を使用し、調理体験、試食を行う。	実施箇所数 43 か所	保育所事業 G
	継続			
3章 思春期保健対策の充実				
	23001 性教育指導の指針作成	関係部局で意見交換し、性教育指導の指針を作成する。	庁内連絡会議 3 回	学校教育 G
	見直し・改善			
	23002 学校精神保健事業	複雑・多様化する子どもの心の健康問題やケアを必要とする子どもに対し、教員が適切な指導・援助ができるよう、専門家からアドバイスを受けるコンサルテーションを全学校園で実施する。	開催回数 96 回	学校保健 G
	継続			
	23003 性に関する相談医制度	専門医が性に関する相談に応じる。	相談回数 0 回 研修会回数 1 回	学校保健 G
	継続			
	23004 思春期保健事業	思春期の子どもやその保護者等を対象に、生理・心理・社会の各側面から思春期保健に関する知識の普及を行い、健康的で豊かな人間性を持った男女を育成できるよう指導を行う。	開催回数 3 回 参加人数 190 人	健康増進課
	見直し・改善			
	23005 出前健康講座「喫煙防止教育」	医師・保健師がタバコの依存症や害等について説明し、喫煙防止教育を行う。	講座回数 2 回 参加人数 613 人	健康増進課
	継続			
	23006 家庭における性教育実施の啓発活動	家庭における性教育の手引書の刊行・配布。また、PTA や青少年愛護協議会等に性教育に関する講演会や研修会の開催を依頼する。	手引書の 配布部数 440 部	青少年補導 G
	見直し・改善			
4章 小児医療の充実				
	24001 中央病院小児救急	病院群輪番制の中で毎週月・火の夜間の小児救急に対応している。	受診者数 854 人	中央病院医 事課
	継続			
	24002 在宅当番医制	市内 33 の医療機関が参加し、当日の当番病院の案内は、新聞や西宮市消防テレホンサービスで行う。	受診者数 7,539 人	保健サービ ス課
	継続			
	24003 小児救急医療相談	小児患者の症状に不安のある保護者からの相談に対し、看護師等による対応方法等の助言及び適切な受診医療機関の紹介などを行う電話相談体制を、阪神南圏域(西宮市・尼崎市・芦屋市)の連携で整備する。	相談件数 1,328 件	保健サービ ス課
	継続			

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
	24004 第2次救急医療小児科病院輪番制の整備	兵庫県及び阪神南圏域の尼崎市・芦屋市と連携し、阪神南圏域における第1次救急機関からの小児科患者転送を受け入れる第2次救急医療機関の小児科病院群輪番制事業を実施し、休日・夜間の小児救急患者を受け入れる医療機関の確保を図る。	受診者数 2,078人	保健サービス課
	継続			
	24005 西宮市応急診療所	内科・小児科を開設し、すべての日の夜間の準夜帯と、日曜・祝日・年末年始の昼間、土曜の午後に診療を行う。	受診者数 16,550人	保健サービス課
	継続			
24006 病院群輪番制	阪神南圏域の10病院が当番日を割り当て、休日の昼間と夜間、平日の夜間に受け入れる。	受診者数 6,777人	保健サービス課	
継続				
13001 [再掲] 乳幼児等医療費助成	中学3年生までの乳幼児等の医療費のうち、健康保険適用分の一部負担金を助成する。小学4年生から中学3年生については、入院費のみの助成であったが、平成22年度からは外来医療費も助成する。	受給者数 35,066人	医療年金G	
拡充				

基本目標3：子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
1章 保育サービスの充実				
1節 保育所の待機児童解消				
	31101 新たな待機児童対策への取り組み 【重点】	年齢や地域バランスを考慮した低年齢児(0～2歳児)専用の保育所や賃貸物件による保育所の整備など、特に低年齢児の需要に対する取り組みについて、ニーズに応じた柔軟な待機児童対策に取り組む。	-	子育て企画・育成G
	新規実施			
	31102 認可保育所の整備 【特定】 【重点】	保育所の待機児童解消のため、新設整備を進め、定員増を行う。	認可保育所整備 定員数60人増 (計4,250人)	子育て企画・育成G
	拡充			
31103 家庭保育所・保育ルーム 【重点】	家庭的な雰囲気の中で、昼間家庭で保育することができない低年齢児(0～2歳児)の保育を行う。	箇所数 11か所	保育所事業G	
拡充				
31104 低年齢保育の拡充 【特定】	保育所の新設整備を進め低年齢児(0～2歳)の定員増を行う。	定員1,609人 在籍2,005人	保育所事業G	
拡充				

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
2節 多様な保育サービスの充実				
	31201 認定こども園 【重点】	幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもを保護者の就労の有無に関わらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う施設で、県知事が認定する施設。	- 新規実施	子育て企画・育成G 学事・学校改革G
	31202 にしのみやしファミリー・サポート・センター事業 【特定】 【重点】	地域の中で子どもを預け、預かりあう事業。「提供会員(預かる)」と「依頼会員(預ける)」がそれぞれ会員登録をして、お互いが助け合いながら、地域での援助活動を行う会員制の事業。	会員数 2,870 人 活動件数 7,932 件 拡充	子育て総合センター
	31203 延長保育 【特定】 【重点】	保護者の就労形態の多様化に対応し、保育時間の延長を必要とする児童に対する保育を行う。	実施箇所数 45 箇所 拡充	保育所事業 G
	31204 休日保育 【特定】 【重点】	日曜・祝日等の勤務等により、児童に保育が欠ける場合の保育需要に対応する。	- 新規実施	保育所事業 G
	31205 産休明け保育	産休明けに、保育を必要とする人のために受け入れを行う。	認可保育所29 箇所 家超保育所7 箇所 拡充	保育所事業 G
	31206 病児・病後児保育 【特定】 【重点】	病気などで集団での保育が困難な小学校3年生までの児童を、家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関等に付設した施設で一時的に預かる。	定員 2 名 拡充	保育所事業 G
	31207 民間保育所への助成	民間保育所への運営費の助成として、延長保育事業費等を助成する。障害児保育事業や産休明け保育事業、地域子育て支援事業など、特別保育事業の充実のための助成を行うことによって、保育サービスの多様化を図る。	実施箇所数 26 箇所 拡充	保育所事業 G
3節 保育サービスの質の向上				
	31301 環境保育の取り組み	保育所での自然体験の場としてビオトープづくりをし、園庭の環境を豊かにするとともに、子どもたちが自然環境に目を向け、将来にわたって自然を大切にする基礎を育む。	実施箇所数 公立 23 箇所 継続	保育所事業 G
	31302 苦情解決制度の充実 【重点】	児童福祉施設における苦情解決の仕組みを充実し、中立的な立場で苦情解決を支援する第三者委員を設置し、保育サービスの質の向上を図る。	第三者委員 設置箇所数 48 箇所 拡充	保育所事業 G
	31303 認可外保育施設への支援	保育・保健にかかる施設からの相談について、保育士・保健師による電話相談・派遣等を行う。	電話相談: 5 件 派遣: 3 件 情報提供: 24 件 継続	保育所事業 G

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
	31304 年齢枠をはずした保育	子どもが自ら遊びを見つけ、試す、さわるなどができる場を設定し、主体性を育む保育を創造する。	実施箇所数 公立 19 か所	保育所事業 G
			継続	
	31305 保育士対象の環境教育 連続講座	保育活動での自然体験活動の必要性や身近な所での実践方法を学習する。	実施回数 3 回	保育所事業 G
			継続	
	31306 保育所給食の充実	食物アレルギー児の除去食給食の個別対応や、調理員等給食担当者の研修など食育への取り組みを行う。	実施箇所数 公立保育所 23 か所	保育所事業 G
			継続	
	31307 保育所職員の資質の 向上 【重点】	公立・民間共通で、各種職員研修を行う。また、保育リスクマネジメントを実施し、安全教育の徹底を図る。	研修実施回数 専門 7 回 研究会等 5 回	保育所事業 G
			拡充	
	31308 保育所等における保健 業務	保育所巡回指導で入所児の発達確認や健康上問題のある子どもをフォローする。	実施箇所数 認可 52 か所(分園含む) 家庭保育所・保育 ルーム 11 か所	保育所事業 G
			拡充	
	31309 保育所の施設整備の 促進 【重点】	保育所は開設後 25～30 年以上経過した施設が多く、老朽化が進んでいるため、計画的な改修及び防犯設備等の整備に取り組む。	5 か所(中長期 実施計画、建替え等)	保育所事業 G
			拡充	
	31310 保育所の第三者サービス 評価事業 【重点】	保育サービスの質の向上を図るため、公正・中立な第三者が、専門的客観的な立場から評価する仕組みを導入する。	実施箇所数 22 か所	保育所事業 G
			見直し・改善	
	61314 [再掲] 統合保育の実施	「共に育つ」の視点のもと、保育士を加配し障害児保育の充実を図る。	拠点保育所 18 か所 その他受入 18 か所 加配対象 68 人	保育所事業 G
			継続	
4 節 留守家庭児童育成センターの充実				
	31401 留守家庭児童育成センタ ー環境整備事業	施設の老朽化や障害児受け入れに伴うバリアフリー化に対応するため、環境整備を行う。	-	子育て企 画・育成 G
			新規実施	
	31402 留守家庭児童育成センタ ー設置運営	保護者が昼間家庭にいない小学校 1～3 年生児童の放課後の健全な育成を図るため、留守家庭児童育成センターを設置運営する。障害のある児童については、小学校 6 年生まで利用できる。	延利用児童数 29,813 人	子育て企 画・育成 G
			拡充	

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
	31403 留守家庭児童育成センター待機児童の解消 【特定】	留守家庭児童育成センターの待機児童等を解消するため、施設の新・増築等を行う。	整備定員数 60 人増 (計 2,860 人)	子育て企画・育成G
			拡充	
	31404 留守家庭児童育成センター利用時間の延長	留守家庭児童育成センターの開所時間(開始・終了)の延長に向けた取り組みを進める。	延長実施 4校区	子育て企画・育成G
			拡充	
	61303 [再掲] 留守家庭児童育成センターにおける障害児の受け入れ	留守家庭児童育成センターにおいて、障害の程度等により指導員を加配し、1～6年生の障害児童の受け入れを行う。	受け入れ児童数 77人	子育て企画・育成G
			継続	
2章 仕事と生活の調和の実現				
1節 働きやすい環境づくりの推進				
	32101 事業主に対する広報啓発 【重点】	育児休暇等の取得、子育て期間中の短時間勤務等の企業風土や職場環境の整備推進への呼びかけや講演会等によりワーク・ライフ・バランスを促進するため広報啓発を図る。	講演会実施回数 年1回	勤労福祉課
			拡充	
	32102 事業主に対する情報提供 【重点】	「労政にしのみや」等により、安心して子育てや介護ができる環境整備を促進するための助成金等に関する情報や関係法令等の情報提供を行う。	「労政にしのみや」 発行部数 3,000部	勤労福祉課
			拡充	
	32103 仕事と子育て両立への意識啓発 【重点】	家庭や職場での男女の固定的な役割分担意識解消のための啓発・学習事業を実施する(受講中の託児実施)。男性対象に、地域活動・家庭生活等への参画支援のための各種講座を開催する。	男性向け講座 開催回数 3回	男女共同参画推進課
			継続	
2節 子育て世代等への就労支援				
	32201 スキルアップ事業	勤労者講習会により、就職活動に有効なスキルアップをめざす。パソコン講習会、簿記講習会、IT パスポート試験講習会等を開催する。	受講者数 133人	勤労福祉課
			継続	
	32202 若年労働者キャリア形成支援・相談事業	職場での悩み、将来の職業設計、その他就職に関する悩みについて専門のカウンセラーが相談を受ける。	相談件数 49件	勤労福祉課
			継続	
	32203 労働相談	勤労福祉課で実施する労働相談において、国・県等の関係機関との連携を図る。	相談件数 235件	勤労福祉課
			拡充	
	32204 チャレンジ相談	就業中断後の女性の自立を支援するため、再チャレンジに向けた相談を実施する。	カウンセリング件数 7件	男女共同参画推進課
			継続	

基本目標4：教育環境の充実と健全育成のまちづくり

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
1章 次代の親の育成				
	41001 児童館における異年齢交流事業 【重点】	児童館を活用して、小学生から大学生までの幅広い年齢層の児童等と乳幼児や妊産婦とのふれあい、異年齢交流の場を提供する。	- 新規実施	子育て企画・育成G
	41002 ふれあい体験事業 【重点】	中学・高校・大学生を対象とした一般公募や、学校課外学習の受け入れを通して、乳幼児と関わる機会を設ける。	参加者数 69人 継続	子育て総合センター
	41003 ふれあい育児体験 【重点】	中学生・高校生が、保育所の子どもとふれあい体験を行う。	実施箇所数 公立保育所4か所 継続	保育所事業G
	42104 [再掲] 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業	公立中学校2年生全員が1週間、指導ボランティアとともに、2～6名程度の班単位で職場体験活動・文化活動・ボランティア活動など様々な体験活動を行う。	実施校数 中学20校、特別支援学校1校 継続	学校教育G
	42507 [再掲] 幼稚園・保育所・小学校連携推進事業 【重点】	幼稚園・保育所・小学校の教職員が授業や保育を相互に参観し、合同の研究会や研修会を通して相互理解に努める。また、一緒に遊んだり、合同保育や授業をすることで、異年齢での体験の機会の提供を行う。	参加156校園所 相互体験研修回数32回 継続	子育て総合センター 研修G
2章 子どもの生きる力の育成				
1節 確かな学力の向上				
	42101 学校サポートにしのみや 「いずみ」「ねっこ」 「ささえ」「みがき」 【重点】	「いずみ」…調べ学習や、地域学習に役立つ情報を蓄積し、子どもや教師が自由に活用できる仕組みの構築。授業用教材や補充教材を中心にデータベース化する。 「ねっこ」…基礎・基本の定着のため、反復練習を中心にしたワークシートの作成。 「ささえ」…地域の人の専門的な知識や技術・経験を学校の教育活動に生かすための支援を実施。 「みがき」…指導力の向上のため、研究推進をサポートする事業	実施率100% ささえ登録者数 8,726人 拡充	学校教育G
	42102 漢字・計算認定制度の構築	小学校の「漢字」「計算」の「ねっこシート」をWeb上で公開、家庭と学校からアクセスできるようにし、基礎・基本の定着と家庭学習の充実を支援している。	認定証発行人数 漢字読み9,338名 計算7,376名 見直し・改善	学校教育G
	42103 小・中一貫教育の推進 【重点】	小学校から中学校への移行において、学習面でのサポートを踏まえて、連続的な教育を推進する。	(H21年度新規事業) 拡充	学校教育G
	42104 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業	公立中学校2年生全員が1週間、指導ボランティアとともに、2～6名程度の班単位で職場体験活動・文化活動・ボランティア活動など様々な体験活動を行う。	実施校数 中学20校、特別支援学校1校 継続	学校教育G

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課	
			方向性		
	42105 チャレンジサポーター 事業	小・中・養護学校の放課後の時間などを活用して、個別の学習支援、漢字・計算認定に関わる支援、児童生徒の学習相談等を行う。	配置時間 6,540時間 見直し・改善	学校教育G	
	42106 科学教育の推進 (理科・生活科作品展など)	科学に対する関心や意欲を高めるため、理科・生活科作品展、理科相談教室、子どもコンピュータ教室などを開催・実施する。	作品展等来場者数、参加者数 3,333人 継続	研修G	
	42107 国際理解教育の推進	指導助手としてネイティブスピーカーを配置して小学校外国語活動、中・高の外国語教育及び国際理解教育の充実を図る。	外国人指導助手 8人配置 継続	研修G	
	42108 西宮湯川記念こども科学 教室	科学に対する関心や意欲を高めるため、西宮湯川記念こども科学教室を実施する。	参加人数 1,971人 継続	大学・生涯 学習推進G	
	42109 ライフサイエンスセミナー 高校生対象講座	若者に生命科学に関心を深めてもらう目的で、高校生を対象とした特別講座を実施する。	実施対象高校数 1校 継続	大学・生涯 学習推進G	
	2節 豊かな心と健やかな体の育成				
	42201 学校体育指導力の向上	各種研修会の開催や指導資料の作成などにより指導力の向上を図る。	研修回数 担当者会2回 実技研修会3回 継続	学校教育G	
	42202 市内学校体育大会の 充実	児童生徒の体力の低下傾向に対応するとともに、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎・基盤づくりを図る。	実施回数 年1回 継続	学校教育G	
	42203 文化的、体育的行事の 実施	学習活動の発表・表現の場として合同音楽会(小・中)、連合体育大会(小・中)、書写展、造形展、また、手をつなぐ子らの集い、手をつなぐ子らの作品展など、多様な文化的体育的行事を実施する。	実施回数 各年1回 継続	学校教育G	
	42204 学校園の定期健康診断	身体的疾病の早期発見・治療を進めるため、受診率を高めるとともに精度の向上を図る。	定期健康診断(内科)受診率99.3% 拡充	学校保健G	
42205 自然体験活動の推進	豊かな自然の中で、人や自然とのふれあいを通し、心身ともに健康な児童生徒の育成を図る。(小学校:自然学校5年生、環境体験事業 3年生対象)	実施校数 42校 継続	学校人権教育G		
42206 人権に関する 各種研修会の実施	人権教育地区別研修会や道徳教育担当者会、人権教育担当者会を実施し、道徳教育・人権教育を推進する。	開催回数 45回 継続	学校人権教育G		

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
	42207 生活実態調査に基づく 指導(学校保健委員会)	生活実態調査に基づき、食習慣を含めた生活習慣に関する指導を家庭・地域社会と連携して行う。	学校保健委員会 設置率: 98.4% 開催率: 88.9%	学校保健 G
			拡充	
	22103 [再掲] 食に関する指導計画の 策定 【重点】	学校教育における食育推進状況の充実を図るために、すべての学校において計画的、継続的な食に関する指導を実践していくための食育推進体制・組織の整備、食に関する指導の全体計画・年間指導計画の策定を推進していく。	小学校策定率 80%	学校保健 G
			拡充	
3節 信頼される学校づくり				
	42301 学校評価 【重点】	P D C A サイクルに基づき、教育活動や学校運営全般について、組織的、継続的に改善を行うことをめざす。また、その結果を公表、説明し、信頼される開かれた学校づくりを推進する。	結果公表 100%	学校教育 G
			継続	
	42302 教育連携協議会の活用 【重点】	学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、「共に育てる」という共通理解のもと、教育連携協議会を設置し、家庭と地域とともに歩む学校づくりを推進する。	(H21年度新規事業)	学校教育 G
			拡充	
	42303 教職員研修の充実	幼・小・中学校の教職員の指導力向上のため、職務研修・専門研修の充実を図る。	研修実施回数 169回	研修 G
			拡充	
4節 教育環境の整備				
	42401 情報教育の推進 【重点】	西宮市教育情報ネットワーク「EduNet」(エデュネット)を活用して情報教育を推進する。	活用した学校数 65校 学校での活用率 100%	学校教育 G
			拡充	
	42402 防災教育の推進	家庭や地域社会と連携して学校における防災体制の充実を図る。子どもたちが、災害から自らの生命を守るのに必要な能力や態度を育成する。	避難訓練実施校数 65校	学校教育 G
			継続	
	42403 学校の安全・安心対策 事業	小学校・特別支援学校で概ね午前中に校門での警備業務を行う。	校門警備員 配置率 100%	管理 G
			継続	
	42404 小・中学校のエレベーター設置 【重点】	階段の上下移動が困難な児童生徒に対応できるよう、小・中学校に順次エレベーターを整備する。	EV設置率 小学校 42.9% 中学校 65.0%	管理 G
			拡充	
	42405 小・中学校の整備 【重点】	老朽化した校舎の建替えや改築など、学校の整備を行う。	改築校数 完了1校 継続3校	施設計画 G
			継続	
5節 幼児教育の充実				
	42501 私立幼稚園就園奨励 助成	私立幼稚園に就園する幼児の保護者に経済的負担の軽減と公私幼稚園保育料の格差是正を図るため助成する。	助成人数 5,949人	学事・学校 改革 G
			拡充	

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
	42502 4歳児ランド	幼稚園未就園の4歳児を対象に幼児教育の機会を提供し心身の発達を助長する。	会場数4か所 参加人数37人 見直し・改善	学事・学校 改革G
	42503 (仮称)「西宮市の幼児教育のあり方」の策定 【重点】	就学前すべての子どもの幼児教育について、教育委員会及び健康福祉局を中心に、外部委員などを入れた総合的に審議の行える場を設け、(仮称)「西宮市の幼児教育のあり方」を策定する。	- 新規実施	学事・学校 改革G 子育て企 画・育成G
	42504 幼稚園教育担当の配置 【重点】	幼稚園教育のさらなる充実を図るため、教育委員会事務局に幼稚園教育担当を配置する。また、私立幼稚園との連携がスムーズにいくよう、幼稚園教育担当において私立幼稚園の窓口も担う。	- 新規実施	学事・学校 改革G
	42505 幼稚園地域ふれあい 事業	公立幼稚園において、親子遊び、異年齢交流、講話、子育て相談等を実施する。さらに、幼稚園が核となって地域の施設を利用し、地域とともに子どもたちのふれあい体験の場を設定する。	実施幼稚園数 21園 継続	学校教育G
	42506 幼児教育に関する調査・ 研究・研修	公私立に関係なく幼稚園、保育所等の関係機関と連携し、また子育てに関する各種支援事業を推進しながら、幼児教育に関する研究・研修を進める。付属あおぞら幼稚園との連携も含め、本市の幼児教育の課題の解決を図るとともに、その成果を市内に発信する。	開催回数4種18回 参加人数1,334人 継続	子育て総合 センター
	42507 幼稚園・保育所・小学校 連携推進事業 【重点】	幼稚園・保育所・小学校の教職員が授業や保育を相互に参観し、合同の研究会や研修会を通して相互理解に努める。また、子どもたちが一緒に遊んだり、合同保育や授業を行うなど、異年齢での交流及び体験の機会を提供する。	参加数156校園所 相互体験研修回数32回 継続	子育て総合 センター 研修G
	私立幼稚園の取り組み	園職員による子育て相談(36園) 専門カウンセラーによる子育て相談(9園) 園庭・園舎の開放(35園) 未就園児親子登園(27園) 未就園児保育(20園) 一時預かり(13園) 通常保育終了後の預かり保育(34園) その他にも、「地域との交流」、「ホームページによる情報提供」、「子育て講演会」、「幼・保・小の連携」、「食育の取り組み」など各私立幼稚園で独自の取り組みを実践しています。		
6節 特別支援教育の充実				
	42601 障害のある子どもの就学 相談	障害のある子どもたちの就園・就学進路相談及び教育相談を行う。	相談回数 214回 継続	特別支援教 育G
	42602 特別支援学校による地域 支援 【重点】	西宮養護学校及び県立特別支援学校と連携し、巡回相談等による相談支援体制の充実を図る。	相談回数 13回 継続	特別支援教 育G
	42603 「西宮専門家チーム」に よる教育サポート 【重点】	発達障害等による生活や学習上の困難を改善、または克服するための教育的支援を求めている市立学校園在籍の幼児児童生徒及び保護者、教員等に対して早期の実態把握や望ましい教育的対応の内容について専門的意見を示す。	派遣回数 240回 拡充	特別支援教 育G
	42604 発達障害のある児童生徒 への教育支援体制づくり 【重点】	特別支援教育支援員の配置等により、発達障害のある子どもへの適切な支援や、校内体制の充実を図る。	支援員配置 延月数591月 継続	特別支援教 育G

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
3章 家庭や地域の教育力の向上				
1節 家庭教育への支援の充実				
	43101 家庭教育振興事業	家庭教育フォーラムや家庭教育出張講座を実施する。また、家庭教育ニュースレターを発行し、家庭教育についての情報提供を行う。	ニュースレター 発行部数 111,500部 継続	社会教育G
	43102 家庭教育講座	親子で楽しい時間を共有する場として交流を深めてもらい、豊かな感性を育む。	延参加人数 351人 継続	中央公民館
	43103 青少年文化体験事業	人とコミュニケーションすることや表現することの楽しさを体験し、学校・学年・性別を越えた仲間づくりをする。	延参加人数 168人 継続	中央公民館
	43104 幼児教育講座	親子のふれあい、幼児が集団で遊ぶ機会、親同士で交流できる場を提供する。	延参加人数 422人 継続	中央公民館
2節 地域社会における教育力の向上				
	43201 環境学習推進サポーター 養成講座	地域の各種環境学習施設などでの活動を支援する市民ボランティアを養成する。	登録者数 13人 継続	環境学習推進G
	43202 「エココミュニティ会議」への 参画	地域の環境課題を解決するための会議に青年層が参画する。	設置数 11地区 継続	環境都市推進G
	43203 PTAの育成事業	PTAの全市的な組織であるPTA協議会と連携を図るとともに、活動がより充実するよう支援に努める。	研修会参加者数 1,110人 継続	社会教育G
	43204 公民館活動推進委員会 事業	地域住民による公民館活動推進委員会事業の一つとして、家庭・家族や、青少年に関わる課題の講座を実施する。	延参加人数 10,264人 継続	中央公民館

基本目標5：子育て家庭にやさしいまちづくり

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
1章 良好な住宅・住環境の整備				
	51001 簡易耐震診断推進事業 【重点】	旧基準による住宅、建築物の耐震性の向上の推進のため、その費用の一部を助成する。	助成件数 69棟/112戸 継続	建築指導G
	51002 建築防災	工事監理や中間検査・完了検査等の充実、耐震性の向上の推進、住宅の品質確保を促進する。	完了検査数/確認済数 1,418/1,390 継続	建築指導G
	51003 特定優良賃貸住宅の 供給	子育てを担う若い世帯を中心に、ゆとりある住宅を確保できるよう、既存団地の有効な活用を図る。	供給戸数 20団地 484戸 継続	住宅管理G

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
	51004 住情報の総合窓口の設置 【重点】	住情報の総合窓口を設置し、住まい情報のワンストップサービス、建築相談・増改築相談、多様な住情報の提供等を行い、子育て家庭に対する住情報の拡充を図る。	リフォーム相談件数 105件 拡充	住宅政策G
	51005 住宅のバリアフリー改造の支援	住みなれた家で安全で快適に住み続けられるように、既存住宅のバリアフリー化を促進するため、その費用の一部を助成する。	助成件数 99件 継続	住宅政策G
	51006 分譲マンション管理の総合支援	分譲マンションの管理組合が良質なマンションストックの適正な管理を主体的に行えるよう支援を行う。	セミナー開催回数 基礎1回、実務3回 継続	住宅政策G
	51007 市営住宅の優先枠の設置 【重点】	市営住宅等の公募時に子育て世帯、母子(父子)世帯、多子世帯の優先枠を設け、子育て家庭の入居を支援する。	優先枠の戸数 子育て世帯16戸 母子世帯11戸 多子世帯3戸 拡充	住宅入居G
2章 安全で安心な移動空間の確保				
1節 安全な道路交通環境の整備				
	52101 街路事業 (電線類の地中化)	ゆとりある歩行者空間の確保や防災安全性、景観面の向上などを図るため電線類の地中化を行う。	電線類の地中化 整備延長 - (H21 繰越事業) 継続	道路建設G
	52102 街路事業 (バリアフリー等)	バリアフリー等に配慮した安全な道づくりとして、段差の小さい広幅員歩道の整備を行う(点字ブロックの整備等を含む)。	バリアフリー対応 の歩道設置延長 135m 継続	道路建設G
	52103 交通安全施設整備事業	交通量の多い路線や通学路を中心にガードレール、カーブミラー、道路照明灯など各種交通安全施設を整備する。	ガードレール等整備 1,116m 継続	道路補修G
	52104 歩道改良事業 (歩道段差解消等) 【重点】	歩道の段差解消や勾配改善等を実施する。	段差解消数 98か所 継続	道路補修G
2節 安心して外出できる環境の整備				
	52201 鉄道駅舎エレベーター等 設置補助 【重点】	バリアフリー対策として、駅舎にエレベーター等を設置する鉄道事業者に対し、国・県・市が協調して補助を行う。	駅舎エレベーター 設置率 92.9% 継続	健康福祉計画G
	52202 福祉のまちづくりの推進 【重点】	公益的施設等の建設にあたっては、「兵庫県福祉のまちづくり条例」及び「西宮市福祉のまちづくり要綱」の整備基準を守るとともに、既存の施設についても、その基準に適合するよう、努力義務の履行を促す。	届出件数 72件 継続	建築指導G
	52203 超低床ノンステップバスの導入補助 【重点】	超低床ノンステップバスを導入する路線バス事業者に対し、国・県・市が協調して補助を行う。	導入補助5台 導入割合 25.6% 継続	都市計画G

基本目標6：子どもの権利と安全を守るまちづくり

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
1章 子どもの権利擁護の推進				
1節 児童虐待防止への取り組み				
	61101 子どもの権利擁護推進の啓発	「西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」の重点課題に位置づけ、取り組みを進める。	子どもに関する事業数 28件 継続	啓発推進課
	61102 養育支援ネット	医療機関等と地域保健が連携し、未熟児出生や虐待ハイリスクなどを早期に把握する。	把握件数 169件 継続	健康増進課
	61103 家庭児童相談事業 【重点】	児童の虐待や養育上の問題、父子家庭の相談に応じる。	相談件数 915件 拡充	児童・母子支援G
	61104 要保護児童対策協議会 【重点】	虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護と、関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図る。	ケース検討会議 63回 継続	児童・母子支援G
	61105 人権関連学習事業	人権問題学習会の中で子どもの人権に関する講座を実施する。	延参加人数 1,876人 継続	中央公民館
	11107 [再掲] 健やか赤ちゃん訪問事業 【重点】	生後2か月頃の乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。	訪問件数 1,173件 拡充	児童・母子支援G
2節 ひとり親家庭等への支援				
	61201 母子家庭等医療費助成	母(父)子家庭に対し、医療費のうち、健康保険適用分の一部負担金を助成する。	受給者数 8,333人 継続	医療年金G
	61202 高等技能訓練促進費事業	母子家庭の母親の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得を促進するため、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の養成機関で修業中の生活を支援する。専門学校などで2年以上のカリキュラムを習得中の人を支援。	支給件数 8件 継続	児童・母子支援G
	61203 児童扶養手当 【重点】	父と生計をともにできない児童の母や、母に代わって児童を養育している人に支給する。	受給資格者数 3,218人 見直し・改善	児童・母子支援G
	61204 自立支援教育訓練給付金 【重点】	母子家庭の母親の主體的な能力開発への支援のため、ヘルパーやパソコン、簿記、医療事務など、就職に結びつきやすい教育訓練講座を受け、修了後、入学金と受講料の一部を給付する。	支給件数 14件 継続	児童・母子支援G

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
	61205 婦人保護事業	電話・来所等による相談に応じ、緊急保護・関係機関との連絡調整、被害者の移送、他市施設への措置依頼等を行う。	相談件数 1,013件	児童・母子 支援G
			継続	
	61206 母子家庭等就労・自立 支援センターの設置 【重点】	母子家庭等の就労をより効果的に促進するため、就労相談から技能講習、就労情報の提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、地域生活の支援や養育費などの専門相談を実施するセンターを新たに設置する。	-	児童・母子 支援G
			新規実施	
	61207 母子寡婦福祉資金貸付	母子寡婦福祉資金の貸付(相談・書類受付・連絡調整・決定後の事後処理)を行う。	貸付件数 8件	児童・母子 支援G
			継続	
	61208 母子生活支援施設	住まいに困窮した母子が自立した生活に移行できるよう相談に応じ、生活全般にわたる支援と助言指導を行う。	延入所世帯数 222件	児童・母子 支援G
			拡充	
	61209 母子相談 【重点】	就労や子育ての面で、経済的及び精神的に困難を抱えた母子家庭・寡婦に対し、適切な情報の提供を行うなど相談に応じる。	相談件数 2,604件	児童・母子 支援G
			継続	
	61210 母子福祉センター	母子及び寡婦世帯の各種相談に応じるとともに、就労、自立支援を行う。また各種の教養講座等を行う。	相談件数 359件	児童・母子 支援G
			継続	
	61211 女性対象の相談業務	女性が抱える問題や悩みについて電話・面接・法律相談を行う。	相談件数 1,098件	男女共同参 画推進課
			継続	
61212 シングルマザー等への 講座	ひとり親家庭のための生活支援や、ネットワークづくりを目的として、講座を開催する。	講座開催数 1回	男女共同参 画推進課	
		継続		
3節 障害児施策の充実				
61301 障害者医療費助成	障害者・児に対し、医療費のうち、健康保険適用分の一部負担金を助成する。	受給者数 5,130人	医療年金G	
		継続		
61302 発達障害のある児童への 支援	地域のNPOなどと協力し、児童館で、発達障害のある児童を受け入れる。保護者の相談業務を行ったり、他の児童、親子とのふれあい講座を企画する。	実施児童館数 3か所	子育て企 画・育成G	
		拡充		
61303 留守家庭児童育成センタ ーにおける障害児の受け 入れ	留守家庭児童育成センターにおいて、障害の程度等により指導員を加配し、1～6年生の障害児童の受け入れを行う。	受け入れ児童数 77人	子育て企 画・育成G	
		継続		

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
	61304 特別児童扶養手当	身体または精神に障害のある20歳未満の児童を養育している人に手当を支給する。	受給資格者数 684人	児童・母子 支援G
	継続			
	61305 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害児に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための支援を行う。	利用者数 920人	障害福祉課
	継続			
	61306 北山学園	就学前の知的障害児で保護者のもとから通園し、遊びや活動を通じて社会に適応できるよう個別的、集団的な訓練を行う。	通園児童数 30人	障害福祉課
	継続			
	61307 緊急一時支援事業	常時介護が必要な障害児を抱えている家庭で急用等のため一時的に介護ができないとき、障害児を緊急一時保護者が日中の一定時間または宿泊させて預かる。	利用回数 1,798回	障害福祉課
	継続			
	61308 サポートファイル (みやっこファイル) 【重点】	保護者や支援者が子どもの成長段階の記録を綴り、情報を蓄積、共有化していくファイル。発達障害をはじめ支援の必要な子どもの情報を共有して把握することにより、子どもの成長過程に応じ、途切れることなく適切な支援ができるようにサポートファイルを活用する。	-	障害福祉課
	新規実施			
	61309 児童デイサービス	日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるよう、個別指導や集団療育を行う。	(H21年度新規事業)	障害福祉課
	拡充			
	61310 障害児ショートステイ	常時介護が必要な障害児を抱えている家庭で急用等のため一時的に介護ができないとき、障害児を短期入所事業所が宿泊で預かる。	利用日数(児童のみ) 1,021日	障害福祉課
	継続			
	61311 障害者あんしん相談窓口	身近な地域で細やかな相談が受けられるよう、市内の相談窓口をネットワーク化し、障害種別を越えた相談を行う。	開設箇所数 7か所	障害福祉課
継続				
61312 障害福祉サービスの支給 (介護給付)	ホームヘルプ等により障害児の地域生活の支援を行う。	利用者数 396人	障害福祉課	
継続				
61313 日中一時支援事業	常時介護が必要な障害児を抱えている家庭で急用等のため一時的に介護ができないとき、障害児を短期入所事業所が日中の一定時間預かる。	利用回数 2,237回	障害福祉課	
継続				
61314 統合保育の実施	「共に育つ」の視点のもと、保育士を加配し障害児保育の充実を図る。	拠点保育所18か所 その他受入18か所 加配対象68人	保育所事業 G	
継続				
61315 療育相談事業	障害児(者)の生活を支援するためコーディネーターやケースワーカーが、電話・訪問・来所により発達・療育・福祉制度・福祉用具等に関する相談業務を実施する。	相談件数 延2,373件	わかば園事 業G	
継続				

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
	61316 わかば園の運営 【重点】	肢体不自由児通園施設で障害児診療所を併設。通園療育、外来診療療育、障害児等療育支援事業による外来保育等の支援療育を実施する。	外来診療 8,696人 継続	わかば園事業G
	42601 [再掲] 障害のある子どもの就学相談	障害のある子どもたちの就園・就学進路相談及び教育相談を行う。	相談回数 214回 継続	特別支援教育G
	42602 [再掲] 特別支援学校による地域支援 【重点】	西宮養護学校及び県立特別支援学校と連携し、巡回相談等による相談支援体制の充実を図る。	相談回数 13回 継続	特別支援教育G
	42603 [再掲] 「西宮専門家チーム」による教育サポート 【重点】	発達障害等による生活や学習上の困難を改善、または克服するための教育的支援を求めている市立学校園在籍の幼児児童生徒及び保護者、教員等に対して早期の実態把握や望ましい教育的対応の内容について専門的意見を示す。	派遣回数 240回 拡充	特別支援教育G
	42604 [再掲] 発達障害のある児童生徒への教育支援体制づくり 【重点】	特別支援教育支援員の配置等により、発達障害のある子どもへの適切な支援や、校内体制の充実を図る。	支援員配置延月数 591月 継続	特別支援教育G
2章 子どもを取り巻く有害環境や課題解決への取り組み				
1節 課題を抱える子どもへの支援体制の整備				
	62101 スクールカウンセラーの活用	子どもたちの内面に抱えるストレスや不満を解消するため、スクールカウンセラーを活用する。	配置校数 小学校7校 中学校20校 配置時間 年間210時間 拡充	学校人権教育G
	62102 不登校児童支援事業	学校、地域と連携し、児童館、児童センターにおいて主に低学年の不登校児童の支援を行う。	- 新規実施	子育て企画・育成G
	62103 進路指導相談	「青少年進路指導員」と連携しながら、早期離職・中途退学予防と、やむを得ず離職・中途退学した生徒の進路指導にあたる。	学校・事業所訪問 延回数53回 継続	青少年補導G
	62104 青少年相談	非行、進路、親子関係、いじめなど青少年や保護者の悩みや心配事を解決する。	相談件数 電話324件 来所31件 継続	青少年補導G
	62105 スクーリングサポート事業	教育相談、適応指導教室、不登校児童生徒学習支援を一括してスクーリングサポート事業としている。	適応指導教室在籍 児童生徒 学校復帰率40.8% 継続	特別支援教育G

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
	62106 不登校児童生徒学習 支援事業	小・中学校に「居場所サポーター」を派遣し、登校しているが教室に入れない児童生徒や「あすなる学級」から学校復帰した児童生徒の支援体制を整える。また、引きこもっている児童生徒が、家庭でWeb学習やコミュニケーションできるよう、「在家庭学習支援システム」を構築する。	居場所サポーター 派遣校数 13 校	特別支援教 育G
			見直し・改善	
2節 有害環境対策の推進				
	62201 情報モラル教育の推進	すべての学校で、道徳や特別活動等の中で、計画的に情報モラル教育に取り組む。	実施校数 64 校	学校教育G
			継続	
	62202 風俗営業等の建築規制	良好な教育環境を保全するため、教育関連施設や通学路等から一定距離の範囲内での風俗営業等の建築を規制する。	建築等の可否相談 31 件	環境都市推 進G
			継続	
	62203 インターネット問題に関する 研修支援事業	インターネット問題に関する研修会の開催を支援し、保護者の意識啓発の向上を図るため、保護者等を対象とした研修会を開催するPTAまたは学校に対して、講師への謝金の全部または一部を市が負担する事業。	(H21年度新規事業)	青少年施策 推進課
			継続	
	62204 「愛の一声」運動	市内 39 地区の補導委員が、月4回程度、「愛の一声」運動を中心とした巡回補導活動を行う。	補導委員の延活動回数 8,526 回	青少年補導 G
			継続	
	62205 街頭補導活動 【重点】	街頭補導員が青色回転灯を装備した街頭補導車(2台)で平日9時から21時まで市内全域を巡回補導活動する。	補導車実働日数 延 451 日	青少年補導 G
			継続	
	62206 市民に対する啓発活動	未来を担う子どもたちの現状をみつめ、地域で健全に育てていくという視点に立って、学校関係者や青少年健全育成団体、広く市民に対して啓発活動を行う。	研修会等参加回数 18 回	青少年補導 G
			継続	
	62207 白ポスト (有害図書類回収)	市内 16 か所に白ポストを設置し、青少年にとって有害な図書類を回収し、焼却処分する。	有害図書類回収数 2,954 点	青少年補導 G
			継続	
	62208 地域環境実態調査	青少年の健全育成・非行化防止の観点から店舗や自動販売機の営業実態を把握し、協力を依頼する。また必要に応じて県及び関係機関とも連携して指導する。	調査対象 222 店	青少年補導 G
			継続	

区分	事業名	内容	実績 (H20年度)	担当課
			方向性	
3章 子どもの安全の確保				
1節 子どもの交通安全の確保				
63101 交通安全教育等の推進 【重点】	幼児と保護者を対象とした交通安全教育や、幼稚園・保育所・小学校で歩行指導・自転車教室を実施する。	交通安全教室等 実施回数 213 回	安全・安心 対策G	継続
63102 通学路安全確保事業 【重点】	学校、道路管理者、警察、PTA、地域関係機関・団体等と連携し、道路状況の改善、登下校時における交通規制等についての調整を行う。	実施	学事・学校 改革G	継続
2節 子どもを犯罪等の被害から守るための取り組み				
63201 防犯灯の整備促進	子ども等の安全を確保するための防犯灯設置に対し、防犯協会に補助を行う。	防犯灯設置数 新設 270 灯 取替 505 灯	安全・安心 対策G	継続
63202 「安全マップ」の作成 【重点】	各小学校において、学校やPTA愛護部、青愛協が中心となり、校区内の危険箇所や安全箇所の確認をして「安全マップ」を作成する。	実施校数 42 校	学校人権教 育G	継続
63203 県警ホットラインの設置	幼稚園、小・中・高等学校や保育所、児童館等の児童福祉施設での異変をいち早く県警本部に知らせ、被害の最小限化を図るためのホットラインを設置する。	実施	施設管理関 係各課	継続
63204 地域と学校の連携による 見守り	青少年愛護協議会やPTAなど地域団体と学校が連携して、子どもの登下校時の見守りなどを行う。	実施校数 42 校	青少年育成 G	継続
3節 被害に遭った子どもへの支援体制の充実				
63301 西宮こども家庭センターと の連携	支援が必要な子どもたちやその家族については、要保護児童対策協議会を通じて、西宮こども家庭センターや学校など関係機関と協力して対応する。	ケース検討会議 63 回	児童・母子 支援G	継続
61103 [再掲] 家庭児童相談事業 【重点】	児童の虐待や養育上の問題、父子家庭の相談に応じる。	相談件数 915 件	児童・母子 支援G	拡充
62101 [再掲] スクールカウンセラーの 活用	子どもたちの内面に抱えるストレスや不満を解消するため、スクールカウンセラーを活用する。	配置校数 小学校 7 校 中学校 20 校 配置時間 年間 210 時間	学校人権教 育G	拡充

4 . 計画策定関係要綱集

(1) 西宮市次世代育成支援行動計画策定委員会設置運営要綱

(設 置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に基づき、西宮市次世代育成支援行動計画（以下、「計画」という。）の策定並びに計画の見直しをするため、西宮市次世代育成支援行動計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）を設置する。

2 この要綱は、策定委員会の運営に関し必要な事項を定める。

(構 成)

第2条 策定委員会は、別表1に掲げる者を委員として構成する。

2 委員は、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、平成22年3月31日までとし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事務)

第3条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

1 次期計画の策定並びに見直しにあたっては、基礎資料の点検、助言を行うこと及び計画の具体的内容を検討し、市長に意見を具申すること。

2 前項の検討にあたっては、国、県の計画やサービス等に関する基準を参酌するほか、西宮市総合計画をはじめ諸計画と整合することに留意しなければならない。

(運 営)

第4条 策定委員会に委員長を置く。委員長は、策定委員会において委員の互選により定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長があらかじめ指名し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第5条 策定委員会の庶務は、健康福祉局こども部子育て企画・育成グループにおいて処理する。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月31日から施行する。

この要綱は、平成21年5月26日から施行する。

(2) 西宮市次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

所属団体・役職名等	氏名	備考
関西学院大学 人間福祉学部 学部長・教授	シノ マツ 叻 芝野 松次郎	委員長
佛教大学 社会福祉学部 教授	ナガ チミ 中田 智恵海	副委員長 作業部会長
西宮市民間保育所協議会 会長 (なぎさ保育園 園長)	ウチノ スミ 内田 澄生	
西宮市PTA協議会 会長	ウチノ ヒロ 内田 久恵	
西宮市社会福祉協議会 (地域福祉推進委員会 児童福祉部会長)	オノ タカ 岡本 孝子	
西宮市私立幼稚園連合会 (こひつじ幼稚園 園長)	オノ トモチ 岡本 知之	
公募委員	オノ ヨシ 小椋 良子	作業部会
児童育成委員会 委員長	オノ ヒトシ 久保 等	
西宮商工会議所 (辰馬本家酒造(株) 総務人事グループマネージャー)	ゴウ ケン 郷田 健二	
公募委員	コバ ヨシ 小林 節子	作業部会
児童養護施設 三光塾 (社会福祉法人三光事業団 常務理事 総合施設長)	ワカキ カズヤ 側垣 一也	作業部会
西宮市民生委員・児童委員会 (山口地区民生児童委員協議会 会長)	タナカ ヒロコ 田中 弘子	
子育てネットワーク西宮 代表	タニ ユキ 谷木 優子	作業部会
西宮保育所父母の会連絡協議会	タニグチ ヒサル 谷口 久治	
公募委員	タノ ムツコ 中野 睦子	作業部会
兵庫県西宮こども家庭センター 所長	タニモリ ケン 永守 研吾	
公募委員	ノノミ ハツキ 野上 はづき	作業部会
西宮労働者福祉協議会 副会長	ノノミ ヨシオ 坂 好夫	作業部会
西宮市青少年愛護協議会 (神原地区青少年愛護協議会 会長)	ヒラノ ミコ 平野 美恵子	
西宮市医師会 理事	ノノミ ヒロオ 森 博雄	
西宮市心身障害児者団体連絡協議会 副議長 (西宮市肢体不自由児者父母の会 会長)	ヨシダ トモエ 吉田 知英	

(3) 西宮市次世代育成推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「法」という。)に基づく次世代育成の促進にかかる施策を総合的、効果的に推進するため西宮市次世代育成推進会議を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第8条に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画の策定に関すること。
- (2) 次世代育成の促進にかかる施策の円滑な推進に関すること。
- (3) 次世代育成の促進にかかる施策の総合的な連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、副市長(西宮市副市長事務分担規則第2条第1項に定める副市長のうち、健康福祉局を担任する副市長)をもって充てる。
- 3 委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となり、会務を総括する。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代行する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させることができる。

(部会)

第5条 推進会議に次の部会を置く。

第1部会	こども
第2部会	青少年
第3部会	ワーク・ライフ・バランス
第4部会	まちづくり

- 2 部会に部会長、副部会長及び部会員を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる職にある者及び部会長が指名する者をもって充てる。
- 5 部会長は、部会を招集し、主宰する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 部会長は、必要があるときは、関係職員に対し資料の提出、説明等を求めることができる。
- 8 健康福祉局長は、必要に応じ、部会長連絡会議を開催し、部会間の連絡調整を行い、その結果を推進会議に報告する。

(合同部会)

第6条 第1部会長は、合同部会を招集することができる。

2 合同部会は、第1、第2、第3及び第4部会をもって構成する。

3 合同部会の会長(以下、「合同部会長」という。)は、第1部会長を、副会長(以下、「合同副部会長」という。)は、第2、第3及び第4部会長をもって充てる。

4 合同部会長は、合同部会を主宰する。

5 合同副部会長は、合同部会長を補佐し、合同部会長に事故あるときは、第2部会長が、第2部会長にも事故あるときは、第3部会長が、第3部会長にも事故あるときは第4部会長がその職務を代行する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉局こども部子育て企画・育成グループが行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月28日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年7月15日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

西宮市次世代育成推進会議

(1) 次世代育成推進会議委員一覧

副市長
教育長
総合企画局長
総務局長
市民局長
健康福祉局長
環境局長
都市局長
土木局長
防災・安全局長
教育次長
教育次長
中央病院事務局長

(2) 次世代育成推進会議部会員一覧

部 会	部 会 長 副 部 会 長	部 会 員
第1部会 <こども>	健康福祉局長 こども部長	子育て企画・育成グループ長 児童・母子支援グループ長 保育所事業グループ長 子育て総合センター所長 わかば園事業グループ長 高齢福祉グループ長 障害福祉課長 厚生課長 保健サービス課長 健康増進課長 中央病院医事グループ長 学事・学校改革グループ長 学校教育グループ長
第2部会 <青少年>	教育次長 (教育総括室所管) 学校教育部長	教育総務グループ長 社会教育グループ長 スポーツ振興課長 中央公民館長 中央図書館長 青少年育成グループ長 管理グループ長 施設計画グループ長 学事・学校改革グループ長 学校教育グループ長 学校人権教育グループ長 学校保健グループ長 研修グループ長 特別支援教育グループ長 子育て企画・育成グループ長 子育て総合センター所長
第3部会 <ワーク・ライフ・バランス>	市民局長 経済部長	勤労福祉課長 男女共同参画推進課長 子育て企画・育成グループ長 保育所事業グループ長
第4部会 <まちづくり>	都市局長 都市計画部長 防災・安全総括室長	景観まちづくりグループ長 住宅政策グループ長 住宅入居グループ長 健康福祉計画グループ長 道路事業推進グループ長 環境都市推進グループ長 公園緑地グループ長 安全・安心対策グループ長

5. 後期計画策定のためのニーズ調査の概要

調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定するにあたり、本市における子育て支援に関するご意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

2. 調査設計

調査対象者： 就学前児童 / 平成20年4月現在、西宮市に住んでいる就学前児童の保護者から無作為に抽出

小学生 / 平成20年4月現在、西宮市に住んでいる小学生の保護者から無作為に抽出

高校生 / 平成20年12月現在、市立西宮高等学校、市立西宮東高等学校に在学している高校生1、2年生

調査期間： 平成21年1月23日～平成21年2月5日（就学前児童、小学生）

平成20年12月15日～平成21年1月9日（高校生）

調査方法： 調査票による本人記入方式 郵送による配布・回収調査
（高校生はホームルーム等で実施）

3. 回収の結果

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	3,335	2,216	66.4%
小学生	3,495	2,165	61.9%
高校生	962	962	100.0%
合計	7,792	5,343	

調査結果の概要については、第2編「5. ニーズ調査からみる子育ての状況(P15～24)」に掲載しています。

6. パブリックコメントの概要

計画素案を市ホームページで公表するほか、市役所本庁、各支所、サービスセンターで配布し、それに対するご意見を広く募集しました。

募集期間 平成21年12月4日（金）～平成22年1月8日（金）

募集結果 意見提出者 42名（郵送：1、電子メール：2、FAX：0、窓口：39）

意見件数 98件

パブリックコメントの結果は市ホームページで公表しています。